



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	信用貨幣の生成原理に関する研究
Author(s)	海, 大汎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経済学)
Dissertation Number	甲第14031号
Issue Date	2020-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k14031
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94714
Type	doctoral thesis
File Information	Hae_Daebeom.pdf



信用貨幣の生成原理に関する研究

北海道大学／博士後期 3 年／海 大 汎

- 序文
- 第 1 章 問題の所在 ― 信用売買の理論領域
 - 第 1 節 利子生み資本論と信用制度論
 - 第 2 節 商業信用と貨幣貸借
 - 第 3 節 信用売買と利子
 - 小括
- 第 2 章 商品交換の成立原理
 - 第 1 節 所有主体と交換主体
 - 第 2 節 反省規定としての私的所有
 - 第 3 節 反省規定としての価値関係
 - 第 4 節 商品交換における権利と義務
 - 小括
- 第 3 章 貨幣生成の論理構造
 - 第 1 節 第 1 形態から第 2 形態への移行の矛盾
 - 第 1 項 移行の不在
 - 第 2 項 価値表現の見直し
 - 第 2 節 第 2 形態から第 3 形態への移行の難点
 - 第 1 項 移行の限界
 - 第 2 項 交換の行き詰まり
 - 第 3 節 第 2 形態から第 3 形態への移行の見直し
 - 第 1 項 一般性の与えられ方
 - 第 2 項 移行の見直し
 - 小括
- 第 4 章 貨幣の内なる二面
 - 第 1 節 貨幣蓄蔵の二つの契機
 - 第 2 節 富の外来性と富の過剰性
 - 第 3 節 富としての貨幣と商品としての貨幣
 - 小括
- 第 5 章 信用貨幣の流通根拠
 - 第 1 節 金属貨幣と信用貨幣
 - 第 2 節 信用貨幣の萌芽
 - 第 3 節 信用貨幣の生成原理
 - 第 4 節 兌換銀行券と不換銀行券
 - 小括
- まとめ

■ 参考文献

序文

本研究は、信用貨幣の生成原理を解明するものである。貨幣/信用制度に関する基礎理論を研究対象としたのは、信用貨幣(信用売買)の生成(成立)原理についての考察を貨幣論/信用論の課題とする従来のマルクス経済学および宇野理論の論理構成に疑問をいだいたからである。そこで、信用や貨幣、商品、市場の存立根拠を論じる従来の諸説を原理的に見直し、商品論の枠組みの中で信用貨幣(信用売買)の生成(成立)を明らかにするための研究を企画した。そして、その成果を一つの論文としてここにまとめている。以下では、本研究の概略的な内容およびその当為について説明することにする。

マルクス経済学では一般に、信用貨幣は、支払手段としての貨幣機能によって発行されるものとされる¹。売り手と買い手との間の非人格性を特徴とする商品交換では、前者の商品の譲渡と後者の貨幣の譲渡とが共時的に行われるとは限らない。仮に現時点で購買代金を支払うことが困難な場合、買い手は、売り手との支払約束を締結し、債権債務関係を形成することで、商品を仕入れることができる。このように、商品の譲渡と貨幣の譲渡との間に時間的な不一致が生じる交換方式を信用売買といい、そのときに発行されるものを信用貨幣と呼ぶ。信用貨幣は、売り手にとっては貨幣請求権として、また買い手にとっては債務証書として機能する。

ところで、信用売買では、商品の譲渡と貨幣の譲渡との間の不一致のゆえに信用価格と現金価格との間の乖離が生じうる。この差額は原理論では、貨幣(現金)貸借から発生する利子とは相容れないものと規定されている。だが、この点については、再考の余地があるように思われる。マルクス経済学の伝統では一般に、信用貨幣と利子との概念規定は、各々異質的な理路を踏むものとされてきた。すなわち、前者は、商品交換の展開過程で現出されるのに対して、後者は、金融機関(信用制度)の手形割引(貸付)によって発生する。それゆえ、前者は、支払手段としての貨幣機能によってその形態的根拠を与えられるのであるが、後者の発生過程は、流通形態論の理論領域を超えるものとなる。両者が直接的に結びつくことになるのは、銀行信用論においてである。

¹ 「一方の商品所持者は、現に在る商品売り、他方は、貨幣の単なる代表者として、または将来の貨幣の代表者として、買うわけである。売り手は債権者となり、買い手は債務者となる。ここでは、商品の変態または商品の価値形態の展開が変わるのだから、貨幣もまた別の一機能を受け取るのである。貨幣は支払手段になる」(Marx[1890]:S.149)。「信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能から直接には発生するものであって、それは、売られた商品にたいする債務証書そのものが、さらに債権の移転のために流通することによって、発生するのである」(Marx[1890]:S.153-4)。

このような理論体系には、二つの認識を前提としているように見える。すなわち、第一に、信用売買(先購買後販売の展開方式)は、単純な商品流通(先販売後購買の展開方式)とは相容れないものであり、第二に、利子は、直接的かつ間接的な貨幣貸付の成立過程で発生するものであるということである²。これによれば、信用売買における信用価格と現金価格との差額は、売り手の利得に他ならない。なぜなら、信用売買は単に、単純な商品流通における購買過程を先取りしたものにとすぎず、またそこでは、買い手と売り手とが実際に貨幣そのものを貸したり借ったりしてはいないからである。したがって、その差額は、商品価格(現金価格)に付け加わるプレミアム(割増金)として規定すべきだということになる。

とはいえ、この問題はそれほど簡単ではない。というのは、利得と利子との間には概念的な相違が存在するからである。すなわち、前者は、現金価格に付け加わるプレミアム(割増金)のことであるのに対して、後者は、債権債務関係から直接発生する金額を意味する。さらにまた、信用売買では、貨幣貸借と同様に、売り手と買い手との間で債権債務関係が成立するのであって、買い手(借り手)は一定期間後に、約定金額(元本+利子)を売り手(貸し手)に返済しなければならない。そこで、売り手は、貨幣請求権の保有者(債権者)の立場に、また買い手は、債務履行の当事者(債務者)の立場に立たされる。いわば権利と義務とをめぐる経済的関係といってよい。

要するに、信用価格と現金価格との差額をいかに規定すべきかという問題は、より根本的には信用売買の成立根拠についての理解と深く結びついていることが分かる。一般に単純な商品流通を商品交換の正則とする立場では、商品交換を商品そのものの交換とみなすきらいがある。そこでは、第一に、価格＝貨幣

² これらが互いに無関係なものではないということは、次の宇野[1974a]の叙述から十分読み取れる。「売手の側で商品に価格をつけて売りに出していれば、買手は金を現実に渡すことによって、その価格をきめることになる。貨幣による商品の売買を、商品と貨幣との単なる交換のように考えるならば、個別的な『合意』による価格決定ということも意味があるが、商品流通としての、貨幣の媒介による商品の社会的交換の過程では、『合意』は、一方の『表示』に対して他方の『購買』によって成立するのである。久留間さんのいう、掛買の場合にしても、何ヶ月か先に貨幣の支払を約束するから行われることで、先ず『現金の金』なしに『価格がきまり、そのきまった価格で売買がおこなわれる』段になって掛買になるというのではあるまい。それが一般の売買と異なって特定の個別的関係をもってせられることは、いうまでもない。われわれが、マルクスにならって、その関係を『流通手段としての貨幣』の解明にはなお考慮しないという理由も、そこにある。売買といえば掛売も直ちに解明されるというものではない」(346 頁)。要するに、信用売買は、「一般の売買と異なって特定の個別的関係をもってせられる」ものということである。その限りで、利子の生成が「商品流通」レベルを超える貸付関係によって説かれるのは、当然の帰結といってよい。

形態の確立は、商品交換の媒介機能を果たす一般的等価物の現出過程を示しており、第二に、価値表現に見られる相対的価値形態と等価形態との対極的な立場は、商品そのものの交換を表象しているとされる。そこから、単純な商品流通を商品交換の正則としつつ、信用貨幣を変則的な交換方式(信用売買)からくるものとして位置づけるのである。

だが、商品交換の成立根拠を商品の譲渡と貨幣の譲渡との共時性に求めることには疑問がある。このような想定の適否を問うことは本文に譲るとしても、信用売買/信用貨幣の概念規定が単純な商品流通に通底する市場像/貨幣像と深く結びついているということは確かである。ところが、従来の原理論体系では、一般的等価物としての貨幣の交換性に立脚して構築してきた、貨幣像/市場像を商品経済の基本モデルとしてきたため、そこからは、信用売買/信用貨幣についての従来の理解を相対化することはできない。したがって、信用貨幣(信用売買)生成(成立)を原理的に解明するというのは、それらを支えていた従来の論理構造そのものを見直さなければならないということにならざるをえない³。

本稿では、以上の概略的な構想を基に、次のように考察を進める。第1章「問題の所在－信用売買の理論領域」では、利子概念についての従来の観点を批判的に検討し、信用売買(商業信用)における利子の生成の根拠を解明することで、信用売買の理論領域についての従来の原理論体系に疑問を提起する。第2章「商品交換の成立原理」では、商品交換において価値関係が私的所有といかに結びついているかを原理的に考察し、商品交換が所有主体の変更をめぐって行われる権利の獲得と義務の履行との過程であることを解明することで、原理論体系における現金売買と信用売買との位置づけを捉え直す。第3章「貨幣生成の論理構造」では、価値形態の移行過程に沿って貨幣の生成の根拠を探求し、一般的等価物についてのこれまでの認識を再考することで、商品論の枠組みの中で信用売買(信用貨幣)の形成(生成)可能性を模索する。第4章「貨幣の内なる二面」では、貨幣に通底する保蔵性と交換性との回路を抽象し、単純な商品流通における従来の貨幣像/市場像を再考することで、信用貨幣の理論的土台を提示

³ 「ここでとりあつかわれる流通形態論は、流通形態がもともと特定の生産関係を前提としない、生産物の社会的媒介の無政府的な(つまり非共同体的な)私的形式でありながら、しかもそのもっとも展開された形態においては、人間の自然との物質代謝一般を全面的に媒介しうる形式であることをあきらかにするものでなければならない。……完全に発達した資本主義社会－いわゆる純粋な資本主義－を前提としながら、まず商品経済を純粋な流通形態の展開として、生産過程を直接前提とすることなく解明するという原理論の方法は、このような意味で、資本主義社会の特殊歴史性を原理的にあきらかにする唯一の方法であって、それは『社会的再生産の視角』や『流通滲透視角』などが理解するように、産業資本の確立に先だって『単純商品生産社会』が存在したからでもなければ、また商人資本の支配する重商主義段階が存在したからでもない」(降旗[1965]:77-78頁)。

してみたい。第5章「信用貨幣の流通根拠」では、信用貨幣の概念規定をめぐる諸説を批判的に検討し、商品論的見地から信用貨幣の生成過程を原理的に解明する。最後の「まとめ」では、各章の結論をまとめて本稿を締めくくることにする。

第1章 問題の所在⁴ －信用売買の理論領域－

従来の利子論では、K.マルクス[1894]による『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂利子生み資本」と、宇野弘蔵[1964]による『経済原論』第3篇第3章「利子」とが、利子の生成とその解明とをめぐる対峙してきた。これらの論点は、利子を、特定資本の価値増殖過程から生成されるものと捉えるか、産業資本と銀行資本との間の貸付関係から生成されるものと捉えるかによって分かれるが、いずれも経済主体の間の貨幣貸借関係を理論的に位置づけるものといっていよい⁵。

宇野学派の原理論体系は、宇野のアプローチに基づき商業信用に端を発する信用制度論の整合性を高める方向へと研究が積み重ねられてきた。そうした中で、鈴木鴻一郎と山口重克とが、貨幣貸借の原理を商業信用論の内部に導入する形で、信用制度論のさらなる刷新をはかり、利子論の新たな地平を開いた。とはいえ、これらの立論が必ずしも貸借関係の導入の意義を生かしきれているとは限らない。その根因は、端的に言えば、商業信用の形態についての不明確な理解にあると思える。利子生成における発生論的理解が阻害されているのは、そのためである。

本章では、以上の問題関心から、利子の生成をめぐる従来の論点と限界とを

⁴ 本章の内容は、拙稿「商業信用の形態と利子－貨幣貸借の理論領域」（北海道大学2019年6月『経済学研究』第69巻1号）に基づいている。

⁵ マルクスは、『資本論』第3巻第5篇「利子生み資本」で「信用制度の基礎」について、一方で「資本主義的生産様式が存続するかぎり、利子生み資本はその諸形態の一つとして存続するのであって、実際にこの生産様式の信用制度の基礎をなしているのである」(Marx[1894]:S.621)とし、他方では「商業信用、すなわち再生産に携わっている資本家たちが互いに与え合う信用を分析してみよう。この信用は信用制度の基礎をなしている」(Marx[1894]:S.496)と述べている。両方の叙述は、「信用制度の基礎」に対して相異なる見解、つまり「信用制度の基礎」を、前者では「利子生み資本」から、後者では「商業信用」から求める視座を示している。とはいえ、マルクスによる両方の見解が如何に関連づけられているのかは明らかにされないままであった(岡部[1989]:55頁)。その結果、見解は、「利子生み資本説」と「商業信用説」と分かれ、利子論展開の分岐点となったのである(松井[1990]:35頁)。両説は、マルクスの叙述から触発され、対峙してきたが、いずれも利子の概念規定の基本原理を提供するものといっていよい。

検討しながら、利子の生成の解明を試みることにしたい⁶。まず第1節では、マルクスの利子論を批判する宇野の立論に焦点を当てて検討し、その意義と限界とを見極める。第2節では、宇野の商業信用論を批判的に捉え直した鈴木説と山口説とに焦点を当てて、商業信用と貨幣貸借との関係を検討する。第3節では、商業信用における販売と貸付との共時性(山口重克)を突き詰める形で、貨幣貸借のメカニズム(小幡道昭)を検討し、売手と買手との間の貸借関係の成立過程に沿って商業信用の展開を理解することで、利子の生成を論ずる。最後に、以上の検討を踏まえ、従来の支払手段論(貨幣論)が抱えている盲点を指摘することにした。

第1節 利子生み資本論と信用制度論

本節では、利子の生成におけるマルクスの立論に対する宇野の批判とその限界とを中心に検討する。まず『資本論』第3巻第5篇「利子生み資本」でマル

⁶ 本章では、山口[1983]のいわゆる発生論的方法を採用した。すなわち、『資本論』で発生論的論理の展開が志向されているもっとも典型的な個所は第1巻の価値形態論であろう。第3巻では商業資本論に発生論的に説いているところが部分的にみられるが、きわめて不十分で徹底していない。利子論になると、そのような方法は部分的にもみられない(18頁)。但しそうした「発生論」を分化発生論として採用しているわけではない(新田[2014]:第2節)。これに関連して清水[2014]は、次のように述べている。「たとえば商業資本の分化発生という場合、従来は『分化=発生』とか、『分化・発生』というように表記することが一般的であった。つまり、『分化』と『発生』という二つの概念は、それほど明確に区別されてこなかった」が、『分化』という概念の本義が、あくまで産業資本から発生する、産業資本を母体として発生するという規定性にあるとすれば、この概念と『発生』という概念とを注意深く区別する必要があるのではないか。いいかえれば、分化=発生論とは異なる、もう一つの発生論を用意する必要があるのではないか」。ここでいう「もう一つの発生論」とは、「発生=行動論」を指しており、「分化=発生論」は「その部分集合にすぎない」とされている(51-52頁,清水[2017]:105頁)。すなわち、「発生=行動論」は、商品経済的合理性を追求している個別経済主体の「行動」を「発生」の根拠とする方法論であり(山口[1985]:3-4頁,青木[2001]:39頁)、それゆえ、利子は、個別経済主体間の商品売買を媒介する、ある種の「関係概念」(青木[2005/2009])として導き出される。このように本章で「発生=行動論」を採用するのは、あくまでも「商業信用の形態的根拠」(清水[2006]:65頁)から利子を説明するためであって、市場機構および信用制度の成り立ちを論ずるためではない。「原理論は、ある命題を論証することを目的とする議論〔論証の論理:引用者〕と、その命題から出発して新しい推論を行うことを目的とする議論〔展開の論理:引用者〕との二つから成り立っているといつてよい」(清水[2017]:87頁)とすれば、本章の「議論」は、前者に属するものといえる。

クスは、「所有としての資本」(Marx[1894]:S.392, 傍点は、原文ではイタリック体であるが、訳書にしたがって傍点を付す)と「機能としての資本」(同上)という二種の資本の関係を想定し、次のように述べている。

「自分の貨幣を利子生み資本として増殖しようとする貨幣所有者は、それを第三者に譲り渡し、それを流通に投じ、それを資本として商品にする。ただ自分自身にとってだけではなく他の人々にとっても資本として、である。それは、それを譲り渡す人にとって資本であるだけではなく、はじめから資本として、剰余価値、利潤を創造するという使用価値をもつ価値として、第三者に引き渡されるのである。すなわち、運動のなかで自分を維持し、機能を終わったあとでその最初の支出者の手に、ここでは貨幣所有者の手に帰ってくる価値として、引き渡されるのである。つまり、ただしばらくのあいだだけ彼の手から離れ、ただ一時的にその所有者の占有から機能資本家の占有に移るだけで、支払われてしまうのでも売られるのでもなく、ただ、貸し出されるだけの価値として、である。すなわち、第一には一定期間の後にはその出発点に帰ってくるという、また第二には実現された資本として、したがって剰余価値を生産するというその使用価値を実現した資本として、帰ってくるという条件のもとでのみ、その価値は譲り渡されるのである」(Marx[1894]:S.355-6, 傍点は原著者)。

ここではマルクスは、「貨幣所有者」と「機能資本家」との間の貨幣貸借関係を「利子生み資本」の成立の基本構図とし、そこから「利子」を析出している。すなわち、前者の「貨幣」は、非「貨幣所有者」とされる「第三者に引き渡され」、その手元に「一時的に」「占有」されるものとなるが、そうした過程は、両者にとって「はじめから資本として、剰余価値、利潤を創造するという使用価値をもつ」ものと描かれている。結果的に、両者は「利子生み資本」から、「貨幣所有者」が「利子」を、「機能資本家」が「剰余価値、利潤」を享受することになる。

ところで、そこでは「貨幣所有者」は、「自分の貨幣」＝「資本として商品」の貸手として、

「機能資本家」は、他者の「貨幣」＝「資本として商品」の借手として相対するとされているが、その場合、前者から後者に「引き渡される」「貨幣」を、果たして「資本」とみなしてよいであろうか、という問題が生じてくる⁷。というの

⁷ 麓[1956]は、商品の販売を、ほんらいの商品の譲渡様式と、利子生み資本という独自の種類の商品の譲渡様式とに二分して捉えている。前者では、使用価値は譲渡されるが、価値はそうはならず手元に保持される一方、後者では、使用価値と価値、いずれも資本としての貨幣が借手に譲渡されるとし、「貸付のばあいには等価が受けとられないのであるから、所有権は譲渡されない」と述べている(18-24頁)。しか

は、前者の「貨幣」が単に「貸し出されるだけ」のことであるならば、「利子」をある種の「剰余価値、利潤」として取得する独立の「資本」を想定すべき所以は明瞭でないからである。

これについてマルクスは、「貨幣は商品に、といっても一つの独特な種類の商品に、なるのである。または、結局同じことになるが、資本が資本として商品になるのである」(Marx[1894]:S.351)と述べているが、「貨幣は商品に」なるのと「資本が資本として商品になる」のところが何故「同じことになる」のかをはっきりさせているとは言い難い⁸。但し、「貨幣」と「資本」とが一斉に「商品」となるのは、あくまでも「貨幣が資本として商品になる」(Marx[1894]:S.354)という意味においてであると受け止めれば、「利子生み資本」におけるマルクスの発想は、いわば資本=商品説に立脚しているものと理解しても差し支えないであろう⁹。

これに対し、「利子生み資本」による利子の生成のメカニズムに異議を申し立てたのは宇野弘蔵であった¹⁰。宇野は、「貨幣資本家と機能資本家というのは、貸借関係を資本家の資本から抽象したものとして理解する悪い抽象になるのではないか」(宇野編[1968]:340 頁)と指摘し、それでは「原理論的規定を与えることの〔は:引用者〕できない」(宇野[1974b]:250 頁)と言明している。それは、「利子」の生成におけるマルクスのアプローチが、産業資本の価値増殖運動による内的な必然性と乖離し、「貨幣資本家」という外的かつ偶然的な存在に依拠することを指摘するものであった¹¹。すなわち、

し、貸手の貨幣が借手に「譲渡される」からといって、貨幣そのものの価値をも借手に「譲渡される」とはいえない。「貸付のばあい」に借手に「譲渡される」のは、貨幣使用に対する期限付き権利だけであり、それゆえ、貨幣の価値はそのまま貸手の手元に残る。結果的に「貸付のばあいには等価が受けとられない」かどうかに関係なく「所有権は譲渡されない」ということになる。

⁸ 「利子=価格論における『"特殊な"商品』になる主語は、単なる貨幣では不足であるが、それを『資本としての資本』とするのは、利子率が帯びる増殖の仮象的純粋性に訴えざるをえない点で、やはり過剰となる。このことは、さまざまな利子率を貨幣利子率に代表させ、資本の増殖概念を貨幣の増加と同一視する誤りにつながる。貨幣貸付はどこまで延長しても、資本を商品にすることにはならないのである」(小幡[2014]:145 頁)。

⁹ 下平尾[1974]:219 頁。

¹⁰ 宇野[1973]:258 頁、木村[1976]:229 頁。

¹¹ マルクスの利子論に対する宇野の批判は、山口[1984]が評価しているように「一種の発生論としての分化論的方法」(23 頁)の提起であった。とはいえ、宇野自身による利子論が、そうした「方法」に徹しているだろうか。詳しくは本文に譲るが、その欠陥は、商業信用の展開と銀行信用の成立とが事実上同時になされていることに起因するといえる。そこには、前段から後段への転化を解く「発生論としての分化論的」な視座はもとより遮断されている。宇野の方法論的射程が「貸し手と借

「利子付資本の特徴は、資本が出発点に復帰するということが媒介的過程ぬきに現われるという点にある。貨幣資本家は貨幣を何らの等価なしで手放す。すなわち貸付ける。貨幣は彼から機能資本家の手に移るが、それは依然として彼が所有している。したがって貨幣は一定期間後にはかならず彼のもとに返済される。こうして貨幣の貸付けと返済は、たんに任意の、法律的取引きによって媒介される運動として現われ、資本の現実の運動とは関係のないものとして現われる。借り手のもとでの現実の資本の運動は、貸し手と借り手との間での取引きのかなたにある操作であり、その取引き自体には直接この現実の媒介過程は消え去っている。また貨幣の現実の還流は再生産過程の進行にかかっているのであるが、しかし利子付資本では貨幣の還流は貸し手と借り手との合意によって定まるかのように現われる。一定期限での貨幣の譲渡、すなわち貸付けと、利子をつけてのその還流、これが利子付資本の運動のすべてである。したがってそれは現実の資本の再生産過程という媒介過程を消失した資本運動の無概念的形態でしかないものとなるのである」(宇野編[1968]:8-9 頁)。

宇野は、「貨幣資本家」と「機能資本家」との間の「貨幣の貸付けと返済」は「たんに任意の、法律的取引き」にすぎず、「現実の資本の運動」を「操作」しえないもの、つまり「現実の資本の再生産過程という媒介過程を消失した資本運動の無概念的形態」として、単なる「貸し手と借り手との合意」による「一定期限での貨幣の譲渡」と「利子」の「還流」を、「利子付資本の運動のすべてである」と規定するにすぎない、と指摘しているのである。とはいえ、宇野が、「貨幣の貸付」そのものを否定しているとはいえない。そうではなく、「貨幣資本家」と「機能資本家」との間でなされる「貨幣の貸付」を批判しているのである¹²。

みられるように、利子論における宇野の捉え直しは、「貨幣の貸付」を「現実の資本の再生産過程」とリンクさせることから始まっているといえてよい¹³。そ

り手とがどちらも産業資本家であるという初期設定」(清水[2017]:90 頁)に限定されているのは、そのためである。

¹² 宇野[1974a]:210 頁。

¹³ 松井[1991]は、「貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か、という点については、宇野弘蔵氏と三宅義夫氏の論争がある。宇野氏は、『貨幣自身が商品となるのであって、なお資本が商品となるのではない』と、貨幣の商品化を唱え、貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは、資本ではなく貨幣であると主張された。これに対し、三宅氏は、『資本が商品として取引されるのだ』と、資本の商品化を唱え、貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは、貨幣ではなく資本であると主張された。宇野・三宅論争のポイントは、貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か、という点にあったが、貨幣資本家

うすることによって、「貨幣の貸付」の展開過程は原理的に規定されることになる。すなわち、「貸付資本は、これもまた後に明らかにするように資本を貸付けるものとして資本なのではない。いつでも資本として機能し得る貨幣を貸付けるということは、それ自身資本を貸付けるわけではない。貨幣を貸付けることが、そしてそれによって利子を得ることが、かかる貨幣の所有者にその貨幣を資本たらしめるのである。したがってその貸付に対して得られる利子は『資本の価値』ではなく、貨幣の一定期間の使用に対する対価に過ぎない。ここでは貨幣自身が商品となるのであって、なお資本が商品となるのではない」(宇野[1973]:259頁)。

ここでは「貨幣自身が商品となる」と述べてはいるが、だからといって、宇野説を直ちに貨幣=商品説とみなすわけには行かない。詳しくは後述するが、「貨幣自身が商品となる」というのは、「貨幣の一定期間の使用に対する対価」を支払う売買関係を前提しており、それゆえ、厳密に言えば、「貨幣自身が商品となる」わけではなく、「貨幣」を「一定期間の使用」できる権利そのものが「商品となる」といわなければならない。ともあれ、「貨幣の貸付」についての原理的規定から、「貸付に対して得られる利子は『資本の価値』」に還元できるものではないということがひとまずみてとれる。

もっとも、宇野[1974a]は、「『貨幣』としての貨幣は『資金としての貨幣』と規定してしまってもよいのではないか」(186頁)とし、「資金としての貨幣は、かくして一種の商品となる」(189頁)と述べているように、「貨幣自身が商品となる」際の「貨幣」が「資金として」現われるという点を強調する。但し、宇野のいう「資金としての貨幣」=「商品」は、「利子生み資本」のような二資本間の貨幣貸借としてではなく、「銀行に資金が集中されて貸付けられる」(宇野編[1968]:344頁)ある種の「特殊の商品売買」(345頁)の対象として位置づけられている。

このようにみると、宇野は、第一に、貨幣貸借が「貨幣資本家」によってではなく、「銀行」によってなされるものとしており、第二に、貨幣貸借によって得られる「利子」は、「資本の価値」ではなく、「貨幣の一定期間の使用に対する対価」として規定していることが分かる。とすれば、宇野の利子論は、単に貨幣=商品説または資金=商品説というよりも、むしろ「利子付資本」に貫かれる資本=商品説の批判論としての資金=貸付説に分類したほうが妥当であろう

と機能資本家の間の経済関係が信用であるから、宇野・三宅論争は、実質的には、信用の概念規定をめぐる論争であったといえる」(60頁)と述べている。ところが、「宇野・三宅論争」が「信用の概念規定をめぐる論争であった」としても、「宇野」自身が「貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係」を受け止めているとは言い難い。「宇野」の立論は、むしろ「貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係」そのものを批判し、後者の排除から「信用の概念規定」を見直したものであって、「信用の概念規定」における論点の食い違いで対峙しているわけではない。

そこで次に、宇野自身の利子論について立ち入って検討することにする。宇野は、『経済原論』第3篇第3章「利子」のところで次のように述べている。

「資本の再生産過程における準備金乃至蓄積資金は勿論のこと、資本が一定の期間商品、或いは貨幣としてあるということ自身も、他の産業資本に対する信用を与え得る基礎をなすものである。商品としての生産物が一定の期間の後に貨幣に実現され、貨幣がまた一定の期間の後に生産手段なり、労働力なりの購入に充てられるということは、一定期間の後に貨幣をもって支払われることを条件としてその生産物を他の資本家に販売し得ることを示すものに外ならない。しかもこの関係は単に一方的に信用を与えるというだけでなく、一方で信用を与える資本家は、他方で信用を与えられる関係を展開する。一定の期限をもって一定額の貨幣を支払うという契約書としての手形の流通は、かかる関係を具体的に示すものである」(宇野[1973]:461頁)。

ここでは宇野は、「貨幣資本家」と「機能資本家」との間の貨幣貸借ではなく、「一方で信用を与える資本家は、他方で信用を与えられる関係」にあることに着目して、「資本の再生産過程」から「蓄積」される「貨幣」を「他の産業資本に対する信用を与え得る基礎をなすもの」とみている。宇野が「手形の流通」によって結ばれる「関係」を資本主義的な「信用」の「基礎をなす」形態と位置付けているのは、そのためである。

但し、ここで留意すべきは、「資本の再生産過程における準備金乃至蓄積資金」を単に、「手形の流通」だけを可能ならしめるものにしていないという点である。すなわち、「資本の再生産過程に伴う遊休資金の存在は商業信用の基礎をなすのであるが、これが銀行の如き金融機関に集中せられ、その必要に応じこれが融通されるということになると、産業資本家の間に行われる商業信用は銀行と産業資本家との間に行われる銀行信用となる。預金と貸付の形式をもって媒介される」(宇野[1973]:467頁)。

ここでは宇野は、「資本の再生産過程に伴う遊休資金」を、一方で「商業信用」の展開を支えると同時に、他方で「銀行」に流れ込むものとしている。そこから「商品を信用販売した資本家は、必要に応じてその代金を銀行によって現金化し、銀行はこれによって商品の売買代金を売手を通して買手に貸付けることになる。……これは直接にこの買手に貸付けるのとは異なって、すでに行われた商品売買を基礎とする貸付を売手を通してなす」(宇野[1964]:216頁)ものに他ならない。要するに、「銀行の如き金融機関」は、「産業資本」の「遊休資金」

¹⁴ 実際、宇野[1964]:235-240頁・宇野[1973]:506-513頁にとっては、「資本の所有者としての資本家」と「資本の運営者としての資本家」とに基づく資本=商品化は、利子論の理論領域を超える株式会社制度の問題として捉えられている。

を集め「預金」のプールを形成し、それをバックに「商品を信用販売した資本家」に対して「売買代金」を「現金化」するような、「買手」に「売買代金」を間接的に「貸付ける」方式で「預金と貸付」を「媒介」ということである。

ところで、「銀行」の「貸付」は、「銀行」に「集中」されている「預金」によっており、また「預金」の出处は、個々の「産業資本」が「蓄積」している「遊休資金」となっている。「遊休資金」は、「商業信用」の展開の「基礎をなす」と同時に、「銀行」に「集中」＝「預金」され、「産業資本家との間に行われる銀行信用」を可能にする。この論理は結果的に、「商業信用」と「銀行信用」とを同様の理論的な根底から共時的に成立するものとみなしてしまうだけでなく、逆に「銀行」に「預金」されている「産業資本」の「遊休資金」を所与の前提として行われる「商業信用」の展開も、理論上想定しうることになる¹⁵。

かくして宇野における「銀行信用」の成立は、「商業信用」の展開とは無関係に「産業資本」の「遊休資金」から直ちに根拠づけられている一方、「商業信用」は、「銀行信用」の成立における発生論的視座を欠いたまま、「銀行の如き金融機関」による「現金化」をはじめから予定している他律的な機構として描かれるにとどまる¹⁶。「商業信用」の展開の内部論理だけでは、自らの限界を克服する何らの契機さえ有しておらず、したがって、「商業信用」から「銀行信用」の転化の契機は、個別的な信用そのものの展開からではなく、高次の「機関」から救済される方式で解消されるということになる。

そうした位置付けは、「商業信用」を、「いわば個別資本間の相互扶助関係」（宇野[1973]:465 頁）を実現させるものとする理解に起因すると思える¹⁷。但し、

¹⁵ 日高[1968]は、「宇野氏の銀行信用論においてほんとうの前提になっているのは、実は商業信用だけではないに、個別資本相互の貨幣の貸借関係なのではないか」（72 頁）と疑問視し、宇野の論理展開において「銀行信用を可能にするとされているのは、商業信用そのものではなく商業信用の『基礎をなす』遊休資金にすぎない」（73 頁）と指摘している。つづめていえば、「宇野」による「銀行信用」の成立は、「商業信用そのもの」とは無関係なものということである。ここで日高は、産業資本の「遊休資金」が一方では「商業信用」に、他方では「銀行」の預金に流れ込むという、「遊休資金」の重複を問題にしているのである。さらにいえば、この点は、信用制度論の先後関係だけでなく、利子の出处をも不明瞭にする種になっていると思える。

¹⁶ 藤川[1976]:258 頁。

¹⁷ そうした関係について大内[1978]は、「しかし、このばあい融通される資金は、『資本論』という貸付資本家の資金のように、それ自体がかならず利子を要求するような性質のものではない。もともとそれはその資本にとっては一定期間利用する必要もないし、利用することがさしあたりできもしない遊休資金である。それはほんらい産業資本にとっては、その管理のために費用を要することはあっても、何らの利潤なり利子なりをもたらず資金ではない。そういうものが事実上他人によって利用されたからといって、利子がすぐ要求されるということにはならないで

留意すべきは、「個別資本間の相互扶助」は、売手の種々なる「遊休資金」を相互に融通することで成り立つ「関係」の一断面にすぎず、「個別資本」としては、そのような助け合いの関係に対して如何なる目的性も指向性も有していないということである¹⁸。そうした原理的規定は、一方で他律的な機構としての「商業信用」の位置付けを正当化し、他方で「商業信用」の成立における商品経済的な動機を捉え損なわせるものとなっている。「銀行信用」との間の発生論的視座を欠く「商業信用」の理論上の無力感は、不明瞭な自己規定によるものといわざるを得ない。

このように、宇野による「商業信用」の展開は、商品経済的な論理を徹底させるものになっておらず、いわば資本家共同体の運営原理に還元してしまうという難点を抱えていることがみてとれる。この点は、「個別資本間」の「商業信

あろう」(44 頁、傍点は原著者)と述べている。氏の指摘は、「遊休資金」が「事実上他人によって利用されたからといって」、そこから直ちに「利子」が生成されるわけではないということである。しかし、「利子」の生成を「遊休資金」の「利用」に求める氏の理解が必ずしも当を得ているとは限らない。「遊休資金」は、商業信用関係を成立させる主要因ではあるが、それが、「利子」を生成させる直接的な契機にはならないからである。詳しくは本文に譲る。

¹⁸ 「商業信用はいくつかの資本が協力してこの流通資本を節約することでそれを生産資本たらしめ、形成される剰余価値量を増加するのである」(日高[1983]:219 頁)としたり、「商業信用とは、基本的には、資本が流通形態であるがゆえに必然的に被らざるをえない制約を、個々の資本相互の関係のうちに解除しようとする、いわば、資本の相互扶助関係にほかならない」(岡部[1989]:58 頁)としたりされるさいの、「協力」=「相互扶助関係」とは、「共同体内部の互酬関係などの人格的關係」を意味するものではないであろう(岡部[1984]:66 頁)。というのは、「資本主義社会は、私的所有の確立を前提として成立する社会であり、そこに理論的に想定されるあらゆる経済主体は、自己の利益の最大化のみに基づいて行動し、互いに対立する存在でしかない」(岡部[1990]:100 頁)からである。もちろん、「あらゆる経済主体」が常に「互いに対立する」とまではいえないかもしれない。ある「経済主体」が「自己の利益」を「最大化」するために他の「経済主体」と「協力」=「相互扶助関係」を形成することがありうるからである。しかし、その場合でさえ「自己の利益の最大化」という行動原則自体が否定されるわけではない〔他方、新田[1997a]は、そうした行動原則が商品交換に限らず「経済活動一般、交換一般、人間行為一般に共通する」(48 頁)のものであると力説している〕。それらはむしろ、「自己の利益の最大化」を実現させるためのものにすぎない。要するに「商業信用」を含む「資本主義社会」の諸商品交換では、「あらゆる経済主体」は「協力」=「相互扶助関係」への目的指向性を有してはならないというより、各「経済主体」が如何なる目的指向性を有しているかは、商品交換の形態的分析レベルでは問わないということである。したがって、分析者自身がいくら「商業信用」を「個別資本間の相互扶助関係」として捉えても、それは結果的かつ事後的な意味づけにすぎないといわざるを得ないのである。

用」から「銀行と産業資本家との間に行われる銀行信用」へと高次化する利子についての発生論的な理解を阻害する根因となるだけでなく¹⁹、「産業資本家の間に行われる商業信用」に端を発する、信用制度論における宇野自身のアプローチの意義をも甚だしく矮小化してしまう主因ともいえよう²⁰。

第2節 商業信用と貨幣貸借

本節では、信用制度論における宇野の理論的意義を基に商業信用論の刷新をはかった、鈴木鴻一郎と山口重克の説に焦点を当てることにする。

鈴木[1962]は、「マルクスは銀行信用を、『信用制度の他の側面』として、支払手段としての貨幣の機能から展開された商業信用とは別個に、説きおこしている」点を取り上げ、そこでは、「すでに商業信用において、貨幣の貸借関係が資本家相互のあいだに広汎に展開しているはずであり、銀行信用はこれをさらに社会的に一般化する資本家社会的な機構にほかならない」ということを看過しているとし、その根因は、「はじめから抽象的に前提してかかっているということに由来する」と述べている(361-362頁)。みられるように、鈴木の評は、「マルクス」の利子生み資本が「抽象的」なアプローチから「由来する」ものにすぎないと指摘しながら、「商業信用」の「展開」とそれに続く「銀行信用」の成立とを理論的に定式化しようとしている点で、宇野と同様な立場に立っているといつてよい。

とはいえ、両者が必ずしも同様な論理を展開しているとは限らない。鈴木議論では、「銀行資本または銀行」は「産業資本家および商業資本家の支払準備金が社会的に分化し、独立の資本種類として自立化して、いまや自己の金庫に保有するにいたった支払準備金を根拠に、自己を支払人とする一定金額の一覧払いの手形を発行し、これを商業手形と振替えることを専一的業務とする」ものと位置づけられており、そこから「産業資本家および商業資本家の支払準備金の銀行への預託」が「預金という形態に発展」という展開を示しているからである(363-367頁)。

「銀行資本または銀行」の成立における鈴木展開は、個別資本の遊休貨幣からではなく、個別資本の与信能力に求められていることがみてとれる。すなわち、宇野が遊休資金→預金→発券といういわば預金先行説をとるのに対して、鈴木は支払準備金→発券→預金(預託)という発券先行説をとっているのである²¹。後者は、貨幣そのものに端を発する前者と異なって、「商業信用」の「展開」過程で承認される特定資本の与信能力を基に、手形割引を「専一的業務とする」機構の出現、それに続いて「預託・預金」業務への「発展」を説いているので

¹⁹ 岡部[1984]:49頁、山口[2000]:63頁。

²⁰ 日高[1968]:75頁、大内[1978]:63頁。

²¹ 岡部[1989]:57頁、日高[1968]:85-87頁。

あり、利子もまた、そうした展開を前提に理解されている。

「資本主義的生産の基礎のうえでは、貨幣の商品化とその価格としての利子は、このような商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間における貨幣の融通関係を資本家社会的に媒介する銀行信用の展開をまって、一すなわち、商業手形の銀行券への振替により、商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間の貨幣の融通関係を社会的に拡充深化し利潤率の増大と均等化を促進するという、銀行信用の展開をまって、はじめて成立するものとしなければならない」(394-395 頁)。

ここでの展開は、「商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間における貨幣の融通関係」が「銀行信用の展開をまって、はじめて」「貨幣の商品化とその価格としての利子」が「成立する」ものとなっている。「銀行」に「預金」される「産業資本」の「遊休資金」を基に「貸付」が行われるとする宇野の展開とは対照的に、「資本家相互間」の「商品の信用売買」を、与信能力を有している「銀行」が自らの「信用」で肩代わりするというものとなっているのである。

しかし、そこでは、「貨幣の融通関係」による「利子」の出現が何故「銀行信用の展開をまって、はじめて成立」しなければならないかを説明しているとは言い難い²²。「すでに商業信用において、貨幣の貸借関係が資本家相互のあいだに広汎に展開している」と鈴木自身が述べており、また発券先行説の見地からしても、「支払準備金」→「商業信用」→「銀行信用(発券)」→「預金・預託」となっているように、「商業信用において、貨幣の貸借関係」は、「銀行信用の展開」に先行するからである。

さらに、「利潤率の増大と均等化を促進するという」規定も、「銀行信用の展開をまって、はじめて」根拠づけられるものとも言い難い。というのは、「商品の信用売買の関係をとおしておこなわれる貨幣の融通関係は、資本主義的生産の基礎の上では、流通資本の節約による再生産の拡大をとおして利潤率を増大しつつ均等化する資本家社会的な機構へと転化する」(357 頁)からである。「これがいわゆる商業信用であるが、このような商業信用の展開とともに、再生産のための種々な貨幣準備は、同時に、商業信用にたいする支払準備金たる性格を

²² 「鈴木教授自身そう考えられているようでもあるし、宇野博士も、もうすこしふくみをのこしながら、そう主張されているようでもある(旧『原論』470 頁)。しかし、商業信用を基礎に展開される銀行信用において、前者でまったく根拠づけのなかった利子が突然登場してくるという論理は、このかぎりでは十分納得的ではない。商業信用においても事実上資金の融通がおこなわれており、その利用によって利潤率が上昇することをみとめる以上、そして利潤率の上昇が利子の根拠だという以上、どうしてもそこで利子を説く必要が生じよう」(大内[1978]:43-44)。

うけとることになる」(同上)。

要するに、「再生産のための種々な貨幣準備」は、「商品の信用売買の関係をとおしておこなわれる貨幣の融通関係」を形成し、それによって個別資本は「流通資本の節約による再生産の拡大をとおして利潤率を増大」することで、「商業信用」は「資本家社会的な」存立根拠を獲得し、徐々に「銀行信用」化してゆくわけである。このように、鈴木 of 議論では、「商業信用」での「貨幣の融通関係」の「成立」を論じつつ、「商業信用」と「利子」との関係にまで考察が及んではないまま、「銀行信用の展開をまって、はじめて成立するもの」と結論づけるだけで終わってしまう。それは、「商業信用」の形態についての鈴木自身の理解に起因すると思える。

鈴木によれば、「もともと、商品の信用売買の関係をそれ自体としてみれば、そこでは現実の貨幣が登場するわけではないが、貨幣は購買手段ないし価格の実現者として機能し、同時に売手と買手とのあいだに貨幣の貸借関係が成立する。すなわち、貨幣の支払約束にたいして商品を信用売りする売手は、自己の商品を貨幣として実現すると同時に、その貨幣を買手に貸付けることになるのであって、かれはその貨幣を現金として手に入れるかわりに買手にたいする債権として所有するのであり、これにたいして買手は、商品を購入すると同時に、その購入代金を売手から借受けることになるのであって、一定の支払期日には商品ではなく貨幣を返済しなければならない」が、その際に「支払手段としての貨幣は、商品の価格にたいして支払われるのではなく、貨幣債務にたいして支払われるのであり、貨幣の借受けにたいする貨幣の返済」がなされる(353-355 頁)。

ここでは、「商業信用」を「個別資本間の相互扶助関係」とみなす発想は極力排除されており、「商品の信用売買の関係」が「貨幣の融通関係」として捉えられていることが分かる²³。すなわち、「商品の信用売買」は、「売手と買手とのあいだ」の「貨幣の貸借」によって成り立つものとされるのである。これは、「貨幣の貸借」の原理を「銀行信用」レベルに絞って論じている宇野の議論と対照的であり、「商業信用」に潜んでいる商品経済的な動機を浮き彫りにする試みとみることができる。

しかし、「そこでは現実の貨幣が登場するわけではない」にもかかわらず、何故「売手と買手とのあいだに貨幣の貸借関係が成立する」のかをはっきりさせないまま、「商品」の「売り」と「貨幣」の「貸付」とが「売手」によって「同時に」行われるのに対して、「買手」は、「商品」の「購入」と「貨幣の借受け」とが「同時に」なされると言明するにとどまっている。それゆえ、そこでの「貨幣債務」は、事実上「商品の価格」と同額になってしまい、量的には区別できないだけでなく、「支払期日」という時間規定の長さからも影響されないという点で「商品の価格」と質的に区別できないものとなっているのである。

²³ 大内[1978]:39-45 頁・73-75 頁。

このような「貨幣債務」と「商品の価格」との同量性かつ同質性は、一度「購買手段ないし価格の実現者として機能」した「貨幣」が、再び「買手に貸付け」られ、それが「支払手段としての貨幣」、つまり「貨幣の借受けにたいする貨幣」として登場するというような「購買」と「貸付」との二段構えの展開と決して無縁ではないと思える²⁴。いずれにせよ、「商業信用」についての鈴木理解には、第一に、「商業信用」に「貨幣の貸借関係」を導入しているとはいえ、「利子」の生成の解明が皆無であり、第二に、「売買」と「貸借」とが単に機械的に二分されているだけで、それらがいかにして「商業信用」の形態を根拠づけられるのかは明確にされていない、という限界を露呈しているといわざるを得ない。

他方、両者(宇野・鈴木)の利子論の不整合性を指摘し、商業信用と利子との関係を解明したのは山口重克であった。山口[2000]は、「宇野の説明では……商業信用は個別資本間の相互扶助関係ないし遊休資金の相互融通関係であるというふうないい方によって、商業信用が売り手から買い手に対する事実上の貨幣の融通関係であることが明確に取り出されえない構造になっているのである」(iii 頁)と指摘して、「商業信用」における従来の難点を解明しようとしている。

「実際またこの商業信用の関係には、すでにみたように実質的に遊休貨幣の事実上の融通関係であると考えられる面があった。B→A→Cの商業信用関係において、B、Aが流通資本を節約するなり、生産を拡張するなりする関係は、事実上Cにおける準備としての貨幣資本を超える、いわば過剰準備としての遊休貨幣資本の一時的な自由処分可能性の流用関係とみることができるからである。その意味でまたCは、いわばAとBの結合体に対立してその関係全体に貨幣を融通している形になっており、遊休貨幣資本にその融通の直接的な基礎をおくものではあるにせよ、のちにみる銀行と近似した面をもっているのである」

²⁴ これに対して日高[1966]は、「商品の価格の実現が、第一の行為〔商品譲渡および貨幣貸借:引用者〕によっておこなわれた」(66 頁)点を鈴木説〔氏によれば「貨幣説」〕の問題として取り上げながら、「商品にとっての『命がけの飛躍』の最終的完成は、現金が返済されたときか、あるいは、裏書譲渡した手形が不渡りでないことが確認されたときに求めなければならないであろう」(71 頁)と指摘している。しかし他方で、清水[2006]が、「不確実な現金貨幣による支払い、つまり『商業信用の全過程』の結了を待たずとも、譲渡されている商品と商業手形との関係のみを『抽出』することが可能だ」とし、『商業信用の全過程』の結了を待っていわば事後的な反省規定として与えられた商業手形の貨幣性の方こそ、いかなる理論的な意義を主張しうるものか、余程疑わしいというべきであろう」との見解を示しているように(103 頁)、日高の批判はあくまでも、「貨幣」=「現金貨幣」という「規定」に立脚しているものということが分かる。ともあれ、そうした「規定」自体を批判的に読み直さない限り、日高のような異議申し立ては避け難いといわざるを得ない。

(山口[1984]:62 頁)。

ここでは「商業信用関係」における「銀行と近似した面」が取り上げられているように、山口の論点は基本的に、「相互扶助関係」ではなく、鈴木 of 論点と同様に「融通関係」の見地にに基づき個別資本における商品経済的な動機を浮き彫りにしようとしていることがみてとれる。すなわち、一方は「流通資本を節約する」ことになり、他方は「過剰準備」を免れることで、両方は「実質的に遊休貨幣の事実上の融通関係」を結ぶことになるのである。

しかしながら、「事実上の融通関係」は、「いわば過剰準備としての遊休貨幣資本の一時的な自由処分可能性の流用関係」だけを意味するものとはいえない。詳しくは後述するが、第一に、実際そこで「融通」の対象となるのは「遊休貨幣資本」ではなく販売・購買代金だからであり、第二に、「融通関係」において「一時的」と「自由処分」とは両立しない概念だからである。いずれにせよ、山口の議論では、「遊休貨幣の事実上の融通関係」は、「貨幣の融通」を行う「銀行と近似した面をもっている」としても、「銀行」と「個別資本」との間でなされる貨幣貸付を意味するわけではないという点が強調される。すなわち、

「商品が『観念的に実現』されたにすぎないとはいっても、事実上販売されてしまったのであり、販売代金の支払が一定期間繰り延べられているのであって、いわば販売代金の貸付が行なわれているわけである。そのかぎりでは、商品か貨幣かということであれば、貨幣の貸付であるともいいうるが、いずれにせよ要点は、貨幣そのものが直接貸付けられるのではなく、事実上融通されている関係があるという点にある」(63 頁)。

ここでの「要点」は、「商業信用」が「商品」の「貸付」でも「貨幣」の「貸付」でもない点、つまり「貨幣そのものが直接貸付けられ」なく、「いわば販売代金の貸付が行われている」形で「事実上融通されている関係」を形成するということである。このようにみると、山口の商業信用論は、鈴木と同様なもののようにはみえなくもない。というのは、「事実上の融通関係」では、「販売代金の貸付が行われている」点で、「購入代金を売手から借受ける」とする鈴木説の「貨幣の貸借関係」と類似している側面を帯びているからである。だが、山口の議論には、それとは相容れない論点が含まれているように思われる²⁵。

山口[2000]は、自説における日高[1966]の批判に対して次のように反駁している。

²⁵ 「両氏〔日高・大内:引用者〕が批評に際してその対象として念頭においていると思われる貨幣貸付説と拙論とでは、同じく貨幣貸付説と呼ぶにしても必ずしも同じものではないのであって、その意味で拙論にたいする批評は適切でない点があるように思われる」(山口[2000]:7 頁)。

「私としては貨幣融通が商品売買から外化・独立していない点に注目して、商業信用は貨幣そのものが直接に貸付けられる関係とは区別すべきであることを述べたつもりである」(7頁)。「販売と貸付とが同時に、合体して行なわれているとみるとしても、たとえば販売代金の貸付約定付きで販売が行なわれたとみなすこともできる。つまり販売と貸付は契約で連結された非独立的行為であるとみなすこともできるのであって、その場合には、販売と貸付を同時的行為と捉えていても、この考え方は販売の困難を無視しているどころか、両者の連結によって商品の販売を確保し、流通期間という難問を回避しようとする行為であると捉えていることにもなる」(20-21頁)。

みられるように山口は、「商業信用」では「貨幣そのものが直接に貸付けられる」わけではなく、「販売代金の貸付約定付きで販売が行なわれた」のであり、その際「販売と貸付は契約で連結された非独立的行為」=「同時的行為」になると述べている。すなわち、「商業信用」では「販売」と「貸付」とが機械的に二分されて行なわれるとされる鈴木二段構えの展開と異なり、山口は「販売と貸付」が共時的に行われるという意味での「貨幣融通」を展開しているのである。「貨幣融通」はまさに、「販売と貸付」の共時性に起因するものに他ならない。

もっとも、「商業信用」における「販売と貸付」の共時性は、「貨幣そのもの」を「直接に貸付」する方式を「商品売買」の展開過程の中に取り入れることから生ずるものであり、「貸付」から「融通」への入れ替えを裏付けるものとなっている。それゆえ、「貨幣融通」は、「売手と買手とのあいだ」の「貨幣の貸借」を展開している鈴木説とは相異なる規定であり、「貸付」の非可視化を根拠づける概念でもあるのである。

ところで、前節で検討したように、「貸付」には、「貨幣」を「一定期間の使用」できる権利そのものが「商品となる」という意味で、「商品売買」の原理を含んでいる。それゆえ、その権利(商品)に支払われる代価を概念的に規定しなければならないということが当面の課題となってくる。これに関して山口[2000]は、大内[1978]説を批判的に検討し、次のように結論づけている。

「商業信用における利子は、地代の存在を前提して外的に根拠を与えられるものとして説かれるべきではなく、商品の信用売買関係の中で形成されるものとして説かれるべきであり、貨幣の事実上の融通にともなう与信資本にとっての利得は信用価格の中にいわば埋没して存在していると捉えられるべきである。商業信用にも事実上の貨幣融通関係とそれにともなう事実上の利子は存在すると解釈することはできるのであるが、利子という概念は一般には貨幣融通が貨幣貸付として外化しているところで用いられてきたし、またそのように限定して用いることに一定の意味があると考えられるので、商業信用では貨幣融通が

貨幣貸付として外化していない限りでは、そこには固有の利子は存在していないというべきであろう」(84 頁, 75 頁)。

ここでは、鈴木説では皆無であった「利子という概念」を「商品の信用売買関係」からすくい上げていることがみてとれる。すなわち、「商業信用における利子」は、「商品の信用売買関係の中で形成される」が、「貨幣」の形で直ちに「外化」されるのではなく、「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものなのである。但し、それ自体は「固有の利子」とは言い難く、「与信資本にとっての利得」として、「事実上の利子」に他ならない。もちろん、こうした「区別」は、次節で検討するように、貨幣貸借における従来の概念規定に則るものであるが、それはともかく、山口の展開は、鈴木説が抱えていた二つの難点を払拭し、「商業信用」を「事実上」資本主義的「利子」を生成する機構として位置づけることに成功しているといえよう。

以上の検討を踏まえれば、山口説を鈴木説と同様なものと取り扱うのは妥当ではないといわざるを得ない。両説は、「商業信用」を「貨幣の貸借」に即して規定するか、それとも「貨幣融通」に即して規定するだけでなく、「利子」の生成においても相異なる規定を与えているからであり、その意味では、鈴木の商品信用論を貨幣貸借説に、山口の商品信用論を貨幣融通説に分類したほうが適切ではないかと思われる。

第 3 節 信用売買と利子

本節では、山口の商品信用=貨幣融通説の論点から一步踏み込んで、貨幣貸借から利子が自立する過程を小幡の議論に沿って検討し、商業信用の内なる貸借関係を論ずることで、利子の生成を発生論的に根拠づけることにする。

いま、資本(A)は、現在 100 万円の相場を形成している資本(B)の商品を、原料として信用買いで仕入れようとしているとしよう。仮に資本(B)が流通資本の余裕があるならば、無理に販売を急ぐより、現在の相場より高い価格で売ること、追加利益を上げることが求めると考えられる²⁶。資本(B)は、信用売り

²⁶ 山口[1985]によれば、「商業信用が成立するための第一の条件は、信用の与え手が産業資本の場合は、信用を与えている期間中の生産過程を一定の規模に維持するために必要な貨幣資本が与信資本の手もとに十分準備されており、信用で販売する商品を仮に現金貨幣にたいして販売するとすれば、その販売代金の分は過剰遊休化するという事情があることである」(222 頁, 山口[1984]:107 頁)。しかし、「商業信用」の「成立」において「貨幣資本」の「十分」な「準備」と「販売代金の分」の「過剰遊休化」の回避とを同格の「条件」として並置してよいであろうか。確かに「信用の与え手」が現時点で「現金貨幣」への需要に迫っているならば、商業信用は進め難い。他方で、「信用の与え手」がいくら「販売代金の分」の「過剰

で追加利益が実現できると判断すれば、資本(A)の要請を受諾するであろう。その場合、資本(A)は、一定期間後に約定金額を支払うという約束の上で、資本(B)から 100 万円相当の原料を仕入れることができるようになる²⁷。

但し、原料の仕入れは、100 万円に相当する資本(A)の購買力によるものであり、またそれは、資本(A)の将来の支払能力に対する資本(B)の信認の上で承認されたものである。もちろん、その過程は、実際の貨幣そのものが貸されるわけではなく、擬制的なものとして展開される。その意味で、資本(A)・(B)の関係は、商業信用=貨幣貸借説で打ち出された「貨幣の貸借関係」とは似て非なる、いわば信用創造の側面を帯びているといえる²⁸。したがって、ここでは資本(A)は、購買代金 100 万円を、「売手から借受ける」わけではなく、それに相当する購買力を擬制的に先取りするのであって、それによって負うことになる債務もまた、「貨幣の借受けにたいする貨幣の返済」として清算されるものではないとしなければならない²⁹。

遊休化」を回避しようとしても、相手の将来の支払能力を信認できなければ、「商業信用」は「成立」しかねる。結果的に後者のような「事情」は、前者のように「商業信用が成立するための」基本前提というより、「与信」を行う一つの動機であり、それゆえ、両方の「事情」を同次元に並べるのは無理があると思える。

²⁷ たとえば、日高[1983]によれば、「綿花業者はその商品を貨幣でならすぐには売りにくいからこそ、商業手形で売る」(219 頁)。氏の論点を否定するつもりはないが、「商業手形」は、氏の述べるように「貨幣でならすぐには売りにくいから」致し方なく選択されるものとしてよいかは、検討の余地がある。「綿花業者」自身がいくら「貨幣でならすぐには売りにくい」とみても、貨幣の余裕があるし、それに対して逼迫していない(需要をもたない)状態にあり、なお買い手の支払能力を信認できないと判断すれば、「商業手形で」売らずに現金買いを行う買い手を待ち構えることも当然ありうると考えられる。しかも、将来の「綿花」価格の下落を見越していたり、出来る限り貨幣の過剰準備を回避しようとしたりするならば、とくに「貨幣でならすぐには売りにくい」かどうかに関係なく、「商業手形で売る」であろう。とすれば、「貨幣でならすぐには売りにくい」というものは、「綿花業者」にとっての考量可能な一つの選択肢にすぎず、それ自体が信用売りに乗り出す決定的な契機になるとは限らないといわなければならない。

²⁸ 山口[1984]:44-47 頁。

²⁹ マルクスは、「この場合に貸されるものは、けっして遊休資本ではなく、その所有者の手のなかでその形態を変えなければならない資本であり、その所有者にとっては単なる商品資本であるという形態で存在する資本、すなわち、再転化させられなければならない資本、しかも少なくともまず貨幣に転換されなければならない資本である」(Marx[1894]:S.499)と述べている。しかし、この叙述は、商業信用では「商品」が「貸される」としながら、その支払は、「貨幣」をもってなされるというような、信用取引のルールと正面に背馳するものになっている(岡部[1984]:55 頁)。商業信用における債権債務関係は、商品売買による販売・購買代金、つまり「貨幣額」(伊藤[1989]:170 頁)を基準に結ばれたものであって、「商品」

他方、資本(B)は、資本(A)の購買力の擬制的な先取りを承認するにあたって、現金売りならすぐに得られるはずであった、販売代金 100 万円の代わりに債権を保有することで、現金 100 万円を運用して得られるはずであった便益をも一定期間留保しなければならない。さらに、そこには、100 万円の債務が履行されないリスク(手形不渡りや貸し倒れなど)もつきまといっている。もちろん、資本(B)は、単に支払期日を待ち構えたり、債務不履行のリスクを甘受したりするわけではない。そこには、それらに相応する何かを商品経済的な方式で補おうとする動機が働くと考えられる。

このように、資本(B)は、信用売りを通じて高い価格で販売しようとする動機と、債務不履行の発生リスクを最小化しようとする動機とをもって資本(A)との信用売買を展開するが、だからといって、資本(B)が信用価格を一方的に確定できるわけではない。契約の内容(約定価格・支払期限)は、売手または買手が一方的に決めるものではなく、そこには、商品売買における両者間の交渉および駆け引きの余地が入り込む。それは、定型の様式をもってなされるのではなく、両者間で経営上の諸事情を鑑みながら行われる。交渉の結果、3 ヶ月の支払期限と 105 万円の約定価格との契約が提携されれば、資本(B)は、一旦 5 万円の追加利益を確保することになる。現金価格には、いわばプレミアム(割増金)が付け加えられ、信用価格を形成するのである³⁰。

そうしたプレミアム(割増金)5 万円は、山口のいう「事実上の利子」に他ならない³¹。というのは、「商業信用で」の「利子」は、「与信資本にとっての利得」として 105 万円の「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものだからである。その意味で、そこには「利子」は「存在していない」と結論づけられる。いわば見做し「利子」である。しかし、「販売と貸付」の共時性からすれば、「与信資本にとっての利得」は、もとより「貨幣の事実上の融通にともなう」ものに他ならず、結果的に「利得」という包括的な概念をもって規定づけるのでは、「商業信用」における「貨幣融通」の側面を矮小化してしまうのではない

そのものを貸したり、借りたりしているわけではない。

³⁰ 信用価格の形成において「他の事情が等しいとすれば、一般に信用度が高い相手には信用価格と現金価格の差が小さく、信用度の低い相手にはこの差が大きくなるような競争が行なわれるであろう」(竹内[1996]:186 頁)というように、個別資本の「信用度」による偏差が生じる一方、「社会的需要が供給に比べすみやかに増加しつつある商品の信用価格は、近い将来における市場価格の上昇の見込みを反映して、現金価格にくらべてより高く設定されるであろう。逆の場合は信用価格と現金価格との差額が縮小されるにちがいない」(伊藤[1989]:170 頁)というように、「商品」の「市場価格」の相場による偏差が生じる。但し、そこには「また融通を行なうことが可能な資本間の融通競争もあると考えられるから、利得についての個別的な要求がそのまま実現されうる保証もないであろう」(山口[2000]:73 頁)。

³¹ 岡部[1989]:60 頁。

だろうか³²。

山口自身も述べているように、「与信資本にとっての利得」の源泉が「商業信用」の「貨幣融通」に求められる以上、それは、プレミアム(割増金)でも見做し「利子」でもなく、「利子」と捉えるべきであろう。つまり、「貨幣融通関係」から「固有の利子」が浮き彫りにされないからといって、それが直ちに「存在していない」と論定するわけには行かないということである。突き詰めるべきは、「利子」の不在ではなく、むしろ「利子」が「存在していない」かのように映る現象が何故生ずるのかという点であろう。

いずれにせよ、「利子という概念は一般には貨幣融通が貨幣貸付として外化しているところで用いられてきたし、またそのように限定して用いることに一定の意味がある」との山口の理解は、次のような小幡[2013]の言明でも窺える。「信用売買の交渉過程の内部で提示される信用価格と現金価格との間に、ある程度のひらきが伏在していたことをふまえてみれば、それを基礎にして貨幣貸付関係はそれを外化させるものとして、…… 観念的な価格差が、いわば現金価格相当を貸付けて信用価格相当を返済させる関係に転化され、利子として自立化すると見なせる」(205頁)。

確かに、山口が「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものを見做し「利子」と捉えているのに対して、小幡は「信用売買の交渉過程」から生ずる「信用価格と現金価格との間」の「価格差」を「利子」と捉えてはいない。小幡[2009]にとっては、「信用売買」と「貨幣貸付」とはむしろ相互に「競合する立場にたつ」(75頁)ものとされている。とはいえ、両者は、「信用売買」からは「利得」が、「貨幣貸付」からは「利子」が各々生み出されるとの理解を共有しているといえる。それは、「信用売買」では「利子」が「存在していない」が、

³² 岡部[1990]は、「商業信用では、与信資本の遊休貨幣資本の負担に基づき受信資本がより多くの利潤を取得するという関係において、事実上の資金の融通関係が形成され、その融通の代価を支払うものとして、現金価格を上回る信用価格が形成された」(89頁)とし、そこでの「事実上の資金の融通関係」は、「商品売買を基礎とした『間接的』なもの」(同上)と捉えられている。確かに、「与信資本の遊休貨幣資本」を「融通」の根拠とすれば、そうした「関係」は「『間接的』な」性格を帯びるようになる。とはいえ、それが「融通」そのものの間接性を意味するとは限らない。「融通」の成立が「売買」の展開と一体化していると受け止めれば、「資金の融通」の直接性はむしろ、非可視化されていると捉えなければならないからである。それは、「事実上」という語彙の意味を、「はじめは資金の貸借をとまなわないうようにみえるものが、事後的にさかのぼって、実は資金の貸借があったのだ」(日高[1966]:104頁)というように読み取るか、もしくは本文の山口の叙述のように実際に「商業信用では貨幣融通」がなされるが、「貨幣貸付として外化していない」というように読み取るか、というような問題につながる。詳しくは本文に譲るが、本節では、さしあたり後者の見地を批判的に受け止めながら「商業信用」の形態的理解を深める。

「貨幣貸付」では「利子」が「外化」＝「自立」されるということによっている。

だが、「信用売買」では「信用価格と現金価格との間」の「価格差」、つまり「現金価格」に付け加わるプレミアム(割増金)があるだけで、「利子」は「存在」せず、たとえ在っても、それは「事実上の利子」にすぎず、「固有の利子」とは似て非なるものというような理解は、「商業信用」における「販売と貸付」の共時性と両立しえないもののように入る。というのは、個別資本同士の「信用売買」＝「商業信用」には、「外化・自立」されていない形で、「貨幣貸付関係」が成り立っていて、そこから「利子」を支払う「関係」が成立しているからである。その意味では「商業信用」の内なる「貨幣貸付関係」の理解は、「利子」の「存在」を「解説する」だけでなく、「信用売買」を「利得」と、「貨幣貸付」を「利子」と結びつける、従来の規定を見直す手がかりになりうるといえるであろう。

いま、経済主体(A)は、経済主体(B)から 100 万円を借りる貨幣貸借契約を締結しようとしてみよう³³。そこでは、借手(A)が 1 年後に元本 100 万円と、5%の賃料に課される利子 5 万円とを貸手(B)に返済するということを契約の条件としている。この過程で借手(A)は、貸手(B)から借りた 100 万円を一時的に占有しつつ、それを単に所持するのではなく、何らかのことに使用することで、そこから何らかの利益を創出しようとするのであつて、借金 100 万円の占有および使用に対するある種の対価として 5 万円の利子を返済する義務を負うことになる³⁴。

このように、貸借契約では「売買の直接の対象とされるのは、そうした具体的な効果ではなく、あくまで一定期間、特定の対象を利用できるという定量性を具えた権利である。売買される商品体は、厳密に言えば、『用益』ではなく『用益権』なのである。用益の大きさは量れないが、用益権ならこの 1 ヘクタールの土地を 1 年間利用する権利というかたちで明確に限定できる。商品売買には、商品体の確定が絶対条件となるのであり、外形的な定量性をもつことで、貨幣で賃料を支払い一定期間借りて利用する関係が、同時に用益権の売買として商品売買の世界に翻訳可能となるのである」(小幡[2014]:143 頁)。

ここでの「用益権」とは、「貨幣」100 万円に対する一時的な占有・使用の「権

³³ 宇野[1974a]:186-205 頁。

³⁴ 古結[1979]は、「ヘーゲル」にならって「占有、使用および処分」を「所有の三契機として」取り上げている(2-4 頁、傍点は原著者)。但し、留意すべきは、これらの「契機」は決して同格のものではないということである。たといある対象を「占有、使用」していても「処分」しかねるならば、それを「所有」したことにはならず、またその逆も同様である。このように、「所有の三契機」の中で「処分」だけは、決定的な最終的な権利であるのであつて、「占有、使用」と厳格な区別が要請されなければならない。「特殊の処分権と普遍の処分権」については、古結[1979]:6-12 頁、松井[1990]:38 頁、松井[1991]:63-65 頁を参照。

利」のことであり、「貨幣貸付」は、「用益権」を「商品体」として「売買」する「商品売買」である。すなわち、「貨幣貸付」では、「貨幣」の「用益権」をめぐって借手(A)を買手、貸手(B)を売手とする「関係」が成り立つ。それゆえ、借手(A)が貸手(B)に支払う「賃料」は、ある種の「権利」の買入価格として、「貨幣」100万円の「用益」を商品経済的に確定づけるものとみることができる。

結果的に「貨幣の貸借は、いかなる意味でも貨幣そのものの売買ではない。貨幣は貸されるのであり、それによって一定期間の用益権が売買されるのである。この貨幣の用益権を『資金』とよぶとすれば、『貨幣は貸され、資金が売られる』ということになり、貨幣の賃料が資金の価格であるということとひとまず決着がつく」(同上)。《貨幣は貸され、資金が売られる》は、「貨幣の貸借」が、100万円の「貨幣」が「貸される」事と、「貨幣」の「一定期間の用益権が売買される」事とが同時になされる契約であるということを意味する。

ところで、《貨幣は貸され、資金が売られる》は、厳密にいえば、〈資金は売られ、貨幣は貸される〉を意味すると解さなければならない。というのは、貸手(B)・借手(A)が「貨幣」の「一定期間の用益権」を販売・購買することで、貸手(B)の「貨幣」が「一定期間」借手(A)に「貸される」のであって、その逆ではないからである。すなわち、〈資金は売られる〉は、〈貨幣は貸される〉を可能にし、〈貨幣は貸される〉は〈資金は売られる〉を所与とする。「利子」がはじめから「資金の価格」として確定されるのは、そのためである。

但し、「利子」は、単純に「貨幣」の「用益権」の使用価値を「用益」期間に換算した、「権利」の「価格」ではない。「用益権」自体は、「貨幣」が「貸される」ことなしに行使しえないものであり、それゆえ、「用益」期間以外の期間に対する「権利」は一切認められない。こうした「貨幣」の「一定期間の用益権」の「売買」は、「貨幣」の返済を所与とするものなのである。そこから、貸手(B)としては、借手(A)の返済能力(貸金の回収可能性)を把握しておこうとする動機が働くと考えられる。貸手(B)は、借手(A)に対する情報を事前に把握しておくことで、「資金の価格」の確定にあたって自らの交渉力を高められるとあってよい。

もちろん、「資金の価格」を引き上げたからといって、その分借手(A)の返済能力(貸金の回収可能性)が高まるわけではない。だが、売手が自分の商品ができるだけ高く売ろうとする行為は、できるだけ安く買おうとする買手のそれと同様に、市場一般の行動原則をなすのであり、それゆえ、借手(A)に対する貸手(B)の信認の程度は、「資金の価格」の水準に影響するだけでなく、場合によっては値上げの当為を提供する。需給によって騰落を繰り返す相場などの外的要因をさしあたり論外におけば、「利子」は、借手に対する貸手の信認の程度を反映している、「貨幣」の「一定期間の用益権」に支払われる「価格」と定義することができる。いいかえれば、「資金の価格」は、信認の程度を数値化することによって確定づけられるものなのである。

では、資本同士の「信用売買」＝「商業信用」の場合はどうだろうか。確かに、ここでは、資本(A)と資本(B)とが文字通り「貨幣の貸借」を進めているわけではない。ここには、単に支払約束による商品譲渡が行われるだけである。しかし、支払約束は、資本(A)の返済能力(貸金の回収可能性)を根拠に締結されるものであり、それに対する資本(B)の信認がなければそもそも不可能なことある。それゆえ、単に資本(A)が後払いの申し出をしたからといって、支払約束がその場で締結されるわけではない。資本(A)は、資本(B)に向けて自身の返済能力(貸金の回収可能性)を証明しなければならない。資本(A)が資本(B)から返済能力を信認されると、資本(A)は、資本(B)に所定の金額を支払い、支払約束を商品経済的に確定することで、資本(B)から 100 万円に相当する購買力を獲得するようになる。こうして、資本(A)と資本(B)との間には、貸借関係(貸手対借手)が成り立つということになる。

このようにみると、商品譲渡は、支払約束の締結、つまり貸借関係の成立による購買力の承認を所与の前提として行われるものと考えられる。すなわち、「商業信用」でも、「いわば現金価格相当(の購買力)を貸付けて信用価格相当(の現金)を返済させる関係」が成り立つのである。ここでは「貨幣」が、「現金」の形ではなく、「現金価格相当」の購買力の形で「貸付」けられる所以は、資本(B)が資本(A)にとっての売手であると同時に貸手でもあるからである。結果的に、資本(A)にとっては、資本(C)から借りた「貨幣」をもって資本(B)から原料を仕入れるなどの展開はもとより不要となり、無益なこととなる。資本(A)は直接、資本(B)から返済能力を信認され、「現金価格相当」の購買力を承認されさえすれば良いということになる。「貨幣」なき貨幣貸借といってよいかもしれない。

ともあれ、資本(A)としては、二段構えの展開を進めて原料を仕入れるべき所はなくなり、承認済みの購買力(100 万円)をそのまま保有する必要も同時になくなるということになる。すなわち、資本(A)は、資本(B)から「現金価格相当」の購買力を独占的に占有・使用できる「権利」を取得するのであるが、そのことから直ちに原料(100 万円)を仕入れる形で承認済みの購買力(100 万円)の「用益権」を行使することになる。支払約束の締結時に確定した、購買力の「用益」の約定期限が尽きると、資本(A)は、資本(B)から購買力の形で承認された 100 万円をその「賃料」とともに返済しなければならない。

こうした理解から、「信用価格と現金価格との間」の差額部分を「利得」と捉える規定の不十分さを窺い知ることができよう。というのは、「利得」とはもとより、「商品売買」の展開(商品の価格をめぐる売手と買手との間の交渉)から発生するプレミアム(割増金)を意味するだけで、支払約束の締結＝貸借関係の成立によって確定される「利子」を理論的に受容しているとはいえないからである。そこでは、「利子」は「存在していない」ものとされるか、もしくは「固有の利子」とは似て非なる「事実上の利子」、つまり見做し「利子」とされるかだけである。

しかし、本節で検討したように、「利子」の生成において「貨幣」が「現金」でなければならない必要はない。購買力であっても、形態的には「現金」と同格・同位に並ぶものであり、それゆえ、その「用益権」の「売買」においても、「利子」が「資金の価格」として確定されるからである。「貨幣融通が貨幣貸付として外化している」かどうか、または「貨幣」が「現金」なのかどうかは、「利子」の概念規定に直結する問題ではないのである³⁵。「固有の利子」であれ「事実上の利子」であれ、いずれも「資金の価格」にカテゴライズされる「利子」の個別態であり、どちらか一方だけが「利子」とあるという関係ではない。

こうして、現時点で貸手の手元にある「現金」を直接貸し借りする関係だけを想定して「利子」を根拠づける、従来の狭義の概念規定は、「利子」自体が支払約束の締結＝貸借関係の成立から生成されるある種の「関係概念」とであるということを看過するものといわざるを得ないのである³⁶。

小括

本章の考察から、信用売買は、貨幣貸借の形式を借用して展開する商品交換

³⁵ 日高[1966]によれば、「資金を貸したことになるかどうかは、現金で売るばあいの販売期間と、手形をかかえていなければならない期間の、どちらがより長いかにによって区別される」(102頁)。ここでは「資金」の貸付関係は、「現金」売りの「期間」と「現金」が支払われる「期間」との対比によってみえてくるような事後的なものである点、それゆえ、その存在もまた曖昧にならざるを得ない点を取り上げている。ところが、それは、商業信用を商品売買関係だけで捉えていることからくるものといってよい。「資金」の貸付関係が事後的なもののようにみえるのは、それ自体が、商品売買関係に包摂されているからであり、擬制的に先取りした購買力を、売り手の商品を仕入れる方式で行使しているからである。商品売買関係だけで「資金を貸したことになるかどうか」を論定するのでは、一面的な議論になりかねない。

³⁶ 清水[2006]:第2章では、「商業信用論」における「実質貸借説」は「現金貨幣こそが『貨幣』であるという、狭義の貨幣概念」にとらわれているという点を指摘し、「貸し借りなき『売買』という原理」に徹する上で、「商業信用」を「『資金』なる商品の売買関係」として定立している。とはいえ、「実質貸借説」の欠陥とされる「狭義の貨幣概念」は単に「実質貸借説」に限らず、たとえば「手形金額への支払いも元金の返済というよりも、やはり代金の支払いと見る方が無理はないであろう」(中村[2009]:73頁)といった「商品売買説」的見解そのものからもみてとれる。ともあれ、「貸借」は「売買」への翻訳が可能であることを受け止めれば、「商業信用」の内部に通底している「『貸借』という原理」を捨象するのは容易ではない。氏自身も述べているように、そこには「現時点で存在しない何ものかを前もって貸借する」関係が成立可能だからである。たとい「貸借」を「『売買』という原理」、つまり「将来貨幣」の「用益権の売買」に基づき「貨幣預託」に換言しても、「商業信用」から「『貸借』という原理」を払拭しきれないのは、そのためである。

の一形式であり、利子は、資金の売買過程で形成された、貸借関係から生まれるものであると結論づけられる。現金価格に付け加わる信用売買の利子は、貨幣貸付のそれと同格に並べられるものであり、いずれも資金の価格の個別態に他ならないのである。したがって、利子の発生論的根拠は、資金売買による支払約束の締結=貸借関係の成立にこそあるといえることができる³⁷。こうした理解に基づくと、「信用売買=商品(W')を後払いで買う方式」との等式は成立しえなくなる。それは何故か。

従来の支払手段論は、信用売買を、 $W-G \cdots G-W'$ 〔売ってから買う〕の展開を先取りするもの、つまり $G-W' \cdots W-G$ 〔買ってから売る〕の展開として規定してきた³⁸。そこでは、購買代金の支払時点の変更(商品譲渡時点→支払約定時点)によって〔売ることなしに買える〕展開が成り立つとみなされるきらいがある。いわば購買代金の一時的な支払猶予である。しかし、商品譲渡から支払約定までの期間は、商品譲渡時点で売手に支払われるはずであった購買代金が遅延している状態を意味するわけではない。なぜなら、買手は、売手から承認された購買力(100万円)をもって、原料(100万円)を仕入れることで、購買代金(100万円)の支払を完了しているからである。ここで、未完なのは、購買代金(100万円)の支払ではなく、購買力(100万円)の返済である。要するに、信用売買では購買力(100万円)自体が、支払約束と返済との対象になるということである。

このように、信用売買で〔売ることなしに買える〕のは、購買代金の後払いに対する一方の申し出と他方の受諾とによってではなく、売ることなしには獲得しえない購買力を一方が他方から承認されたからであるとみなしなければならない。したがって、「信用売買=商品(W')を後払いで買う方式」としてきた従来の規定は再考されるべきであろう。さらに、これは、買い手(借り手)の債務額をいかに規定するかという次元にとどまらず、より根本的には商品交換そのもの

³⁷ 大内[1978]は、「商業信用関係をこのように単純に貨幣の貸付に還元してしまうことは、じつはひとつの擬制にすぎないし、またその擬制によって本質的な点を見失う危険性を孕むものといわなければならない。それが擬制である^{ママ}にとは明かであろう」とし、「このような擬制的理解がことの本質を見失わせるというのは、そう理解すれば商業信用の関係が同時に商品流通の連関をあらわしており、したがって手形は、一面では債務証書でありながら、一面では信用貨幣でもあるという側面が軽視される^{ママ}ことになるからである」(74-75頁)と述べる。しかし、「商業信用関係」は、「商品流通」が「貨幣の貸付」の方式を借用してはじめて成り立つものであって、「単純に貨幣の貸付に還元してしまう」ものではない。こうした共時性は、結果的に「擬制的」な「貨幣の貸付」として現われるのである。「商業信用」の内なる「貨幣の貸付」は、むしろ「手形」が「一面では債務証書でありながら、一面では信用貨幣でもあるという側面」を明瞭にするものといってよい。

³⁸ 小幡[2014]:141-142頁。

の成立根拠をいかに捉えるかという問題に直結している。ということは、原理論の枠組みの中で信用売買をいかに位置づけるかといった問いは、貨幣論や信用論ではなく、商品論次元の課題であることを示唆する。

商品交換の成立根拠は原理論では、商品そのものの物理的な位置変更にあるとされる。買い手(借り手)の債務額が一定期間支払猶予されている購買代金とみなされてきたのは、そのためである。ところが、以上の考察から明らかなように、売り手(貸し手)の商品の譲渡は、買い手(借り手)の支払を前提とするのであって、購買代金の支払自体が猶予されているわけではない。すなわち、商品の持ち手変換は、商品交換が成り立つことによって可能になるのであって、その逆ではないのである。次章では、信用売買の成立原理についての本章の考察を踏まえ、商品交換の成立根拠を原理的に問うてみることで、信用売買の理論領域についての新たな観点を提示することにしたい。

第2章 商品交換の成立原理³⁹

本章は、商品交換の成立根拠を原理的に解明するものである。商品交換はマルクス経済学では、人間の本性に関連づけて理解する観点を相対化しつつ、市場という空間でなされる限定的な営みと捉えてきた⁴⁰。それによれば、商品交換の成立根拠は、人間にはなく、空間そのものにある。マルクス経済学の中でも宇野学派の原理論においては、そういう抽象的な空間に参入する個別主体を交換主体＝欲望主体と想定している。商品交換の展開過程では個別主体は、交換(欲望)主体として相対的価値形態か等価形態かの対極的な立場に立たされる。ここではそれを価値関係と呼ぶことにする⁴¹。

³⁹ 本章の内容は、拙稿「商品交換の駆動原理－私的所有と価値関係」(北海道大学2020年1月『経済学研究』第69巻2号※掲載予定)に基づいている。

⁴⁰ 「商品交換は、人間社会に必然的・自然的なものではなく、それはむしろ『共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる』。こうしたマルクスの認識は、例えば『ある物を他の物と取引し、交易し、交換するという性向』を『人間の本性のなかにある一定の性向』とみなすスミスとは好対照をなしている」(田中[2010]:223頁)。「スミスのような見方は、近代の市場経済を過去に投射する『遠近法的倒錯』にすぎない。たとえば、今日でも、共同体の内部では、あるいは、共同体が消えたところでも家族の内部では、商品交換(売買)はめったになされない。贈与や共同寄託というかたちをとるのがふつうである」(柄谷[2010]:128頁)。「古典経済学は、そのような共同体、閉じられた単一均衡体系のモデルから出発するのだ。そのために、それは経済現象を、物理学的なモデルでみることになる。いいかえれば、単一均衡体系のモデルから出発する思考は、『共同体』から出発することであり、あの"社会性"を、したがって、盲目的な飛躍をみないことである」(柄谷[1986]:122頁)。

⁴¹ 「最も単純な価値関係は、明らかに、なんであろうとただ一つの異種の商品にた

では価値関係は何によって形成されるのか。宇野弘蔵の原理論によれば、価値関係の形成機制とされるのは、個別主体の主観性(私的欲望および交換要請)である⁴²。仮に価値表現「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」では、商品 Y は商品 X 所有者の欲望の対象であり、 p 量の商品 X が価値実現できた場合には、商品 X もまた商品 Y 所有者の欲望の対象であることが判明する。すなわち、商品 X 所有者は、交換(欲望)主体として価値表現を行い、商品 Y 所有者との価値関係を形成することで、商品交換を展開するのである。このように原理論において、価値関係は、個々の商品所有者の主観性の所産であるということになる。

ところで、こうした関係の形成に対して、次のような疑問が生じてくる。すなわち、所有主体としての個々の商品所有者は、価値関係に先だって存在することができるのか。というのは、個別主体の主観性が価値関係内でしか発揮されえないと見る場合、商品所有者としての自己規定/認識は、価値関係の成立によって反省的に形づくられることになるからである。すなわち、個別主体はもとより、所有主体として価値関係を形成するのではなく、逆に価値関係が成り立つことではじめて所有主体としての自律性ないし独立性を承認されるのである。そうすることで、それ自身の主観性を商品交換の展開動力(社会化された欲望)として現出しうることになる。

本章では、所有主体の先在性を前提とする原理論の理路を相対化し、私的所有を商品交換の形成機制として受け入れることで、商品交換の成立根拠についての従来の理解を再考しようとする。結論を先取りすれば、個別主体は、他の個別主体との垂直的な価値体系のなかで私的所有を体現する主体としてのアイデンティティを確立させられることで、それ自身の主観性を社会化する。そこで、商品交換は単に、商品 X 所有者の欲望の対象と商品 Y 所有者の欲望の対象とを交換する過程としてではなく、各商品の「排他的・包括的・直接的」な権利を売り買いする過程として現われる⁴³。それゆえ、「 p 量の商品 X 」や「 q 量の

いするある一つの商品の価値関係である。それゆえ、二つの商品の価値関係は、一商品のための最も単純な価値表現を与えるのである」(Marx[1890]:S.62)。この「二つの商品の価値関係」に通底する「相対的価値形態と等価形態とは、互いに属しあい互いに制約しあっている不可分な契機であるが、同時にまた、同じ価値表現の、互いに排除しあう、または対立する両端、すなわち両極である」(Marx[1890]:S.63)。

⁴² 「例えば特定の商品リンネルは、その所有者がそのリンネルと交換して得ようとする、他の商品の使用価値の一定量をもって、その価値を表現せられる」(宇野[1964]:30頁)。この場合、一方で「他の商品」は「商品リンネル」側の欲望の対象を、他方で「その価値」の「表現」は交換行為を指し示す。

⁴³ 本章では、「所有・権」についての概念規定は次のような定義によっている。「すなわち商品経済が支配的となった社会においては、商品を相互に交換する者のあいだには、商品である財貨の上にその者だけの固有の支配が承認されなければならないという社会的要請が必要となる。この要請を実現すべく、人が物に対し排他的・包括的・直接的に支配権を行使している状態 *energeia* を所有といい、また、こ

商品 Y」の物理的な位置移動自体は、副次的かつ二義的なものとなる。所有商品の位置移動は、所有主体を変更することによってはじめてなされるのであって、その逆ではない⁴⁴。

とはいえ、宇野弘蔵を受け継ぐ従来の商品論・価値形態論では、所有商品の位置移動を可能にする形態的根拠(私的所有権の売り買い)についてはほとんど無関心であったのではないか。その根因は、端的に言えば、商品流通において価値関係が私的所有といかに結びついているかについての考察を原理論の課題としていないことにある。商品交換の成立根拠を商品そのものの位置移動に求めるのは、そのような理由によると思える。詳しくは本文に譲るが、両者の結びつきについての説明は、「いわば生産過程と生産過程との間に発生した交換関係に特有なる形態をもって」(宇野[1964]:24-25 頁)現われる商品経済の存立根拠をより明確にするだけでなく、商品交換についての新たな観点を提示することになろう。

本章では、以上の問題関心にに基づき、次のように考察を進める。第1節では、所有主体と交換主体についての商品論の概念規定を原理的に検討し、問題の所在を把握する。第2節では、マルクスの交換過程論を考察の対象とし、商品交換の成立過程で私的所有がいかに機能するのかについて考察する。第3節では、価値関係に通底する商品交換の非対称性を浮き彫りにし、私的所有との関係を

うした支配の可能性の潜在状態 dynamis を所有権と呼ぶのである」(青木[1992]:236 頁)。ここで「商品を相互に交換する」ということは、「商品」そのものを「相互に交換する」ということを意味しない。詳しくは本文に譲るが、「商品を相互に交換する者」は、「物」に対する「支配権」を放棄するという契約により他の「商品」に対する「支配権」を獲得することができるからである。その意味で、「売買で問題となるのは所有権の移転であり、占有状態の変更ではない」(小幡[2013]:67 頁)。

⁴⁴ ドゥルーズ＝ガタリは、資本主義的私的所有について次のように述べている。「私的所有はもはや、人と人とのあいだの依存関係ではなく、唯一の絆を構成する一つの〈主体〉の独立を表現するものとなる。これは私的所有の進化における大変化である。私的所有は権利によって、土地、物、人を対象にする代わりに、権利そのものを対象とするようになるのだ」(MP, p. 565-566/下 208 頁)。彼らは、モノそのものを「所有」する「代わりに」、モノに対する「権利そのもの」を「所有」する方式への「大変化」から、資本主義における「私的所有」の変容を見抜いている。すなわち、「権利そのものを対象とする」ためには、「人と人とのあいだの依存関係」から解き放たれ、「唯一の絆を構成する一つの〈主体〉」が「私的所有」の担い手として自存しなければならないということである。とはいえ、「私的所有」は、資本主義に至って「土地、物、人を対象にする代わりに、権利そのものを対象とする」形で変貌したといえるか。本章は、「私的所有」の歴史的変貌について考察するものではないが、「私的所有」自体が「進化」されてきたとの彼らの見解には、いささか論理の飛躍があるように思える。

解明する。第4節では、これらの機制(私的所有/価値関係)が商品交換の展開過程でいかに機能しているのかを、商品物神性論を通して考察し、価値表現の意味内容を捉え返す。最後に、以上の検討を踏まえて、信用売買についての従来の理解を再考することにした。

第1節 所有主体と交換主体

原理論では一般に、「私有物として取引の対象となりうるものでさえあれば、商品とならないものはない」(宇野[1965]:30頁)とされる。これによれば、「私有物」と「商品」いずれも、「私有」という内的契機を有しつつ、「取引」という外的契機によって概念的に区切られている。さらにまた、そこには、もう一つの原理論的想定が与えられている。

「商品という場合われわれはその所有者なしにこれを考えることは出来ない。もっとも商品所有者はその場合いわば商品の人格化したものとしてあるに過ぎない。したがって理論的考察では商品の交換、流通等の種々なる運動と機能とは、かかる商品の人格化されたる商品所有者の行動として理解すればよいことになる。以下単純に商品に関する規定を与えられる場合にもこの点は常に前提されているわけである」(宇野[1973]:27頁、宇野[1974]:181頁)。

この宇野の叙述の論旨は、「商品」概念は「商品所有者」と表裏の関係にあるということである。周知のように、「この点」は、マルクスの冒頭商品論に対する批判の骨子をなすだけでなく、価値形態論の刷新につながっている。すなわち、「商品の人格化されたる商品所有者」は、「商品の交換、流通等の種々なる運動と機能と」を展開してゆくある種の「理論的」な装置として商品論の「前提」をなすのである。こうした想定は、「マルクスが人間主義的立場から資本主義を解明し批判しようとしたのに対して、宇野弘蔵のそれは、全く逆に、ひとまず資本の立場に主語を置いて、徹底的に『人間』を対象化し批判する方法論を貫こうとした」(青木[2016]:268頁)点を明瞭に示すものといえる。

しかし同時に、そうした想定は、負の側面を残してしまっているともいえる。というのは、そこで「商品」と「商品所有者」との関係およびその成り立ちは、考察の対象から除外されてしまうことになっているからである⁴⁵。仮に「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」のような価値表現では、一方の「商品所有者」が自分の

⁴⁵ 「宇野弘蔵は、たしかにリカード的な絶対的価値論を商品所有者の主観的価値論によって批判したが、それは、せっかく商品価値から『労働主体』としての人間を削除しながら、代わりに『所有主体』としての人間なるものを超越論的に前提としてしまうことで、自らの方法の画期的意義を大きく損なってしまうものであった」(青木[2002a]:259頁、同様の指摘は大黒[2016]:113-117頁にもみられる)。

所有物(p 量の商品 X)をもって他者の所有物(q 量の商品 Y)と交換しようとする
ことがポイントになる⁴⁶。この場合、両極の「商品所有者」は、価値表現以前か
ら「商品」を「私有物」として「所有」していたものと想定される。すなわち、
「商品所有者」は、はじめから所有主体として自存していたのであり、その「前
提」に立脚して交換(欲望)主体として位置づけられるのである。それゆえ、こ
こでは、所有主体それ自体の規定などは不必要な事柄にすぎない⁴⁷。

このような宇野の想定、つまり所有主体の先在性は、「商品経済的私有制を全
面的に確立する社会」(宇野[1975]:112 頁)を議論の前提とするその体系に起因
していると思われる。そこでは「商品交換関係が前提する私的所有」は、自己
労働の自己所有にではなく、「土地所有の近代化」に根拠づけられている(114-
117 頁)。またその過程では、「労働力の商品化を基軸として、ほんらいは流通
形態としての資本による生産過程の実質的な把握を要すること、ここにおいて
はじめて売買関係が、所有関係を確立していくものとして、自分自身が前提す
るものを措定する」(石井[1964]:61 頁)ということになる⁴⁸。このように、原理
論では、「商品所有者」をして「自分自身(=交換・欲望主体)が前提するもの(=
商品経済的私有制)を措定する」形で、「売買関係を確立していく」と想定する
のである。ある種の循環論法といってよい。

他方で、柴垣[1968]は、「商品所有者」と「私的所有」との関係について次の
ように指摘している。

「『財産(所有)権』は、経済学的範疇との関連では、端緒的・一般的にはまず『商

⁴⁶ 宇野[1973]:180 頁。

⁴⁷ 他方で大黒[2015]は、次のように述べている。「価値形態論の内生的解釈は、か
けがえのない内的欲望としての必需が、無くもがなの外的欲望としての奢侈を派
生し、その結果市場が発生するという解釈をとることで『内的なものが外化する』
話形をやはり裏書きしている。しかし代替的解釈によれば次のようになる。あらか
じめ浮動的で不定形な欲望は、価値形態の展開とともに欲望が複数化することで
その無秩序をますます露呈することになる。しかし模倣によって、奢侈財たる金が
一般的等価の座に外的に導入されることにより、その無秩序はとりあえず収まる。
このとき『奢侈の外来性』の痕跡とともに原初の『欲望の可塑性』の痕跡をも隠滅
するために、あらかじめ定形的で節度のある欲望なるものがさかのぼって捏造さ
れ、外的に導入されたはずの奢侈が必需の内的な派生物であるとの話形が偽装さ
れることになる」(79-80 頁、傍点は原著者)。こうした「価値形態論の常識的解釈」
(77 頁)についての異議申し立ては、貨幣生成論に限らず、「価値形態論」における
交換・欲望主体のアイデンティティー問題にも一面相通ずる。詳しくは本文に譲る
が、「あらかじめ定形的で節度のある」所有主体を想定するのは、「価値形態」によ
って反省的に与えられる私的所有の「痕跡」を「隠滅する」ことになり、所有主体
の先在性を「やはり裏書き」することになると考えられるのである。

⁴⁸ 大内[1965]:28-41 頁、大内[1971]:234-255 頁。

品』にはじまる『流通形態』(商品・貨幣・資本)と直接かかわる権利と考えられるのであって、権利概念の構成に『産業資本』,つまり『資本の生産過程』を必要としない。富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となるのであって、その意味では所有権は商品交換という人間の経済行為が直接的・事実的につくりだす権利であるといえよう。流通形態である商品が商品として運動しようとするかぎり、その売り手と買い手、つまり商品交換の主体の存在を必要とするし、その商品交換の実現は、交換主体の相互の同意(契約)によっておこなわれる以外になく、しかもこの交換主体の相互の同意によってのみ商品交換が実現されるということは、交換主体が相互に相手を私的所有権者として認めあっていることを前提としているからである」(323頁)。

柴垣の論旨が従来の原理論的理解とは一線を画するものであることは明瞭である⁴⁹。というのは、ここでは、「財産(所有)権」の成り立ちには、「『産業資本』,つまり『資本の生産過程』を必要としない」と捉えているからである。個々の「商品の所有者」が「交換主体」に転化するためには、ひとまず「相互に相手を私的所有権者として認めあって」いなければならない。そうしてはじめて「商品交換の主体」は、「その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者」として登場しうることになる。このように、柴垣の捉え方は、「商品交換の主体」についての既存の理解を顛倒し、「所有権」概念を原理的に捉え直しているという点で示唆に富む⁵⁰。だが、そこでは、「人間の経済行為」が「所有権」概念をいかに「つくりだす」のか、また、「商品交換」をいかに「所有権」概念と結びつけて理解すべきかなどを突き詰めているとは言い難い。

これに関連して青木[2002a]は、次のような見解を提示している。

⁴⁹ 柴垣[2016]は、「居住・移転・職業選択の自由」を「土地所有の近代化」と関連づけながら、「資本主義の成立・存立にとって不可欠の権利」と捉えている。すなわち、「後者〔居住・移転・職業選択の自由:引用者〕は言うまでもなく、資本が生産過程を包摂するに当たって必要とする『労働力の商品化』の不可欠の前提であり、具体的には封建社会における領主の農民に対する身分的・人格的支配、その内容としての土地緊縛・作付け規制などからの解放をもたらす権利である。これなくして資本主義は成立・存立しえないが、それが法表象の表面に出てこないのは、資本の本源的蓄積過程が示すように、労働力の商品化が土地の私有化のコロラリーであることから、土地所有権の成立による私有財産権の普遍化の指摘で十分ということなのであろうか」(4頁)。

⁵⁰ そこで本章では、「富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となる」との柴垣の捉え方に基つき、所有主体が価値関係の前提ではなく、その所産であることを解明する。

「マルクスが『交換過程論』で述べた、『商品の占有者(Warenbesitzer)が互いに私的所有者(Privateigentümer)として認め合う』意思関係なるものは、現実には、こうした貨幣による商品の購買をつうじて初めて現実化するといわねばならない。じっさい商品の『占有』が『所有』として認められるのは、一定の代金を支払うことによって流通のなかでその譲渡を受けたことが社会的に認知されたときだけなのである。だが、こうした交換における社会関係は、人間の意識においてはつねに逆立ちして観念されざるをえない。すなわち現実の社会関係に先行して商品の『所有者』がまず自存し、しかるのちにこれが契約によって交換関係に入るかのごとく観念されるのである」(268-269頁)。

青木によれば、「交換関係」が「意識」の主体として自存する「商品の『所有者』」の主観性によって成り立つとするのは、ある種の「観念」にすぎない。というのは、それは「社会関係」から呼び寄せられたものにすぎないからである。それゆえ、価値形態論の段階では、「商品の『所有者』」なるものが存在してはならない。すなわち、価値形態論における「商品」の担い手は、「商品の『所有者』」ではなく、「商品の占有者」であるということである。ここで後者は、「商品の同質性と差異性を人格的に体现する者として、まさに形式的に平等ではあるが、実質的に差別主義者」(264頁)とされる。「私的所有・者」が「貨幣による商品の購買をつうじて初めて現実化」されるという青木の主張は、両者の質的区分を前提としているといつてよい。

これに対して、新田[2004]は、「貨幣で買うことで私的所有が成立するという論理」(79頁)の無根拠性を詳論し、次のように述べている。

「交換・流通という関係それ自体が私的所有者という主体を設定していくというのは、理解困難な主張である。というのは、マルクスの理論構成とも宇野の理論構成とも違って、青木氏の場合には、労働主体も交換主体も、およそ能動的な要素をもった主体は消去されたうえで、主体なき交換・流通関係が空中に浮遊して、それがどのようにしてか私的所有主体なるものを創造することになるからである」(同上)。

新田の指摘のように、青木による「貨幣で買うことで私的所有が成立するという論理」は、価値形態論における貨幣形態の生成・確立によって根拠づけられている。しかしながら、貨幣形態の成立以前には存在していない「私的所有主体なるもの」が、成立以後売り手(商品占有者)の「商品」を買い手が「購買」することで「初めて現実化する」というのは、新田がいうように、やはり「理解困難な主張である」。もちろん、青木[2005]が、「拙説は、関係による主体への構造的規定性を説いているのであり、所有主体の発生論ではないことを強調しておきたい」(35頁)と注記しているように、青木の価値形態論は「所有主体の発生論」ではなく、「所有主体」を呼び寄せる「社会関係」の編成論といった

ほうが適切かもしれない。実際、青木[2002a]は、「『主体』の存立構造の解明こそが、価値形態論というプロブレマティックなのである」(260 頁)と強調している。

しかし他方で、新田[2001]は、「価値形態論」の「存立構造」について次のような見解を提示する。

「ホッブスやスピノザは、情報費用空間における限定合理的な主体を主発点に仮定したところから、社会契約による法治状態＝国家状態の生成を説いているのである。これとまったく同型の論理構造をもって、情報費用空間における限定合理性な主体の間での財・サービスの交換関係から、貨幣の生成のメカニズムと商品・貨幣形態の存立構造を解明したのが、マルクス『資本論』の価値形態論であった」(63 頁)。

新田の主張は、「価値形態論」における「私的所有者(青木：所有主体)」は、「限定合理性な主体」として相互に「財・サービス」を「交換」する「関係」を結ぶ形で、「貨幣の生成のメカニズムと商品・貨幣形態の存立構造を解明」する端緒を提供するということである。これによれば、「価値形態論」こそ「『主体』の存立構造」に他ならない。そのため「解明」すべきものは、「『主体』の存立構造」ではなく、「商品・貨幣形態の存立構造」となる。後者の「解明」において「私的所有者」は、必要不可欠な存在なのである。したがって、「私的所有者」は、「商品・貨幣形態の存立構造」と結びつけて理解しなければならないということになる。

ここでわれわれは、「私的所有者」とその「存立構造」との間の関係について「マルクス『資本論』」の一文を吟味する必要がある。

「いまここでなされなければならないことは、ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと、すなわち、この貨幣形態の生成を示すことであり、したがって、諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目だたない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡することである」(Marx[1890]:S.62)。

マルクスのこの一文は、終点(貨幣形態)から始点(単純な最も目だたない姿)へ遡及(下向)した後に再び終点に向かう(上向する)というアプローチの提言である。ここで「追跡」という語はまさに、価値形態論が、所与の現実(商品対貨幣の対極的關係)に着目して仮構した初期条件(商品同士の関係)から「価値表現」の「発展」を追体験する、ある種の思考実験であることを示すものと理解することができる。その限りで、「二つの商品の価値関係」(Marx[1890]:S.64)は、あくまでも「商品」対「貨幣」の「価値関係」を解明するための理論上の仮構なのである。したがって、その意義は、初発の「価値関係」がいかに「貨幣形

態」をつくりだしていくのかを問うことにあるというよりも、「商品」対「貨幣」の「価値関係」(終点)を遡及して得たものを始点とし、そこから「価値表現の発展」を追うことで、「貨幣の謎」(同上)、ひいては「貨幣呪物の謎」(Marx[1890]:S.108)を消去することにあるといえる。

こうしたアプローチによると、「価値関係」における「所有主体」の先在性はない。というのは、「所有主体」自身のアイデンティティは、あくまでも「商品」と「貨幣」との対極的關係から反照された仮構に他ならないからである。その意味で、「商品所有者＝私的所有者」は、「いわば〈価値の狡智〉List des Werts に操られた人形にすぎない」(清水正徳[1994]:79 頁)といったほうが適切かもしれない。いいかえれば、「商品/商品(私的)所有者」は、自己完結的なモノ/人間のことでなく、貨幣(等価形態)との関係によってそこ(相対的価値形態)に置かれてしまったもののことなのである⁵¹。「そうすると、二者間の関係を仮構してはいても、相対的価値形態と等価形態というカテゴリーの背後に想定されている主体は、自己の行動を自己の意志に還元しうる自律的主体ないし自己同一的主体ではなく、『資本』ないし『価値』という、二者の外ないし上に立つ真の主体によって衝き動かされる他律的な『主体』であることになる」(大黒[2015]:94-95 頁)。

このようにみると、価値形態論において「商品所有者＝私的所有者」の存在を想定するというのは、青木のいうように、「現実の社会関係に先行して商品の『所有者』がまず自存し、しかるのちにこれが契約によって交換関係に入る」ということを示すためではないということが分かる。むしろそこには、「富が商品形態をとるその瞬間において、商品の所有者は領有でもない保有でもない、その商品にたいする排他的・独占的な私的所有権者となる」との柴垣の捉え方と相通じるところがあると思える。詳しくは次節に譲るが、売り手(相対的価値形態)は、買い手(等価形態)との「価値関係」に編入されることで、「その商品にたいする排他的・独占的な」性格を社会的に承認されることになるからである。このように、「私的所有」は、単に「商品」を「領有・保有」している状態のことではなく、それ自身の主観性を発揮する交換(欲望)主体の存立根拠であり、したがってまた、「私的所有権者」の概念規定は、「相対的価値形態と等価形態と」の間の対極的な「価値関係」なしにありえないということになる⁵²。

⁵¹ 藤田[1974]:187-189 頁、青木[1984]:48 頁。

⁵² 他方で小幡[2009]は、次のように述べている。「意志と身体の関係は所有概念の原点をなす。このようなモノに対する主体の関わりが、不可避免的に生みだす帰属関係を個人的所有ないし個体的所有という。……『私的個人』が先に存在し、その結果として『私的所有』が現れると考えるべきではない。逆に、『私的所有』というモノのあり方が、『私的個人』という主体の観念を生む面もある。両者ははじめからセットとして存在し、相補的な関係にあるというべきなのだ。/ 私的所有が

以上の考察から明らかなように、「価値関係」は単に、「私的所有権者」が自分の「私有物」をもって「交換関係に入る」ということを表象しているものではない。というのは、「価値関係」成立以前の個別主体を直ちに「私的所有権者」とみなすわけにはいかないからである。「私的所有」を体現する個別主体は原理的には、「価値関係」によって反省的に措定されたものであり、したがって、所有主体がそれ自身の主観性を発揮して「価値関係」を形成するという原理論的図式(所有主体→交換・欲望主体)は再考されるべきであろう。続く第2節と第3節では、本節の問題提起を踏まえ、商品交換の展開過程において私的所有と価値関係とがいかに結びついているのかを考察することにする。

第2節 反省規定としての私的所有

本節では、『資本論』の交換過程論を検討の対象とし、商品交換の成立/展開過程を追いながら、売り手と買い手との間の物象化された関係から私的所有の再帰性を見極めることにする。

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第2章「交換過程」冒頭で、商品交換の成立過程について次のように述べている。

「商品は、自分で市場に行くことはできないし、自分で自分たちを交換し合うこともできない。だから、われわれは商品の番人、商品所持者を捜さなければならない。商品は物であり、したがって、人間にたいしては無抵抗である。もし商品が従順でなければ、人間は暴力を用いることができる。言い換えれば、それをつかまえることができる。これらの物を商品として互いに関係させるためには、商品の番人たちは、自分たちの意志をこれらの物にやどす人として、互いに相対しなければならない。したがって、一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、彼らは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもいなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意志関係である。この法的関係、また

成立するためには、その対象となるモノが、他のモノからはっきり区別されることが最低限必要である」(24頁、強調は原著者)。「観念」が「主体」を決めるという氏の論旨に異議を申立てるわけではないが、「意志と身体の関係は所有概念の原点をなす」ということには、疑問なしとはしない。というのは、ここで言う「私的所有」は、法律上の擬制というより、商品流通/交換上の擬制として捉えているからである〔小幡の議論ではモノと商品いずれにおいても、所有が介在するとされる〕。そのため、「私的所有(および所有主体)」の「成立」もまた、商品交換の展開過程に沿って理解するということになる。

は意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。ここでは、人々はただ互いに商品の代表者としてのみ、存在する。一般に、われわれは、展開が進むにつれて、人々の経済的扮装はただ経済的諸關係の人化でしかないものであり、人々はこの経済的諸關係の担い手として互いに相對するのだということを見いだすであろう」(Marx[1890]:S.99-100)。

「商品」が他の「商品」と「交換し合う」ためには、その「商品所有者」が他の「商品所有者を捜さなければならない」し、また「互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない」。すなわち、マルクスは、商品交換が成り立つためには互いに「相手」を「私的所有者」として承認しあう過程を要するということを指摘するのである⁵³。そこで、「商品所有者」は、「共通な一つの意志行為」を前提に、「私的所有者」、つまり「法的＝私的所有権者 Privateigentümer」として措定されることになる」(青木[1984]:49 頁)。このように、「商品所有者」は、『商品交換』という場面を設定するために消極的・暫定的に置かれたにすぎないある種のブラックボックスである」(青木[2002a]:233 頁)のに対して、「私的所有者」は、「商品所有者」同士の「共通な一つの意志行為」から成り立つ「法的關係・意志關係」の「代表者」として位置づけられるのである⁵⁴。

但し、留意すべきは、すでに検討したように、「私的所有者」としての自己規定/認識は、主体自身の個別意志によってではなく、「経済的關係そのものによって与えられている」ということである⁵⁵。それゆえ、「私的所有者」なるもの

⁵³ 市原[2006]:325 頁は、「西洋近代型法システム」における「基本的な法觀念」として、「例えば、<法＝権利>觀念（法と権利を同一視する觀念）、<遵法>觀念（動植物を含めあらゆる被造物が一定の規範に従わなければならないという觀念）、<契約>觀念（契約は遵守されなければならないという觀念）など」を取り上げている。

⁵⁴ 青木[1999]は、引用中の「商品所有者 Warenbesitzer」と「私的所有者 Privateigentümer」とを各々「商品占有者」と「私的所有(権)者」とに直している。すなわち、前者の「Besitz」を性格概念として、後者の「Eigentum」を形態概念として厳密に峻別しなければならないと指摘しているのである〔青木[1984]:63 頁、廣西[2002]:72-88 頁〕。そこでは、「Warenbesitzer」は『市場』という場を形成する前提」的概念であるのに対して、「Privateigentümer」は「共同主観的な妥当性すなわち法物神性を付与された觀念であり、すでに通常の法学的な所有権の定義が転倒して当てはまるものになっている」(92-93 頁)。

⁵⁵ 「商品所有者と商品との關係は、たんなる主体としての人間と、たんなる客体としての物との外面的な關係ではなく、すでに商品關係に規定され、商品の諸規定によって滲透された主体と客体の關係なのである。だからこそ、ここでマルクスが規定しているように、商品を關係せしめる商品所有者の意思行為は、自立的な自由な私的人格 person 相互の意思行為としてあらわれ、その法律形式〔法と法律との概念的區別については注 59 を参照〕は、私的所有者 Privateigentümer 相互の契約と

が先在していて、それらが「経済的関係」を主体的に結びつけるのではない。「私的所有者」は逆に、「経済的関係」の成り立ちによって反省的に措定されるものに他ならない⁵⁶。その過程でいわば分岐点となるのが、「法的関係・意志関係」である。「商品所持者」の場合には、「私的所有者」と異なり、「法的関係・意志関係」を形成していない。というのは、共通認識などをもって「他人」と「相対する」ことなしでも、ある対象を「所持」することができるからである⁵⁷。それゆえ、「商品所持者」が自身を「私的所有者」として措定するなどありえない。「商品所持者」が「互いに相手を私的所有者として」承認するためには、自身を他の「商品」と「交換し合う」場(経済的関係)に置かなければならない⁵⁸。

このパラグラフでマルクスは、「私的所有者」同士が「自分のもの」を主観性によって「交換し合う」ような「経済的関係」ではなく、「経済的関係」を「反映」する「法的関係・意志関係」を交換モデルとして想定していることが分かる。この点は、商品交換における宇野の想定－商品所有者同士の交換関係－とは似て非なるものといってよい。すなわち、宇野の議論では、前節で検討したように、「商品所持者」同士が「法的関係・意志関係」を結んだり、「互いに相手を私的所有者として」承認したりする一連の過程を理論的に受け止めているわけではない。それに対して、マルクスの議論では、所有主体の先在性に基づいて「経済的関係」を根拠づける理路は見あたらない。ここで「私的所有」とは、所与の前提というより、「法的関係・意志関係」の所産とされるからである⁵⁹。「両者」

してあらわれてくる。それはすでに特種社会的な商品経済に規定された人間と物、主体と客体との関係である」(中野[1958]:268-269 頁、傍点は原著者)。「だから、人間が想起されているといっても、ここで人間の学としての具象性をえたわけでもなく、反対に人間のことが書かれていないからといって、マルクスが人間を忘れてものの学に埋没したというわけではないのである。いわば、人間は、体系全体に対決すべき人間として、対決、克服のブラクシスの可能態として、この経済学批判としての『資本論』の底にかくれている」(清水正徳[1994]:80 頁、傍点は原著者)。

⁵⁶ 「『交換過程』とは、社会的に等質的価値対象性を獲得した商品＝価値の自立的運動性を意味し、ここでは、商品の使用価値による質的な人間が、完全に量的な人間関係に転化されている。換言すれば、この過程の人間は、商品を個々人の主体的意思によって持っているのではなく、持たされている」(青木[1984]:48 頁〔傍点は原著者〕、同様の指摘は藤田[1974]:187-189 頁にもみられる)。

⁵⁷ 青木[2008]:156-160 頁。

⁵⁸ 「他人に認められてこそ本当に自分の所有なのである」(古結[1979]:3 頁)。すなわち、売りに出されている「商品」は、「他人」からの承認－価値関係下のものとしての承認－済みのものとして「本当に自分の所有なのである」。

⁵⁹ 但し、マルクスの言う「法的関係・意志関係」は、法律的形式によるものではない。実際に「マルクスは、〔『資本論』第1巻:引用者〕第1－第2篇においては『法

は、「共通な一つの意志行為を媒介」にしてはじめて「相手を私的所有者」と承認しあうのであり、それゆえに「経済的關係」以前の「商品」の存在様態は、「所有」ではなく、「所持」－占有 Besitz－となるということである。

続いて、マルクスは、「商品所持者」の私的欲望について次のように述べている。

「どの商品所持者も、自分の欲望を満足させる使用価値をもつ別の商品とひきかえにでなければ自分の商品を手放そうとはしない。そのかぎりでは、交換は彼にとってただ個人的な過程でしかない。他方では、彼は自分の商品を価値として実現しようとする。すなわち、自分の気にいった同じ価値の他の商品でさえあれば、その商品の所持者にとって彼自身の商品が使用価値をもっているかどうかにかかわりなく、どれででも実現しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとって一般的な社会的過程である。だが、同じ過程が、すべての商品所持者にとって同時にただ個人的でありながらまた同時にただ一般的社会的であるということとはありえない」(Marx[1890]:S.101)。

マルクスによれば、「交換」は、「どの商品所持者」にとっても「個人的な過程」と「一般的な社会的過程」、この二つの「過程」として現われる。そのうち前者は、その「商品所持者」をして「自分の欲望を満足させる」かどうかを問題にする場合を示している。それゆえ、「他の商品」が「自分の欲望を満足させる使用価値」でなければ、「商品所持者」は、「交換」を通じて「自分の商品を価値として実現しよう」とはしない。しかし、それは同時に「商品所持者」をして「他の商品」に対する「自分の欲望」だけでなく、「自分の商品」に対する「自分の欲望」を絶えず確かめさせる。それにより、この「過程」は必然的に、「自分の商品」の「使用価値」を肯定することに帰結する。

他方で、「一般的な社会的過程」では、「自分の商品」に対する「自分の欲望」は、「商品所持者」にとってもはや意味をなさない。「彼」は、「商品を価値として実現」すること以外に関心を持たないからである。それゆえ、この「過程」では、「自分の商品」の「使用価値」は「彼」自身によって否定される。とはいえ、このことは、「自分の商品」に対する「自分の欲望」をゼロとみなすということの意味するわけではない。そうではなく、「商品所持者」は、「自分の欲望」を一旦括弧に入れるのである。それゆえ、ここでは、「自分の商品」が「使用価

Recht』、『法的 rechtlich』の語を用いている。が、第3篇以降においては、次節で確証するように、『法律 Gesetz』、『法律的 gesetzlich』の語を駆使するに至る。商品＝労働市場0における『法』と商品＝労働市場1以後における『法律』、この区別と関連において、マルクスは、ヘーゲル『法の哲学』における『法』の観念論的体系の唯物論的改作を試みているのである」(大藪[1978]:102-103頁)。これによれば、「法」と「法律」との間には「国家」(111頁)が介在することになる。

値をもっているかどうかにかかわらず」、徹底的に「他の商品」を獲得するための手段とされる。

ところで、「商品」の「交換」は、「個人的な過程」としてではなく、「一般的な社会的過程」として現われるのが商品経済における常態である。というのは、「すべての商品は、その所持者にとっては非使用価値であり、その非所持者にとっては使用価値である」(Marx[1890]:S.100)からだ。「商品の所持者」は、「他の商品」を獲得するために「自分の商品」に対する「自分の欲望」に拘泥してはならず、徹底的に交換を通じて他の商品を獲得するための手段としてのみ取り扱わなければならない。そうでなければ、「交換」は、「一般的な社会的過程」としては展開されない。このような自己否定は、「自分の気にいった同じ価値の他の商品」からくる反照的な側面を持っている⁶⁰。

このように捉えると、「交換」は、「自分」の「商品」の「使用価値」を自ら否定することによってはじめて行われると考えられる。それゆえに、「同じ過程が、すべての商品所持者にとって同時にただ個人的でありながらまた同時にただ一般的社会的であるということはあるえない」のである。「交換」が「個人的な過程」に幽閉されるにとどまるならば、それは、個別的かつ観念的なものにすぎなくなる。その意味で、「商品」の「所持」から「商品」の「交換」への転化には必然的に、自己否定が介入する。「個人的な過程」が否定されなければ、「商品所持者」は、「一般的な社会的過程」への展開を進められなくなり、結果的に「交換」は成り立たせることができないのである。したがって、「商品所持者」が純粋に「自分の欲望を満足させる」かどうかという功利的な行為もまた、「所持」する「商品」に対する「自分の欲望」を否定する(括弧に入れる)ことで可能となるといえる。

ここまでの議論を踏まえると、商品交換は、「私的所有」をめぐる売り手と買い手との間の相互承認と所持商品に対する自己否定(私的欲望)とをその契機とするということになる。そして、これらの契機は、次のような「二つの商品の価値関係」に帰結することになる。

「直接的生産物交換は、一面では単純な価値表現の形態をもっているが、他面ではまだそれをもっていない。この形態は、 x 量の商品 $A=y$ 量の商品 B であった。直接的生産物交換の形態は、 x 量の使用対象 $A=y$ 量の使用対象 B である。 A と B という物はこの場合には交換以前には商品ではなく、交換によってはじめて商品になる。ある使用対象が可能性から見て交換価値であるという最初のあり方は、非使用価値としての、その所持者の直接的欲望を越える量の使用価値としての、その定在である。諸物は、それ自体としては人間にとって外的なものであり、したがって手放されうるものである。この手放すことが相

⁶⁰ 清水正徳[1994]の言葉を借りていえば、この過程は、商品価値の「自己疎外」(125 頁)である。

互的であるためには、人々はただ暗黙のうちにその手放されうる諸物の私的所有者として相対するだけでよく、また、まさにそうすることによって互いに独立な人として相対するだけでよい」(Marx[1890]:S.102)。

ここでマルクスは、「物」の商品化についての相反する二通りの観点を提示している。一つは、「使用対象 A」や「使用対象 B」のような「物」が「商品になる」ためには、「交換」されなければならないが、その際「物」は、「その所持者の直接的欲望を越える量の使用価値としての、その定在」でなければならないということである。すなわち、私的欲望による「物」の商品化である⁶¹。また、もう一つは、商品交換は、「その所持者の直接的欲望」とは別個に、「人間にとって外的なもの」という「物」自体の属性によって行われるということである。すなわち、「人間」と「物」との関係による商品化である。これらの観点からすれば、「物」が「その所持者」にとっての「非使用価値」になる際には交換対象＝欲望対象になりうるが、それは、「物」自体が譲渡可能な属性を生まれながらに持っているからだということになる。

ところで、「物」が交換(欲望)対象になることと、「物」が譲渡可能な属性をもっていることとの間には飛躍があるようにみえる。というのは、「物」が「商品」になるにあたって、譲渡可能な属性をもっているかどうかは問題にならないからである。詳しくは次節に譲るが、「物」の譲渡可能性は、その属性自体ではなく、「価値関係」という一つの観念体系に起因するものに他ならない。逆に「物」固有の属性によるとすれば、「手放すことが相互的である」必要はなく、「その所持者」単独で「物」を「手放す」ことができるということになってしまう。「物」は先天的に譲渡可能な属性などをもっているわけではなく、「法的関係・意志関係」によって承認された「私的所有」から譲渡可能性を付与されるにすぎない。それゆえ、その過程は常に「相互的」である。「相互的」な譲渡過程には、マルクス自身が交換過程論冒頭で述べているように、相手を「私的所有者として」または「独立な人として」承認しあわなければならないとの前提が「暗黙のうちに」貫かれている。「物」は、「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」の上にはじめて一つの交換(欲望)対象として現象することになるのである。

このように、「y 量の商品 B」を交換(欲望)対象とする「商品 A」側の「価値表現」が可能となるためには、「商品の所持者」同士が「私的所有者＝独立な人として相対する」との相互承認過程が先行されなければならない。「そうすることによって」両方の「所持者」は、「私的所有者」として「いわゆる物象的依存関係」(青木[1992]:236 頁及び大黒[2015]:94 頁)を結び、「商品」を「相互的」に「手放す」ことになる。こうした過程は、個別的かつ観念的なものとしてではなく、社会的かつ実践的なものとして現われる。「私的所有」が社会的・実践

⁶¹ 新田[2010b]:32 頁。

的なのは、「商品 A」側と「商品 B」側とが商品交換の当事者として「共通な一つの意志行為」を共有しているからである。しかしながら、マルクス自身が、「私的所有」をめぐる相互承認過程から「物象的依存関係」がいかに形成されるのかを論じているとは言い難い。そこでは、あたかも「その所持者の直接的欲望」だけで「x 量の商品 A=y 量の商品 B」のような「価値表現の形態」が成り立つかのように説かれているのであり、「私的所有者=独立な人として相対する」相互承認過程は、「商品」を譲渡する/されるための「暗黙」的な手続きとみなされているだけで、その内容についての考察は皆無である⁶²。

マルクスは交換過程論で、「商品所持者」の私的要望を打ち出し、「x 量の商品 A=y 量の商品 B」のような「価値表現の形態」を説明しながらも、実際にその理論的土台をなす「二つの商品の価値関係」においては、周知のように、「人間労働という同じ社会的な単位」(Marx[1890]:S.62)に基づき、「経済的諸関係」を抽象するだけであって、「私的所有」との結びつきについては明らかにしていない。「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」が「人間労働」の抽象性に依拠して理解されるのは、こうした理由による⁶³。だが、「私的所有者=独立な

⁶² 「マルクスは、商品交換という場面において、いかにしてこの『所有』という規範的イデオロギーが成立しうるのかという存立根拠そのものを解明していない。めいめいばらばらの商品の関係が、どうして『共通な一つの意味関係』を構成するのかという問いに答えていない」(青木[2002a]:236 頁)。その根因は、マルクス自身が「商品形態は人間にたいして人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として反映させ、これらの物の社会的な自然属性として反映させ、したがってまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係をも諸対象の彼らの外に存在する社会的関係として反映させるということである」(Marx[1890]:S.86)と述べているように、「社会的関係」を「人間自身の労働」と結びつける理解に起因するのではないか。すなわち、「マルクスの『交換過程』における叙述は、冒頭の商品論において蒸留法によって直接に商品価値の実体なるものを抽象したとあいまって、法的な私的所有権を『労働生産物の商品という形態そのものへの転化』からただちに導きだすことになってしまった。こうした商品交換による所有権の取得権原を人間の労働の結晶に求めるのは、まさに、初期・中期マルクスにみられる『労働』から『商品』への上向という唯物史観イデオロギーの残滓でしかないであろう。それは社会思想史の系譜として見るならば、ジョン・ロックの人間労働の混入によって自然を獲得する所有論から、アダム・スミスによる労働を本源的購買貨幣として人間が自然を所有する論理へと受け継がれたものであった。すなわちそれは、個々人の労働こそを私的所有権の最終的根拠とみなす自然状態の想定であり、しかるのちに、自由な私的所有権者が平等な契約によって社会をつくるという、自然法的小ブルジョア法イデオロギーにつらなるものであるといわねばならない」(青木[2019]:55-56 頁)。

⁶³ 大塚[1966]は、『資本論』の方法論について次のように述べている。「最初に出てくる『商品』は、さきも申しましたように、もともと自然ではなく、人と人との関

人」同士の「法的関係・意志関係」を「価値表現の形態」と結びつけて解説しない限り、「x 量の商品 A=y 量の商品 B」に通底する「物象的依存関係」は読み取れず、結局のところ商品交換の成立根拠を原理的に捉えることはできないのではないか。

第 3 節 反省規定としての価値関係

商品交換における「私的所有者＝独立な人」の先在性を否定し、「法的関係・意志関係」に通底する「私的所有」の再帰性を掴んだのは、マルクスの功績である。だが、「私的所有者」同士の「物象的依存関係」がいかに関形成されるのかについては解明されていないため、「私的所有」は、商品交換の成立根拠として定立されてはいない。本節では、「価値関係」の成立過程に絞って考察し、そこに通底する非対称性を浮き彫りにすることで、「私的所有」が「物象的依存関係」の所産であることを解明する。

マルクスは『資本論』第 1 巻第 1 篇第 1 章第 3 節「価値形態または交換価値」の「3 等価形態」で、次のように述べている。

「ある一つの商品、たとえばリンネルの相対的価値形態は、リンネルの価値存在を、リンネルの身体やその諸属性とはまったく違ったものとして、たとえば上着に等しいものとして表現するのだから、この表現そのものは、それが或る社会的関係を包蔵していることを暗示している。等価形態については逆である。等価形態は、ある商品体、たとえば上着が、このあるがままの姿の物が、価値を表現しており、したがって生まれながらに価値形態をもっているということ、まさにこのことによって成り立っている。いかにも、このことは、ただリンネル商品が等価物としての上着商品に関係している価値関係のなかで認められているだけである。しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく、むしろこのような関係のなかではただ実証されるだけなのだから、上着もまた、その等価形態を、直接的交換可能性というその属

係なのですが、それが『疎外』の結果、人間にとって自然と同じようにものとして現われている」(22 頁、傍点は原著者)。これに対して、交換過程論においては、「商品と商品とがでなく、人間と人間、つまり商品所持者と商品所持者とが相対峙するような現実の『交換過程』の理論的追求に入っていく」(24 頁)。確かに、労働主体としての「人間」と交換主体としての「人間」とは、同じ「人間」ではあるし、すでに指摘したように、そこには、マルクスの小生産者的商品所有観が貫かれている。だが、「現実の『交換過程』」での「商品所持者」は、交換主体に転化した労働主体ではない。その意味で、冒頭商品論の「人間」を直ちに交換過程論の「人間」と等値させるだけでは、「商品所持者と商品所持者と」の間で形成される「法的関係・意志関係」の意義は読みとれない。

性を、重さがあるとか保温に役だつとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える」(Marx[1890]:S.71-72)。

「等価物としての上着商品」の「価値形態」は、「他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく」、「リンネル商品」との「価値関係のなかで」しか成立しえないものである。それゆえ、「上着商品」の「直接的交換可能性というその属性」は、「商品体なしには存在しない」(Marx[1890]:S.50)有用性、つまり「重さがあるとか保温に役だつとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える」。ところが、そうした外観は逆に、「リンネル商品」をして自分との「価値関係」を忘却させる。これについてマルクスは、次のような注釈を付けている。

「およそこのような反省規定というものは奇妙なものである。たとえば、この人が王であるのは、ただ、他の人々が彼にたいして臣下としてふるまうからでしかない。ところが、彼らは、反対に、彼が王だから自分たちは臣下なのだと思うのである」(Marx[1890]:S.72)。

「等価物としての上着商品」があたかも「直接的交換可能性というその属性」を「生まれながらにもっているように見える」のは、所与の条件にではなく、ある種の「反省規定」によるものである。ここでマルクスが捕捉しているのは、「直接的交換可能性というその属性」が「上着」に実装される過程自体が「リンネル」との「価値関係」から生まれたにすぎないという点であろう⁶⁴。すなわち、「王(上着)」の権威・権能は、「臣下(リンネル)」が「ふるまう」ことによるものでしかないのであって、「生まれながらにもっている」ものではない。だが、「奇妙な」ことに、「臣下」側では、「反対に」そのことを所与の現実として受け止めているのである⁶⁵。

これについて、宇野[1969a]は、「しかし『単純な価値形態』における等価形態ではまだ貨幣のような関係が完成するわけではない。それはただいわゆる相対的価値形態にある商品リンネルに対してだけであり、しかも1着の上衣とし

⁶⁴ 「フェティシズムとはたんなるモノが神秘的な力をもつようになる現象をいう。それはまさに、フォイエルバッハの言い方では、人間の力能が天上の神の力能としてあらわれる自己疎外そのものの言い換えなのである。それに対して、人間、ないしは人間と人間の関係がたんなるモノ、ないしはモノとモノとの関係としてあらわれること、すなわち物象化はベクトルとしては正反対のことである」(新田[2001]:87頁)。

⁶⁵ 「物象化的倒錯視が倒錯視として生ずるのはそれが倒錯であることを気づかせない『合理化』のメカニズムが別途はたらいっているからにほかならない」(大黒[2016]:19頁)。

て 20 エレのリンネルの価値を表わすにすぎない。マルクスのこの注は、少しはや過ぎたと思えない」(113 頁, 宇野[1974]:186 頁)と指摘している。確かに、そこでは、「臣下」が複数で描写されており、「王」が擁する絶対的な権威・権能からすれば、マルクスの比喩は、「貨幣」対「商品」の関係を連想させる⁶⁶。とはいえ、この比喩の意義は、「王」の権威・権能、つまり「直接的交換可能性というその属性」がいかに生み出されるのかを説明することにある。それゆえ、これらが「貨幣」対「商品」の「関係」なのかどうかは、マルクスにとってはさしあたり二義的なものであり、たとえそうでないにしても、その限定的かつ一時的な「関係」だけをクローズアップしてみれば、「リンネル」に対する「上着」の「直接的交換可能性」は「貨幣」のそれと同様のものといえなくもない⁶⁷。

しかし同時に、この比喩は、「貨幣」対「商品」の「関係」そのものではなく、むしろ「貨幣のような関係が完成する」段階ではもはや捕捉し難い機制を表象しているのではなかろうか。一見すると、「王」の権威・権能は、「臣下」の忘却(虚偽意識)によって正当化されており、それさえ解消されれば、その「関係」もたちまち霧散してしまうかのように描かれている。「王」を「王」たらしめる根拠は、「臣下」の行為そのものに起因するとされるからである⁶⁸。しかしだからといって、「臣下」を、単に「王」の権威・権能に対する虚偽意識に囚われるもの、またはその無根拠性を忘却しているものとみなすわけにはいかない。というのは、「臣下」としての自己規定/認識をひとえに、「王=他者」の権威・権

⁶⁶ 斎藤[1983]:41-43 頁。

⁶⁷ 「それだからこそ、等価形態の不可解さが感ぜられるのであるが、この不可解さは、この形態が完成されて貨幣となって経済学者の前に現われるとき、はじめて彼のブルジョア的に粗雑な目を驚かせるのである。そのとき、彼はなんとかして金銀の神秘的な性格を説明しようとして、金銀の代わりにもっとまぶしくないいろいろな商品を持ち出し、かつて商品等価物の役割を演じたことのあるいっさいの商品賤民の目録を繰り返しこみあげてくる満足をもって読みあげるのである」(Marx[1890]:S.72)。

⁶⁸ 「この対立する双方の自立者はたがいに区別項をなし、A の力は能動的に誘発するもの(作用)、B の力は受動的に誘発されるもの(反作用)として規定されよう。けれども、このばあい両力は外的に分離したものとかがえてはならない。双方は同一の力の存立をになっているのである。そしてこれらの能動性と受動性、誘発するものと誘発されるものとの対立は、双方の自立者がそれぞれになっている力の、活動性の内面における、相互媒介的な二契機をかたちづくっているのである。さきの例で、作用(誘発するもの)と反作用(誘発されるもの)との形式的区別が、A と B との双方にとって同等の仕方で帰属してくるのはそれをものがたっている。じつは、他を誘発する一つの力それ自身が、受動的に誘発されたものという規定をもっているのである」(中野[1958]:293 頁, 傍点は原著者)。

能に仮託して形づくっているからである。すなわち、「臣下」はひとまず、あなたが「王だから」私は「臣下なのだ」と「ふるまう」ことによって、「彼」は「生まれながらに」して「王だから」自分は「臣下なのだ」と観念し、それを通して「臣下」としてのアイデンティティを正当化するのである。これは、「自己内還帰として、それ自体が自己言及的、自己関係的な決定不可能性を根柢にもっている」(新田[2010b]:41 頁)。ここで、「『国王』は彼らが自らを対象化し、映し出し、集約し、普遍化しようとしたものの現実化」(清水正徳[1994]:103 頁)として呼び寄せられることになる。このような過程は、いわば信仰告白的であるといってよい⁶⁹。

宇野[1974]はそれに関連して、次のように述べている。

「亜麻布 20 エレは 1 着の上衣に値するという、最も簡単なる価値形態は、マルクスもいうように、その中に一切の価値形態の秘密を蔵しているのであるが、したがってまた特殊の使用価値をもつ金が、貨幣としてはそのまま一般的な価値物をなすという、いわゆる貨幣の謎をとく鍵もそこに与えられるのであるが、それはまた同時に商品経済の私的社会性に適応した形態であることを明らかにするものでもなければならない」(174 頁)。

「貨幣」は、「商品経済の私的社会性に適応した形態」として生まれるのであるが、「最も簡単なる価値形態」ではある種の可能性としてのみ読み取れるのであり、その中にある「一切の価値形態の秘密」は、「貨幣」を通じて姿を現わす。すなわち、「リンネル(引用文では亜麻布)」側によって展開される価値表現は、「商品経済の私的社会性に適応した形態」を導き出す機制なのである。その意味で、「貨幣は社会的な合議や政治権力によって創り出されたものではない。無政府的な商品所有者の個々の交換要請に示される、個別的商品の価値表現の織りなす展開のうちに生まれてくるものであり、まさに商品経済に特有な私的社会性の結晶といえる」(伊藤[1989]:34 頁)。「商品所有者の個々の交換要請」は、「商品経済」という「私的社会」内で「無政府的」に行われるのであり、またその「結晶」として「貨幣」をその頂点に据えるのである⁷⁰。このことから、「最

⁶⁹ 「教権とはまさしく彼らによって対象化されたものの現実的存在形態であり、神学とは神・教会を原因とし民衆をこれに従属するものとして首尾一貫して構成された観念体系である。民衆の共通した意識的对象化(要請)は、誰かを神父・大審問官ともするであろう。領主・国王ともするであろう」(清水正徳[1994]:110 頁, Marx[1890]:S.93)。

⁷⁰ 「『共同体と共同体との間』(宇野[1964]5 頁)に発生するという商品経済の外來性は、たんに個々の共同体に伝来する諸慣習を廃棄に付し、『基本的な社会関係を破壊』(宇野[1964]6 頁)するだけではなく、『共同体と共同体との間』という一種の中性的な、あるいは抽象的な空間にこそ相応しい、新たな社会性を紡ぎ出すもの

も簡単なる価値形態」における「リンネル」側の価値表現にはすでに、「商品経済の私的社会性に適応した形態」への上昇圧力が働いていると考えられるのである。

あなたが「王だから」私は「臣下なのだ」という「臣下」側の宣言(モノローグ)は、他者(等価形態)を「商品経済の私的社会性に適応した形態」に押し上げる動力を創り出す。そこで創り出されるのは、「王」と「臣下」との間の垂直的なヒエラルキーに他ならない。すなわち、「臣下」は、「王」を自然人としてではなく、社会・政治的制度を体現する上位の存在として規定することで、自分自身を「臣下」という下位の存在として位置づけるのである。「上着」の「直接的交換可能性というその属性」が「リンネル」との「価値関係のなかで」絶対的な権威・権能として働くのは、「臣下」側の一方的な宣言(モノローグ)が両者の間に垂直的なヒエラルキーを介在させるからである。そこでマルクスは、自身を「臣下」として規定/認識する相対的価値形態の価値表現に着目して「王」対「臣下」の関係に通底する非対称性を暴露する。つまり、こうした関係は、「臣下」の忘却(虚偽意識)でも「王」の権威・権能でもなく、「臣下」のいわば自発的隷属によってはじめて完成するということである⁷¹。

自発的隷属とは、「臣下」側が「彼」を「王」に仕えることで、自らその垂直的なヒエラルキーに縛られる立場を自発的に選択するということの意味する。逆に言えば、「臣下」は、誰かが「王」の地位に就くことで、そこに置かれてしまったものなのである。この過程は、商品交換が垂直的なヒエラルキーという特有の「私的社会性」に基づいて行われることを示唆する。「王」と「臣下」とは各々、垂直的なヒエラルキーが要請する役割を果たすものとして登場し、対極的な立場に立たされることになる。もちろん、ここでは両者は、一方の損が他方の得になるようなゼロサムゲームを演じているわけではない。なぜなら、両者の立場は決して拮抗しないからである。「臣下」は、「王」との間の垂直的なヒエラルキーを設定することで、自身を社会・政治的身分を体現する反省的主体として規定する。それに対して、「王」は、「臣下」側の自己規定/認識によってはじめて「王」としての権威・権能を付与されることになる。このように、両者は、自己規定/認識をひとえに他者に仮託する「物象的依存関係」を形成す

と考えるべきであろう」(清水真志[2007a]:11頁)。

⁷¹ 岩田[1972]によれば、「商品と商品との交換関係は、それを全社会的に仲介する特殊な社会的産物として、必ず貨幣を生みだし、この貨幣を推進的担い手として拡大発展するのであるから、物と物との交換関係へのこの自由な私的個人の全面的隷属は、さらにすすんで、商品売買世界の専制君主である貨幣への自由な私的個人の奴隸的隷属となってあらわれざるをえないのである」(24頁)。とはいえ、「奴隸的」というのは、第一に、「自由な私的個人」の「隷属」は「専制君主である貨幣」の暴圧・圧政などによるものでなく、第二に、「商品売買世界」は「自由な私的個人」の自発性によって支えられている点で、やはり過剰なものと思える。

ることになるのである⁷²。

このような「物象的依存関係」は、商品交換が自然人同士の水平的な契約ではなく、垂直的なヒエラルキーを構成する反省的主体同士の契約ということを示唆する。たとえば、「20 エレのリンネル＝1 着の上着」のような価値表現は、まず「リンネル」の方から自発的に「上着」との対極的な「価値関係」に隷属することで、結果的に等価交換を可能にするものと考えられる。逆説的ではあるが、「リンネル」は、進んで「上着」との対極的な「価値関係」を編成することによってのみ等価交換を図ることができるのであって、その逆ではない。この点は、商品(市場)経済にまつわる通念の無根拠性を如実に露呈する。すなわち、市場ではすべての個別主体が水平的関係の上で相互の欲望の対象を自由に引き換えるのだというのは、単なるイデオロギーにすぎないということである⁷³。マルクスによる「王」対「臣下」の比喻はまさに、商品経済が醸し出すイデオロギーを暴露し、そこに作動しているヒエラルキーを浮き彫りにするものといっていよいであろう⁷⁴。

⁷² 「リンネルにたいして上着が価値を表わすということは、同時にリンネルにとって価値が上着という形態をとることなしには、できないことである。たとえば、個人 A が個人 B にたいして王位にたいする態度をとるということは、同時に A にとっては王位が B の姿をとり、したがって顔つきや髪の毛やその他のお多くのものを国王が替わるごとに取り替えることなしには、できないのである」(Marx[1890]:S.66)。

⁷³ 「貨幣を介在させない商品どうしの交換関係という想定は、古典派経済学のみならず、われわれ商品所有者をも執拗に捉える強固な『イデオロギー』であり、その限りで現実の一部を構成する『現実的虚構』というべきである。しかもこのイデオロギーには市場における『万人の万人に対する闘争』を対称的で安定的な市民社会の空間として美化しようとする傾向が同時に潜んでいる」(大黒[2016]:19-20 頁、同様の指摘は Wood[1999]:14-17 頁にもみられる)。「交換関係」は、「貨幣」と「商品」との間の非対称性によって結ばれる。「市場」は、いかなる意味でも「商品どうし」の「交換」によって営まれる「安定的な市民社会の空間」ではなく、「諸個人が貨幣という権力にひたすらひれ伏す抑圧的關係でしかない」(青木[2019]:61 頁)のである。

⁷⁴ 「冒頭の価値形態論で前提される交換関係に『上下』関係がまったく含まれていないかという、そうでもない。『啓蒙化された経済学』の平板な市民社会観を批判し、生産関係が取り結ばれる以前に、ある種の支配・被支配関係がすでに働いているのを見出すことこそマルクスが目指したものにほかならないからである。相対的価値形態と等価形態の間に成立する『非対称性』の指摘はその端的な例である」(大黒[2015]:94 頁)。さらに、「マルクスは、貨幣が価値尺度や流通手段ではなく、商品の等価形態なのだということ、それゆえに呪物崇拜が生じるのだということをお願いしたいのだ。いいかえれば、貨幣を尺度または手段とみなす、したがって売ること＝買うこととみなす古典経済学に対して、商品の価値形態のなかに、けっして

では「臣下」側の自己規定/認識(=価値表現)が実際に指示するのは何か。「王」対「臣下」の比喻(=価値関係)は、両者自身のアイデンティティが垂直的なヒエラルキーの所産であることを示唆している。そこで、両者は、単なる自然人(=ブラックボックス)としてではなく、反省的主体(=私的所有者/私的所有権者)として相対することになる。ということは、「王」の権威・権能が実体的な根拠をもっているかどうかは事実上どうでもよいということである。そこには、いかなる実体的な根拠がはじめから在ったわけではなく、「価値関係」によって反省的に“在る”とみなされるだけのものを逆に、実体的な根拠があたかも最初から在ったかのように認識しあう過程が在るだけである。その限りで、「商品の価値は"社会的"である。しかし、それは、価値なるものが社会的規範(コード)としてあることを意味するどころか、交換という盲目的な飛躍、その無根拠性を意味している」(柄谷[1986]:119頁)。「王」と「臣下」との社会・政治的身分の存立根拠が自然人としての個別性・特殊性からくるわけではないのと同様に、「私的所有」は、対象自体と一体化したものではなく、「価値関係」によって反省的に規定されたものとみななければならない。

以上の考察から明らかなのは、商品交換における「私的所有」は、「価値関係」の所産であるということである。「王」と「臣下」はその地位上、対極的な立場に置かれているとはいえ、社会・政治的身分を体現する反省的主体(=私的所有者/私的所有権者)という点では同次元の存在に他ならない。それゆえ、その社会・政治的身分(=私的所有/私的所有権)は、垂直的なヒエラルキー(=価値関係)内でしか作動しないものといえる。この点を踏まえて、われわれは次のような結論を導くことができる。「リンネル」側は、「20 エレのリンネル=1 着の上着」のような価値表現を通して「上着」との「価値関係」に編入し、その垂直的なヒエラルキーの中で自身を所有主体と規定させられることで、自分のリンネル 20 エレを「私的所有」が可能な一つの交換(欲望)対象として現出する。そして、これは必然的に、私的所有権を処分(譲渡)する過程を展開することになるのである⁷⁵。

拭いさることのできない対極性を、あるいは『売る』立場と『買う』立場の差異をみいだすのである」(柄谷[1986]:115頁)。

⁷⁵ 「ヘーゲルは所有の契機として占有、使用および放棄(譲渡)を挙げている。占有し使用し放棄(譲渡)してこそ所有は完全になるとともに、このことは同時に所有の否定として、彼の体系では所有の領域から契約の領域への移行をなしている。このうち放棄(譲渡)については、われわれは、その意味内容から考えて、処分という言葉を使うことにする」。「われわれがある物を本当に所有しているかどうかは、われわれがその物を占有し使用しているかどうかによるのではなく、われわれがその物を処分できるかどうかによる。すなわち、われわれが自由に処分できる物こそわれわれが本当に所有しているといえるのである」(古結[1979]:2頁)。

第4節 商品交換における権利と義務

商品交換は、第2節の検討のように、売り手と買い手との間の「法的関係・意志関係」の上にはじめて展開できるものである。また、その過程は、両者が「私的所有者＝独立な人」として承認しあうということを前提とする。但し、第3節で検討したように、そこには、垂直的なヒエラルキーからなる「価値関係」が介在することを見逃してはならない。すなわち、両者は、「価値関係」の下で「物象的依存関係」を結ぶことで、「私的所有者＝独立な人」としてのアイデンティティを反省的に与えられることになるのである。

本節では、以上を踏まえて、相対的価値形態に現われる物価現象を吟味し、「私的所有」をめぐる「物象的依存関係」の存立根拠を解明する。そのためにまず、商品物神性論の検討から始めることとする。

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第1章第4節「商品の呪物的性格とその秘密」で、次のように述べている。

「商品が使用価値であるかぎりでは、その諸属性によって人間の諸欲望を満足させるものだという観点から見ても、あるいはまた人間労働の生産物としてはじめてこれらの属性を得るものだという観点から見ても、商品には少しも神秘的なところはない。人間が自分の活動によって自然素材の形態を人間にとって有用な仕方に変化させるということは、わかりきったことである。たとえば、材木で机をつくれれば、材木の形は変えられる。それにもかかわらず、机はやはり材木であり、ありふれた感覚的なものである。ところが、机が商品として現われるやいなや、それは一つの感覚的であると同時に超感覚的であるものになってしまうのである。机は、自分の足で床の上に立っているだけでなく、他のすべての商品にたいして頭で立っており、そしてその木頭からは、机が自分かつてに踊りだすときよりもはるかに奇怪な妄想を繰り広げるのである」(Marx[1890]:S.85)。

「机」は、「その諸属性によって人間の諸欲望を満足させるもの」であり、「また人間労働の生産物としてはじめてこれらの属性を得るもの」であるという「観点から」みれば、「少しも神秘的なところはない」。しかし、「机が商品として現われる」というのは、そうした「ありふれた感覚的なもの」としてではない。ここでマルクスは、「欲望」の対象および「人間労働の生産物」としての「机」と「商品」としての「机」との間には、五感では捕捉しえない「超感覚的」な何かが介在することを示唆している。それゆえ、後者においては、前者のように「自分の足で床の上に立っている」という「感覚的」な現象を呈するだけにとどまらず、「神秘的な」「超感覚的」な姿を現わす。

要するに、前節の「直接的交換可能性というその属性」が等価形態に実装されるものであるのに対して、「幻影的な形態」は、相対的価値形態に現われるものであることが分かる。マルクスは続く叙述で、この現象の源泉を「生産に費やされる労働時間」(同上)に求めながらも⁷⁶、次のような見解を示している。「商品形態やこの形態が現われるところの諸労働生産物の価値関係は、労働生産物の物理的な性質やそこから生ずる物的な関係とは絶対になんの関係もないのである。ここで人間にとって諸物の関係という幻影的な形態をとるものは、ただ人間自身の特定の社会的関係でしかないのである。それゆえ、この類例を見いだすためには、われわれは宗教的世界の夢幻境に逃げこまなければならない」(Marx[1890]:S.86)⁷⁷。「ここでの物神性は、純粹に交換による商品形態の一般化が人間関係に及ぼす物化現象と限定して理解すべきだと考えられる」(清水正徳[1994]:64 頁、傍点は原著者)。

では相対的価値形態の「幻影的な形態」＝「物神性・物化現象」はいかに生じるのか。これに関連して、マルクスは『経済学批判』で、次のように述べている。

「ロンドンのもっとも繁華な街路には商店が軒をならべ、それらの飾り窓には、世界のあらゆる富が、インドのショール、アメリカの拳銃、中国の陶磁器、パリのコルセット、ロシアの毛皮製品、熱帯地方の香料が、きらびやかに輝いている。しかし、これらすべての現世の享楽品は、その額に宿命的な白い紙片をはりつけられ、それにはアラビア数字が、£〔ポンド〕、s.〔シリング〕、d.〔ペンス〕というラコニア風の文字とともに書きこまれている。これこそ、流通に現われている商品の姿である」(Marx[1858-1861]:S.158)。

「ロンドン」は、「すべての現世の享楽品」を擁している「世界のあらゆる富」の集結地である。市場は、各「享楽品」に貨幣額の「書きこまれている」「白い紙片」を一律に「はりつけ」、その時間的かつ空間的な特殊性を括弧に入れることで、それらの生産過程や生産関係、労働時間などを一切無化する⁷⁸。すなわ

⁷⁶ 廣松[1969]:267-281 頁。

⁷⁷ 沖[2019]:79-83 頁。

⁷⁸ 「それぞれの物品は時間の堆積を前提とし、その背景には空間の差異もひかえている。物品からは、それらがしかし市場にならぶかぎりでそのような差異が消去される。商品のうちには時間と空間との差異があらわれない。商品はすべて同時に市場のうちに存在しているからである。商品はことごとく共時的なものとしてあらわれることでたがいに同一空間のうちに区別され、同等な空間のなかで差異を有することをつうじて単一の次元に参入している。つまり、いっさいの商品、インドのショールから熱帯地方の香料にいたるまでの物品は価格をもち、貨幣と直

ち、「商品」は、貨幣との「関係」の中でそれ自身の質料にかかわるすべての「属性」を喪失するのである。「世界のあらゆる富」は、その出所がどこであろうと市場に居る限り、いずれも「宿命的な白い紙片」の値札を付着しなければならない。それゆえ、「生産物」の目には、「流通に現われている商品」は、時空の相違を一切表出しない「神秘的な」「超感覚的」なもののように映るであろう⁷⁹。

このように、「机＝生産物」は、「その額に宿命的な白い紙片をはりつけられ」、「商店」の「飾り窓」に陳列される形で、「机＝商品」として登場する。このときの「机＝商品」は、自然状態の「机＝生産物」とは違って、貨幣との「関係」によって生じた「幻影的な形態」をとって「流通に現われている」のである⁸⁰。すなわち、「机＝商品」は、「人間の諸欲望を満足させるもの」や「人間労働の生産物」といった個別的「属性」を消去させる場所に置かれることで、「幻影的な形態」をとることになるのであって、その逆ではない。この点は、「机＝生産物」と「机＝商品」との間には埋めがたい溝があるということを示唆する。「幻影的な形態」はまさに、「価値関係」による両者の質的断絶、つまり「私的所有」を表象するものといえる。要するに、市場に参入する「机＝生産物」は、「私的所有」の対象という商品経済的斉一性を与えられることで、「机＝商品」となるということである。

もっとも、前節で検討したように、「机＝商品」に現われる「幻影的な形態」は、「机＝生産物」側の宣言(モノログ)からくると考えられる。「机＝生産物」は、自分を処分(譲渡)しない限り「机＝商品」にはなりえないし、等価形態に置かれる対象を獲得しうる機会さえ与えられない。それゆえ、この過程で「机＝商品」は、それ自身の私的所有権を処分(譲渡)するというある種の義務を負わなければならない⁸¹。もちろん、義務の履行とはいえ、「机＝商品」側は、他者の何らかの権利を獲得(侵害)してから義務の履行を余儀なくされるわけではない⁸²。さらにまた、自分が他者の商品を処分(譲渡)されうる権利を有している

接に交換されるのである」(熊野[2013]:40頁、傍点は原著者)。

⁷⁹ 「価値の世界は人間社会のことでありながら、人間の意識によって支配されず、逆に必然的な法則性をもって人間を支配する。これが商品生産社会における物神性の秘密であり、人間の自己疎外の客観的構造なのであります」(清水正徳[2005]:79頁、同様の指摘は新田[2004]:83頁にもみられる)。

⁸⁰ 清水正徳[1994]:191-192頁。

⁸¹ 柄谷[2010]:138-143頁。

⁸² 西村[1977]は、マルクスのいう「法的関係・意志関係」について次のように述べている。「ここでは、意思関係が商品生産の関係の媒介契機として重視されると同時に、この意思関係が法的関係とみなされていることは明らかであって、この法的関係が法規範それ自体をさすものでないことは何ら説明を要しない」(268頁)。確かに、「共通な一つの意志行為」によって形づくられる「法的関係・意志関係」は、「法規範それ自体をさすものでない」。しかしだからといって、「法的関係・意志関係」＝「商品生産の関係の媒介契機」とするのは、商品交換を、いわば自己の労働

といっているわけでもない。ここでは、誰かから外圧を受けているわけでもないにもかかわらず、進んで自分のものを処分(譲渡)すると宣言(モノログ)するものが突然登場しているのである⁸³。「机＝商品」側は、不特定の相手(等価形態)に向けて「机＝商品」の私的所有権を処分(譲渡)すると明示するのである。こうした明示行為を価値表現と呼ぶ。

価値表現は、一方(相対的価値形態)をひとまず自分の「商品」の私的所有権を処分(譲渡)するという義務を負うことで権利(等価商品の私的所有権)の獲得を試みる立場に置き、他方(等価形態)を突然付与された権利(直接交換可能性)を行使するにつれて後から自分の「商品」の私的所有権を処分(譲渡)するという義務を負うことになる立場に置くことで「価値関係」を成立させる。このように、価値表現は、商品交換の展開過程において「商品」の私的所有権の処分(譲渡)をめぐるいわば権利義務関係の形成機制とみることができる。権利義務関係は、「法的関係・意志関係」を根拠づけるものとして、商品交換の展開を可能にする⁸⁴。それゆえ、商品交換を展開するさいに売り手は、自分が処分(譲渡)することになる対象(リンネル)およびその数量(20 エレ)を具体的に設定しなけ

に基づく所有を展開する小生産者同士の「関係」に限定してしまうのではないか。この点は、宇野[1975]の指摘のように、「単なる交換関係の前提する私的所有をそのままに『自己の労働に基づく』ものとするのは、アダム・スミスとともに『労働は、最初の価格であった、あらゆる物に対して払われる本源的購買貨幣であった』(『国富論』邦訳岩波文庫版(1)68 頁)ということにもなりかねない。商品経済的私的所有は、労働＝生産過程そのものから必然的に設定されるものではないのである」(114 頁)。他方で、藤田[1974]は、「諸階級〔資本家/地主/労働者:引用者〕の物質的生産における相互関係を、経済的諸関係の具体的現象形態としてとらえ、

「彼らの意思関係、いわば事実上の意思関係を、経済的関係の存立の媒介的モメント」と想定している(185 頁、傍点は原著者)。しかし、商品交換は、「物質的生産における相互関係」がどうなっているにかかわらず、「法的関係・意志関係」を「現象」するのであって、これは、三代階級の形成以前においても同様である。

⁸³ 「リンネル商品所有者は、その価値表現によって、その商品と他の商品上衣との交換を要求しながら、自らはそれを表現しえないのに反して、上衣の所有者は、リンネルとの交換を要求してもいないのに、直ちに交換しうる地位におかれているのである」(宇野[1964]:33 頁)。

⁸⁴ これについて、柄谷[2010]は、「ここで、マルクスは、法関係は経済的関係を反映しているだけだと強調しているようにみえる。が、これはむしろ、商品交換という経済的関係が法関係なしにありえないことを意味する」(131 頁)と述べている。但し、留意すべきは、「法的関係・意志関係」は一般的な意味での「法関係」と相容れないということである。というのは、義務を負う(相対的価値形態)側にはもとより、義務を負わざるをえない必然性など存在しないからである。一般的な「法関係」においては、権利の獲得や侵害が具体的に確定されてもいない状態で義務の履行を想定することはできない。

ればならない。売り手が先にそれらを明示せずには権利義務関係は成り立たず、商品交換は行われぬ。というのは、売り手のそういう明示行為自体が買い手との垂直的なヒエラルキーを設定する過程だからである。

さらに、前節の内容からすれば、こうした自己規定/認識－1 着の上着(等価形態)と対立する相対的価値形態としてのリンネル 20 エレは、相互対極的な「価値関係」によって反省的に与えられたものに他ならない。これについて宇野[1964]は、次のように述べている。

「商品の価値形態としての交換価値は、屢々誤り解されるように、単なる二商品の交換比率を示すものではない。それは一方の商品の価値が、その所有者によって、他の商品の使用価値で表現されるという商品に特有なる価値表示の方式にほかならない」(31 頁)。

「20 エレのリンネル＝1 着の上着」のような価値表現は、「20 エレのリンネル」ならば「1 着の上着」と交換できるということを意味しない。というのは、この「方式」自体は、「単なる二商品の交換比率を示すものではない」からである。逆に、「リンネル」側は、「1 着の上着」ならば「20 エレのリンネル」と交換できると言っているのである。すなわち、「1 着の上着」を等価形態に置かない限り、「20 エレのリンネル」そのものは交換(欲望)対象としてその存在根拠をもつことができない。この「方式」が「単なる二商品の交換比率」でない以上、「リンネル」側は先だって、自分が求める対象(上着)およびその数量(1 着)を具体的に設定しなければならない。こうして、「リンネル」側は、自分の「20 エレのリンネル」の「額」に「1 着の上着」という値札を恣意的に貼り、「1 着の上着」の私的所有権を処分(譲渡)する不特定の買い手を待ち構えるのである。

売り手はこうした「方式」で、「20 エレのリンネル＝1 着の上着」のような価値表現を展開する。他方、「1 着の上着」の私的所有権を処分(譲渡)できる買い手は、売り手の価値表現によって「20 エレのリンネル」の私的所有権を直ちに処分(譲渡)されうる地位に立たされることになる。このように、商品交換は、「リンネル」側(売り手)の自己規定/認識によって現実性を獲得した「価値関係」を、「上着」側(買い手)が承認することではじめて成立する。そして、この過程は、両商品の所有主体を変更することに帰結する。マルクスは、価値の実体として「人間労働」の抽象性を交換過程論の前提としながら、「この法的関係、または意志関係の内容は、経済的関係そのものによって与えられている」と述べるのであるが、われわれは以上の考察より、「私的所有」をめぐる「法的関係・意志関係」は、「価値関係」の枠組みの中で論証されなければならないということを明らかにした。すなわち、個別主体の私的欲望を満たし合うために形成される「経済的関係そのもの」は、権利の獲得と義務の履行とをめぐる所有主体間の「物象的依存関係」を土台にして成立するということである。

小括

最後に、以上の検討を踏まえて、信用売買についての従来の理解を再考することにした。

価値表現「20 エレのリンネル＝1 着の上着」は、すでに検討したように、「リンネル」側が「20 エレのリンネル」に対する私的所有権を不特定の他の主体に対して処分(譲渡)するという内容を明示しているものに他ならない。これに基づき、「リンネル」側は、「1 着の上着」の私的所有権を「上着」側から獲得することになる。しかしながら問題は、この権利の獲得が必ずしも「1 着の上着」そのものの獲得を意味するわけではないということにある。というのは、交換過程で売買の対象となるのは、商品そのものではなく、商品の私的所有権だからである。したがって、ここでは、「リンネル」の処分(譲渡)と「上着」の処分(譲渡)とが共時的に行われるのだと論定しうる根拠はない。

仮に「リンネル」側が「上着」側の承諾を通して「1 着の上着」の私的所有権を獲得する場合、「上着」側は直ちに、「1 着の上着」に対する私的所有権を喪失し、「1 着の上着」を、その権利を獲得した「リンネル」側へと譲渡しなければならない。しかしそうでない場合、「上着」側はあたかも、自分のものでもない「1 着の上着」を「リンネル」側の代わりに預かっている有り様になってしまう。「リンネル」側はすでに、「1 着の上着」に対する私的所有権を有しているがゆえに、原則的には随時その処分(譲渡)を要請することができるのであるが、もし「上着」側がその要請に応じなければ、権利の獲得に相応する義務の履行を放棄することになり、結果的に「リンネル」側に獲得した「20 エレのリンネル」の私的所有権自体の根拠も失うことになろう。

このように、「上着」側は、「1 着の上着」を「リンネル」側に譲渡するか、もしくは「リンネル」側の承諾を得て、一定期間後に「1 着の上着」を譲渡する形で義務を履行するか、いずれかの方式を取らなければならない。前者の場合は、権利の獲得と義務の履行とが時間的に一致しているのに対して、後者の場合は、時間的な不一致が生じていて、そこには、いわば信用の問題が介在することになる。すなわち、信用売買では、売り手側の権利の獲得と買い手側の義務の履行との間の時差を前提とするのである。一見すると、これは、権利の獲得と義務の履行との間に時差のない売買方式と相容れないように見える。だが、それは、商品交換を商品そのものの交換とみなす皮相的見解にすぎない。商品交換は、双方の商品の所有主体(私的所有権)を変更(移転)することで成り立つのであり、この点からすれば、商品そのものの交換時点の(不)一致問題は、商品論において副次的かつ二義的なものにすぎない。

このようにみると、商品論では、双方の商品を共時的に譲渡しあうような方式を商品流通の正則とみなし、そうでない方式を埒外(貨幣論/信用論)に追い出すような原理的必然性など存在しないといわなければならない。いずれの方式をとるかは、商品交換の成り立ちに何ら影響を与えない。にもかかわらず、従

来の原理論では、信用売買を貨幣論および信用制度論でしか取り上げてこなかった。それは、私的所有と価値関係との間のダイナミズムからなる物象的依存関係、つまり権利義務関係を商品交換の成立根拠として受容していないからである。その結果、商品交換は、自己完結的な所有主体の主観性に基づく功利的なアプローチだけで説かれてしまう。それでは、個別主体が他の個別主体との価値関係に編入し、その中で所有主体としての主観性を社会化することで、商品交換の展開/成立を可能にするような一連の過程を捕捉し難い。これは結果的に、商品交換が市場でなされる空間限定的な営みということを明瞭に示すことはできないのではないだろうか。

第3章 貨幣生成の論理構造⁸⁵

前章では商品交換は、権利義務関係を基盤とする経済的な営みであることを明らかにした。他方、その過程は、貨幣の存在をその成立の条件とする。というのは、権利義務関係自体は、商品(相対的価値形態)対貨幣(等価形態)の対極的な立場(価値関係)を反映しているからである。その意味で、貨幣の存在は、現金売買だけでなく、信用売買の成立原理を解明するための鍵であるということができる。本章では、価値形態の移行過程に沿って貨幣生成の論理構造を探究し、一般的等価物についてのこれまでの認識を再考することで、商品論の枠組みの中で信用売買の成立可能性を模索してみたい。

『資本論』第1巻第1篇における価値形態論と交換過程論とについては、いくつかの理論的統合の試みがなされてきたが、宇野弘蔵の場合、それは、『資本論』の交換過程論における商品所有者の私的欲望を価値形態論の論理構造に鋳込むことであった⁸⁶。すなわち、個別商品所有者が私的交換を展開する際に直面せざるを得ない困難を自らの行動で打開していくうちに価値形態が展開され、最後には貨幣が析出されてその必然性が立証される。こうした宇野の立論は、とくに山口重克らに批判的に受け継がれ、論理上のさらなる純化が試みられた⁸⁷。それは、価値形態論のいわゆる行動論的アプローチを定式化するものであったといってよい。

だが、そうした価値形態論の再編・純化にもかかわらず、依然として不明瞭な点が残されているように見える。とくに価値形態の移行過程は、従来の回路から脱していないのではないか。端的に言えば、その根因は、交換の機制と移行の機制との混在にある。なぜなら、商品所有者の私的欲望は、交換の機制には

⁸⁵ 本章の内容は、拙稿「価値形態論の再考－価値形態の移行過程を中心に」(経済理論学会 2019 年 1 月『季刊 経済理論』第 55 巻第 4 号)に基づいている。

⁸⁶ 向坂・宇野編[1958]:第二回・第三回、宇野[1969a]:102-115 頁、川合[1977]:5-7 頁、佐藤編[1977]:151-154 頁。

⁸⁷ 山口[1987]:3-15 頁、植村[1992]:113-116 頁。

なりえても、移行の積極的な機制になるとは限らないからである。移行の鍵は、のちに検討するように、直接的消費対象への私的欲望に終始する理路からではなく、私的交換の行き詰まりに端を発し、私的欲望の無限肯定が尽きるところではじめて論証できる。こうした問題関心による移行の見直しは、価値形態論における価格＝貨幣形態を捉え直す端緒を開くものとなるであろう。

本章の第Ⅰ節では、第1形態から第2形態への移行における従来の推論を比較検討し、その限界を見定めた上で、商品所有者の行為と意識とに即して価値形態の移行過程を捉え直すことにあてられている。第Ⅱ節と第Ⅲ節では、第2形態と第3形態との間の断絶に焦点を当てて一般的等価物の生成原理を解明するが、第Ⅱ節では、第2形態から第3形態への移行における従来の推論を比較検討し、個別商品所有者が逢着する困難の様相を見極める。また第Ⅲ節では、宇野理論とその継承者の諸説を批判的に検討し、価値形態論の難題とされてきた第3形態への移行を論ずる。最後に、以上の検討を踏まえ、価値形態論における信用貨幣の生成に関する論点を取り上げることにはしたい。

第Ⅰ節 第1形態から第2形態への移行の矛盾

第1項 移行の不在

本項では、価値形態論における第1形態から第2形態への移行過程について、マルクスの推論と宇野の推論とを比較検討することから考察をはじめめる。

(A)「個別的な価値形態はおのずからもっと完全な形態に移行する。個別的な価値形態によっては、一商品 A の価値はただ1つの別種の商品で表現されるだけである。しかし、この第二の商品がどんな種類のものであるか、上着や鉄や小麦などのどれであるかは、まったくどうでもよいのである。つまり、商品 A が他のどんな商品種類にたいして価値関係にはいるかにしたがって、同じ1つの商品のいろいろな単純な価値表現が生ずるのである。商品 A の可能な価値表現の数は、ただ商品 A とは違った商品種類の数によって制限されているだけである。それゆえ、商品 A の個別的な価値表現は、商品 A のいろいろな単純な価値表現のいくらかでも引き伸ばせる列に転化するのである」(Marx[1890]:S.76)。

(B)「個々の商品所有者は、もちろん、その商品の価値を単に他の一商品の使用価値によって表現するというものではない。己の欲する他の商品の使用価値の種々なる量をもって表現する。商品所有者は、種々なる商品との自由なる交換を要求するものである。例えばリンネル商品の所有者は、リンネル 20 ヤールは1着の上衣に価するという表現のほかに、リンネル 2 ヤールは半ポンドの茶に値する、あるいはまたリンネル 40 ヤールは2クオターの小麦に値する等々の表現をもって、その価値を表現する。己の欲する種々なる商品の種々なる量

によるリンネルの価値の表現は、いうまでもなくリンネル商品の所有者の主観的評価によるものとしてではあるが、先の上衣による価値表現の単一なる社会関係をさらに展開するものである」(宇野[1964]:33-34 頁)。

まず、マルクスの推論(A)によれば、「個別的な価値形態」の「もっと完全な形態」への「移行」において「商品 A の可能な価値表現の数」の「制限」がつくとはいえ、それ自体は、「他のどんな商品種類にたいして価値関係にはいるか」によって決まるとされている。但し、その場合、「同じ 1 つの商品のいろいろな単純な価値表現」の「商品種類」に対しては、「どんな種類のものであるか」を問わないということになっている。

それに続いて、マルクスは、「展開された相対的価値形態は、単純な相対的価値表現すなわち第一の形態の諸等式の総計から成っているにすぎない」(Marx[1890]:S.79)との言明にみられるように、「第一の形態」の「総計」を直ちに「展開された相対的価値形態」とみなすような「総計」論的方式をもって、両方の「形態」を規定づけている。このように、推論(A)では、「価値関係」内における「商品種類」の間の無差別性を、「個別的な価値表現」を「いくらでも引き伸ばせる」根拠としており、またそれを基に「いろいろな単純な価値表現」を機械的に羅列する形で、「もっと完全な形態」への「移行」を裏付けていることが分かる。

とはいえ、「もっと完全な形態」への「移行」にあたって、「個別的な価値表現」を「いくらでも引き伸ばせる」際の動力はさほど明瞭でないようにみえる。というのは、第 1 に、「個別的な価値形態」は、「価値関係にはいる」以前に、「可能な価値表現の数」が事実上決定づけられているからであり、第 2 に、「商品 A」が至極限られている「価値表現」しか持たない「価値関係にはいる」ならば、なお一方的に「いくらでも引き伸ばせる」とは限らないからである。このように、推論(A)は、「形態」と「形態」との間の「移行」を論証するものというより、両方の「形態」を論理的に関係づけるものとなっており、その際、前段の「形態」は、後段の「形態」の内部に排置される一つの構成要素として、また後段の「形態」は、相互間の見境がつかない諸個体の総和として規定づけられているのである。

他方、推論(B)では「個々の商品所有者」は、「価値表現の単一なる社会関係」にとどまらず、「己の欲する他の商品の使用価値の種々なる量をもって」交換意思を表明するとしている。要するに、そこでは、「社会関係」は「個々の商品所有者」の「価値表現」によって拡張されるものとなっており、「価値関係」を所与とする推論(A)とは相異なる展開を示している⁸⁸。すなわち、「リンネル商品の所有者」は、「上衣」だけでなく、「茶」や「小麦」等々の多種多様な使用価

⁸⁸ 山口(系)[1999]:25-41 頁、岡部[2006]:17-28 頁。

値を欲するような、いわば欲望の拡大を通じてその移行をみるのである⁸⁹。

ところで、私的欲望の量的拡大を図る推論(B)の方式は、推論(A)の「総計」論的方式と類似性を帯びているようにみえる。もちろん、推論(B)の「さらに展開するもの」と推論(A)の「いくらでも引き伸ばせる列」とは決して同様のものではない⁹⁰。前者の「価値表現」は、個別的な欲望の範囲内で「さらに展開する」だけである。とはいえ、移行の契機を、「1着の上衣」との交換に甘んずるわけには行かない「リンネル商品の所有者」に求める限り、そうした移行方式は展開上の欠陥を露呈することになる。というのは、そこには、個別商品所有者が「社会関係をさらに展開する」際に、「種々なる商品」を暗黙のうちに所与としてそうするからである。そうでないと、「リンネル商品の所有者」は、「1着の上衣」に甘んずること以上の展開を進められないであろう⁹¹。詳しくは後述するが、その場合、「1着の上衣」は、さらなる「展開」を待ち構えている「単なる社会関係」によるものではなく、「種々なる商品」を暗黙のうちに所与とする行為主体の私的欲望によってすくい上げられた最初のものとして捉えられるのである。

以上、第2形態への移行について推論(A)と推論(B)とを比較したが、両論から明らかなのは、推論(A)のように「単純な価値表現」を無差別的に拡張しても、推論(B)のように「個々の商品所有者」の私的欲望を量的に拡大しても、いずれも商品所有者による価値表現の展開動力は不明瞭なままであるということである。

第2項 価値表現の見直し

本項では、従来の推論の難点を念頭におきながら、私的交換の展開過程を、

⁸⁹ 宇野[1965]:137頁、宇野[1973]:35頁。

⁹⁰ 宇野[1965]:138-141頁、宇野[1974]:189-193頁。

⁹¹ とすれば、価値形態論における最初の移行は、実は移行と呼ぶことのできないものになる。これについて奥山[1990]は、「簡単な価値形態は、拡大された価値形態の1つの構成要素に過ぎない」(275頁)と繰り返して強調し「形態Ⅰから形態Ⅱへの移行問題は、存在しないことになる」(288頁)と結論づけている。確かに、「形態Ⅰ」が「形態Ⅱ」の「1つの構成要素」である限りでは「移行」は行われまいといわねばならない。但し、ここで留意すべきなのは、前者が後者の単なる「1つの構成要素」とは簡単にはいえないということである。本文で述べるように、「形態Ⅰ」は、相互区別がつかない「構成要素」として「形態Ⅱ」をなしているわけではないのであって、各々の「構成要素」の関係を相等性の原理に基づき捉えることはできない。要するに、「比喩的にいえば、この移行は全体の暗い舞台の上で、ある商品所有者の一部の行為にだけスポット・ライトが照射されていたもの(第Ⅰ形態)から、そのライトがこの商品所有者の行為全体にまで及び、それらが明るみに出された状態(第Ⅱ形態)ということになる」(田中史郎[1991]:139頁)。

リンネル所有者の行為と意識とに焦点を当てて検討する。

リンネル所有者はまず、「20 ヤールのリンネル＝1 着の上衣」というような交換の意思表示が上衣所有者の承諾を得れば、保有しているリンネルのうち 20 ヤールを譲渡し他者の所有物(上衣)を獲得することになる。個別商品は、そうした交換要請を通じて自らの価値を表現する。ここでは、そのようにして成立する所有者間の私的な交換契約を商品交換と呼び、その際に獲得・譲渡の対象となるモノを商品と呼ぶことにする⁹²。

今、リンネル所有者が上衣・茶・小麦・金 … の順に交換を求めているとしよう。これらの商品の序列は、今すぐ必要に迫られている上位品目からしばらくの間なくて済む下位品目へと順に並べた、ある種の交換品目リストとみることができる。このリストには、リンネル所有者の私的欲望の優先順位がそのまま反映されている。そこで、仮にリンネル所有者が最初上衣との交換を成り立たせるならば、優先順位の調整・変更のない限り、次は、残りのリンネルのいくばくかをもって第 2 順位の品目との交換を求めるということになる。

ところで、リンネル所有者の最初の価値表現が実りなく終わってしまうことも起こりうる。岡部[1996]は、価値表現の展開過程において交換の失敗という否定の契機を移行のモメントとして導入している。「いま、ある商品所持者が財 A を所持しているとき、彼がまず最初にとらなければならない行為は、他の経済主体に向けて、『私は自分の所持する x 量の財 A を提供するので、それと交換に t 量の財 B を私に提供してもらいたい』という意思表示である。この意思表示が実現しないとき、彼は、まず提供する財 A の量を増大することで事態を打開しようとするであろうが、それでも実現できないときには、その他の欲望のいずれかを満たそうとする意思表示をすることになる。すなわち、『私は自

⁹²交換過程論ではマルクスは、「 x 量の使用対象 A = y 量の使用対象 B」とする際に「A と B という物はこの場合には交換以前には商品ではなく、交換によってはじめて商品になる」とするものの、それは、「物」を「直接的生産物」とする措置においてであった(Marx[1890]:S.102)。この点において永谷[2010]は、私的交換のような商品所有者間の「特殊関係の中に入れられれば、たとえ生産物でなくとも、どんな使用価値でも商品となる。水、土地のような非生産物、骨董品、人間、サービスのようなものも、使用価値としてこの関係の中に放り込まれれば、商品化し、市場の一画をなすことになる。このことは、商品論の商品は生産物ではない、ということをも主張しているわけではない。その使用価値が何であるかを問わないという点にこそ、商品形態の特質がある、と主張しているのである」(32 頁)と言明している。要するに「商品」は、「特殊関係」下でのモノの特殊形態に他ならないということである(田中英明[2017]:88-89 頁)。本章でも、モノを、有・無形の財や資源、サービスのようなものをも含めて、必ずしも貨幣を前提としているわけではないとするが、それを富や資産のような潜在的な商品と捉えうるのは、貨幣形態の成立以降、つまり換金概念(貨幣商品との交換)が成り立ってはじめて立証しうるものとみている。

分の所持する r 量の財 A を提供するので、それと交換に t 量の財 B を提供されたい。そうでなければ、 u 量の財 A と交換に p 量の財 C か、あるいは、 v 量の財 A と交換に q 量の財 D か、 w 量の財 A と交換に s 量の財 E か……を提供されたい』と」(240 頁)。

ここでは、第 1 に、推論(B)のような私的欲望の量的拡大からではなく、「意思表示」に伴う価値実現の失敗を通ずる新たな関係設定がなされており、第 2 に、推論(B)で宇野が「1 着の上衣」、「半ポンドの茶」及び「2 クオターの小麦」への私的欲望を量的に拡大しながら、等価形態を and の関係で結びつけていたのに対して、氏の推論では、必ず「 t 量の財 B」でなければならないゆえんはなく、「意思表示が実現しないとき」を想定しながら、「 p 量の財 C」、「 q 量の財 D」または「 s 量の財 E(……)」、「いずれか」で良いというような or の関係をはっきりしていることが分かる。

だが、この説は、等価形態に置かれる多種多様な「財」について、交換の失敗という否定の契機を必ずしも生かしきれているとはいえない。というのは、「ある商品所持者」が「 t 量の財 B」との交換に失敗した場合、次に「 u 量の財 A と交換に p 量の財 C」を「提供されたい」という「意思表示」を再開するような必然性は必ずしも明瞭ではなく、事実上「 q 量の財 D」からでも、また「 s 量の財 E」からでも差し支えないとされることで、結果的に各々の「財」が同格のものとして羅列されているにとどまっているからである。最初の「意思表示が実現しないとき」、次の交換対象として選定されるのは、最初の「財」に比べて欲望充足の指向性は弱いけれども、他の「財」に比べては強いものでなければならないが、ここでは、各々の「財」に向ける私的欲望の質的な差が浮き彫りにされていないのである。

先の例からすれば、リンネル所有者は、上衣との交換に失敗した場合、金でも小麦でもなく、茶との交換を展開するような、いわば最善の策(第 1 順位)から次善の策(第 2 順位)への巡回を敢行するということになる。すなわち、次善の策としての茶品目は、最初は観念上の潜在的選択肢にすぎなかったが、交換の失敗を切っ掛けに、鮮明な行為戦略として採択されるのである。このように、次善の策を講ずる戦略は、個別商品所有者が自らの欲望を拡大してゆくことで、欲望の諸対象を右辺(等価形態)に並べるような移行方式とは相容れないものといえる。そこには、交換の失敗という否定の契機および交換品目に向ける私的欲望の質的な差が、私的欲望の量的拡大に埋もれているからである。

もちろん、リンネル所有者が上衣との交換にしがみつくこともありうる。小幡[1988]によれば、「リンネル所有者が一方的に交換を求めるこの直接的形態に固執する限り、上衣所有者の側が同時にリンネル所有者のリンネルをたまたま欲しいと望んでいたという場合を除けば、両者の間に交渉の始まる余地はない。こうしたなかで、上衣所有者との交渉の機会を掴もうとすれば、リンネル所有者にとっては相手がそのとき欲しいと思っている当の商品を、先回りして手に入れるほかないわけである。もし上衣所有者のうちのある者が、上衣 1 着

=10 ポンドの茶という形態で交換を求めているとすれば、われわれのリンネル所有者にとっては 10 ポンドの茶もまた新たな交換の対象に繰り入れられることになるだろう」(49 頁)とされる。

ここでは、「リンネル所有者」の行為戦略として「間接交換」が採用されている⁹³。確かに、「リンネル所有者が一方的に交換を求める」ならば、「上衣 1 着」を獲得しうるチャンスは「たまたま」与えられるだけである。時にはこの種の戦略への旋回は「上衣 1 着」を獲得しうるような近道になると同時に、「新たな交換の対象に繰り入れられることになるだろう」。だが、その場合、「リンネル所有者」の価値表現の右辺は、直接的消費対象としての「上衣 1 着」の上に、「10 ポンドの茶」のような交換媒体が多数布陣するような形になる。こうした「上衣 1 着」以外の全商品の交換媒体化は、「上衣」以外の商品に向ける私的欲望を、「上衣」への所有衝動の中に埋没させてしまうものとみることができる。

もっとも、第 2 形態への移行において間接交換が採用されたのは、「単純な価値形態を支える直接的な欲求が単に弱められて相対的に拡大する」(同上)にとどまる、従来を方式を批判するためであったが、その際に移行の欠陥と目されたのは、「上衣 1 着」に向ける「欲求」の希釈化に他ならなかった⁹⁴。だが、間接交換による交換品目の「特定化」(46 頁)は、厳密に言えば、「上衣 1 着」の絶対化、つまり“1 着の上衣でなければならない”という絶対性の価値表現と呼ぶにふさわしい。間接交換に終始する限りでは、「上衣 1 着」に向ける「欲求」が満たされるまで、他品目に向ける「欲求」を一旦無いものとするしかないからである。他品目への「欲求」が初めから捨象されてしまうのも、そうした絶対性に起因するのである。

しかし、「上衣 1 着」への「欲求」が、他品目への「欲求」を恒常的に制欲させうるとは言い難い。なぜなら、「欲求」自体が相対性を本然の性とするものだからである。すなわち、「上衣 1 着」が欲しいというのは、「上衣 1 着」以外の他のものは(それよりは)欲しくないという意思表示の言い換えである⁹⁵。とすれば、それは、“何よりもまず 1 着の上衣が欲しい”という意味として受け取らなければならない。こうした相対性の価値表現は、「リンネル所有者」が「上衣 1 着」の獲得に失敗した場合、その「欲求」を一旦留保させ、他品目へと旋回しうる潜在的可能性を与えるものといってよい。

最後に留意すべきなのは、間接交換自体は単に交換品目リストという等級化した優先順位の枠組みの中で取れる 1 つの行為戦略でしかないということであ

⁹³ 小幡[2009]:38-39 頁。

⁹⁴ 江原[2018]:57-59 頁。

⁹⁵ いうまでもないが、すべての形容詞は、相対性を本然の性としている。たとえば、“(X)が欲しい/早い/高い…”というのは、(X)以外の他のものよりも“(X)が欲しい/早い/高い…”ということを意味する。ここで発信者が(X)以外の他のものを明示しているかどうかは全く無関係である。

る。つまり、商品所有者は、交換品目リストの優先順位に沿って交換を求めるうちに困難に遭遇することで、次善の策をとるか、もしくは間接交換を行うかという選択の岐路に立たされ、いずれかの行為を適宜選択することになる。いずれを取るかは、やはり私的偶然性による他ない。これらの戦略は、価値実現の不確定性に対処する一環としてとられるものであるが、交換の失敗という否定の契機は、個別商品所有者をして戦略上のさらなる多角化を追求させる。そこから特定戦略の採用・旋回を繰り返して行ううちに、商品に内在する価値を多種多様な使用価値で表現するようになるだろう。

以上の検討から、リンネル所有者は、商品社会における1人の行為主体として多種多様な商品を所与の前提とする恣意的な交換品目リストの優先順位のもとで、現時点で必要に迫られている上位品目(上衣)との交換を行うために、保有リンネルの譲渡可能な物的数量を勘案しながら、「20ヤールのリンネル=1着の上衣」のような価値表現を展開すると同時に、価値実現を可能にする行為戦略をも多角的に追求するということが分かった。但し、価値表現そのものは個別商品所有者の恣意的判断によってなされる以上⁹⁶、そこには、抽象的共通物による先験的等値や完全情報下での相互交渉などの前提は入り込む余地がない⁹⁷。さらに、等価物選定の恣意性および交換成立の不確定性からすれば、起点から終点まですべてが私的偶然の出来事である。それゆえ、各々の商品所有者は、個別的な断片的な私的経験に照らしながら価値表現の展開を図る他に道がない。

第II節 第2形態から第3形態への移行の難点

第1項 移行の限界

(C)「ある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し、したがってまたリンネルの価値を一連の他の商品で表現するならば、必然的に他の多くの商品所持者もまた彼らの商品をリンネルと交換しなければならず、したがってまた彼らのいろいろな商品の価値を同じ第三の商品で、すなわちリンネルで表現しなければならない。—そこで、20エレのリンネル=1着の上着 または=10ポンドの茶または=etc.という列を逆にすれば、すなわち事実上すでにこの列に含まれている逆関係を言い表わしてみれば、次のような形態が与えられる」(Marx[1890]:S.79)。

(D)「商品の所有者は、元来、いずれも自己の商品の使用価値が、等価形態にある商品の所有者の欲するところであるか否かに関係なく、その商品の価値を相手の商品の使用価値として実現しようとするものである。しかも自らこれを実

⁹⁶ 佐藤編[1977]:178頁、永谷[2013]:64-66頁。

⁹⁷ 宇野[1974]:288-292頁、菅原[2012]:20-23頁、小幡[2016]の第2節。

現し得るものではない。また相手の商品所有者も同様に自己の商品を自己の欲する使用価値に対してのみ譲渡せんとするものであって、商品の価値と使用価値との対立は、その商品範囲の拡大するにしたがってますます困難とならざるを得ない。しかしまたこのことは他面ではこの困難を解決する途をも開くものであった。すなわちあらゆる商品の拡大されたる価値形態においてつねにその等価形態におかれる商品の出現がそれである」(宇野[1973]:37頁)。

まず推論(C)では、推論(A)の「総計」論的移行方式をもって得た拡大された価値形態から「逆関係」を導出している。すなわち、「多くの商品所持者」が繰り返して行う「交換」を基に「リンネル」を「第三の商品」とする「形態」を打ち出しているのである。だが、そうした打ち出し方には、論理的飛躍があるように見える⁹⁸。なぜなら、たとい「リンネルの価値を一連の他の商品で表現する」ことになったとしても、それが「必然的に他の多くの商品所持者もまた彼らの商品をリンネルと交換しなければなら」なくなるとは限らないからである。すなわち、相対的価値形態の「リンネル」がいくら商品交換の場に頻出しているとしても、それ自体はあくまでも相対的価値形態としてであって、決して等価形態としてではないということである。

とすれば、相対的価値形態としての「リンネル」の頻出現象は、供給サイドの異常シグナルとしてしか意味を持たず、特定商品を一般的等価物として生成させうることにほならない。このように、推論(C)では、「リンネル」が如何なる事情で「必然的に」等価形態になるかが説明されず、掌を裏返すだけの「逆関係」をもってするような顛倒論的方式で移行問題を片付けていることが分かる。結局、ここでは、推論(A)と同様に、第2形態の繰り返しから自ずと第3形態への移行が行われているだけであって、双方の質的断絶にまで考察が及んではないということになる。

他方、推論(D)は、商品交換における「商品の所有者」の行為にスポットを当てているがゆえに、推論(C)のように機械的に「逆関係」を導き出してはいない⁹⁹。ここでの移行方式は、「商品の価値と使用価値との対立」からなる「困難」に着目し、「あらゆる商品の拡大されたる価値形態においてつねにその等価形態におかれる商品の出現」をもってその「困難を解決する途をも開く」ということになっている。但し、そのような「困難」自体は、商品交換の私的偶然性から生じるものとして、ここでは、量的に拡大された形をとって現われている。それを一般的等価形態の成立以前における私的交換の所与の条件としたとき、問題は、そうした状況下で「困難を解決する」鍵としての「商品」が如何に「出現」するかということになる。

この点について宇野[1964]:35頁では、一層明瞭な移行方式を提示している。

⁹⁸ 山口[1987]:83-101頁。

⁹⁹ 佐藤編[1977]:182頁。

それによれば、「マルクスのいわゆる拡大されたる価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品をもたらすことになる」と結論づけられている。すなわち、「拡大されたる価値形態の、各商品における展開」を「特定の商品をもたらす」モメントとして捉えているのである。しかし、「各商品における展開」は、事実上「拡大されたる価値形態」という全体の一部(個体)としての単純な価値形態を指しており、ゆえに諸個体の「展開」は、結果的に「拡大されたる価値形態」自身の展開に連動するような形になっている。いいかえれば、それは、諸個体の「展開」を行い続ける機械的反復運動を通じて「共通にあらわれる特定の商品」を産出するものといっている。

とすれば、この方式は、私的欲望の量的拡大から得た「拡大されたる価値形態」を再び拡張するものにすぎず、それによって「共通にあらわれる特定の商品」をすくい上げているだけである。その際「特定の商品」は、アルゴリズムの無限な反復を通じて産出されるアウトプットとして現われる。つまり、「拡大されたる価値形態の、各商品における展開」は必然的に「特定の商品」を産出する。何故ならば、それは、統計的に重出する値だからであるということである。しかし、それが何故統計的に重出するかを、「拡大されたる価値形態の、各商品における展開」によるとしてしまえば、それは単なる循環論でしかないであろう。そこには、「特定の商品」が何故重出することになるのかという商品経済の内的契機は、不問に付されたままである。

以上の検討から、推論(D)の移行方式は、第3形態への移行において特定商品の頻出現象をもって一般的等価物をすくい上げている推論(C)のフォーマットを超えるものにはなっておらず、説かれるべき移行の機制を循環論の中に投げ込んでしまっていることが分かる。その結果、「リンネル」といった種々雑多な直接的消費対象にも一般的等価物への門戸を開き、その潜在的可能性を与えることになってしまったといえよう。

第2項 交換の行き詰まり

本項では、前節でみたリンネル所有者の二つの行為戦略に焦点を当てて、各々の戦略が直面している困難の様相をみることにする。

第1戦略(次善の策への旋回)は単に、リンネル所有者が自らの交換品目リストの順に沿って最上位の品目から最下位の品目へと交換要請を順送りにするだけのようにみえる。しかし、リンネル所有者は最初上衣との交換に失敗し、茶→小麦→金…へと順送りに交換を展開しても、価値実現に次々と失敗した場合、最下位の品目まで価値表現を行い続けるとは限らない。というのは、現在必要に迫られた上位品目に比べ、下位品目はしばらくの間なくても済むものだからである。

交換品目リストにおける個別品目は、各々の商品所有者の需要度の高低によ

って配置されてはいるが、比較的優先順位の劣る下位品目になるほど、価値表現そのものを断念する蓋然性は上昇すると考えられる。いいかえれば、個別品目の需要度そのものは、交換を求めない可能性と表裏の関係にあるのである。上位ランクの個別品目は、需要度が高く交換を求めない可能性が低い一方、下位ランクの個別品目は、需要度が低く交換を求めない可能性が高い。このことは事実上、商品交換のいわば臨界点に当たる特定品目が存在するということを示唆する。臨界点に達すれば、商品交換はそれ以上下位の品目へは進まず、そこから特定の上位品目への再挑戦を敢行するか、もしくは商品交換を中断してしばらくの間休止期に入るかになる。

ところで、リンネル所有者が交換を一時的に断念したからといって、保有商品を廃棄処分するわけではない。いつかまた交換を通じて私的欲望を満たすためには、残余分を保有・保管し続けなければならない。このように、商品交換の一時的な休止に伴う所有商品の保有・保管は、最上位の品目から最下位の品目へと交換要請を展開することから行き着く帰着点であることが分かる。そこで臨界点は、特定品目に至って交換要請に歯止めをかけるものとして、また私的欲望による商品交換の有限性を露呈するものとして作用するのである。

他方、間接交換の場合には、たとえば、上衣所有者が小麦を求めており、小麦所有者が金を求めている場合、上衣との交換を求めているリンネル所有者は、まず金を獲得しなければならない。しかし、リンネル所有者が金を獲得できたとしても問題が残る。というのは、獲得した金量と小麦所有者が求めている金量とがズレる可能性があるからである。たとい小麦所有者が求めている金量がある程度察知しているとしても、それに見合う金量を確保できるかどうかは不確定である。とすれば、この過程では、超過・不足の問題が発生しかねない。当初の予想に反して確保量の超過が発生する場合、いくら需要品を手にしたとしても、現時点では無用なものを増やしてしまうことになるし、不足が発生する場合、間接交換は展開不能の危機に瀕することで、商品交換自体を断念させることになりかねない。

また、間接交換の展開中における状況の変化が発生するリスクがありうる。すなわち、リンネル所有者が間接交換を展開するうちに、上衣所有者が小麦を自力で獲得したり、上衣所有者の優先順位が変更され、もはや小麦を必要とせず、他品目を求めるようになったりするようなことが起こりうる。さらに、上衣所有者の観念上の小麦とリンネル所有者が確保した小麦との間にズレが生じてしまえば、リンネル所有者の労苦が実を結ぶとは限らない。このように、間接交換そのものは、特定品目をめぐる商品所有者間の委託契約でない以上、そこから当事者間の合意の内容及び履行において厳格な拘束力を求めるのは容易ではない。

もっとも、この戦略における最大の問題は、金所有者がリンネル所有者の交換要請を承諾しない場合である。金所有者が他のものを求めている場合、上衣

を獲得するためのルートは一層長期化してしまう。間接交換の長期化は、商品交換の量的なミスマッチからなるリスク(超過・不足の発生)と質的なミスマッチからなるリスク(状況の変化)とを高めるだけであろう。結局リンネル所有者は、両方のリスクからはみ出る残余分の保有・保管を余儀なくされることになるだろう。

第Ⅲ節 第2形態から第3形態への移行の見直し

第1項 一般性の与えられ方

本項では、第3形態への移行にあたって、私的欲望の集団的なシンボルに一般性を付与する方式について立ち入って検討することにする。

すでに検討したように、推論(D)は、「つねにその等価形態におかれる商品」が何故「出現」することになるのかという商品経済の内的契機を不問に付していた。そこでは、「商品範囲の拡大」によって「困難」と「困難を解決する途」とが同時に顕現すると言明するものの、そこから「つねにその等価形態におかれる商品の出現」をみることがいかにして可能なかを論じていない。とはいえ、この点は、単に宇野自身だけのことではなく、それを受け継ぎつつさらなる純化を試みてきた論者らも同様の問題を抱えているようにみえる¹⁰⁰。

たとえば、マルクス流の顛倒論について日高[1983]は、「そこでは顛倒されなくてはならない必然性など何1つ説明されてはいない」と批判し、「内部から生みだされる契機」を強調しているが、その「契機」にあたる「多くに共通に等価形態におかれている商品」そのものがいかにして一般的等価物になるのかについては定かにしてはいない(23頁)。そこで、個別商品所有者にとって「等価形態におかれている商品」の構成は分析者の恣意にまかされており、そこから産出される「多くに共通に等価形態におかれている商品」もまた恣意的な「契機」からくるものとされているにすぎない。

さらに、山口[1985]は、商品所有者を「多数派」と「少数派」とに分け、「茶」商品が一般的等価物になりつつある過程をたどりながら「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品は、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれることになるのである」と結論づけている(22-24頁)。要するに、ここでは、幾つかの商品グループの中で特定品目がいかにして一般的等価物に格上げされるかを辿るような方式がとられるのである。しかし、それは、「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品」から一般的等価物への成り行きにすぎず、特定品目が何故「共通に等価形態におかれる」のかという商品経済の内的契機は、推論(D)と同様に明瞭にはされていない。

他方、「共通に等価形態におかれる商品」の存在をそのまま受け入れるとして

¹⁰⁰ 伊藤[1989]:30-32頁。

も、依然として問題が残る。それは、「共通に等価形態におかれる商品」を果たして一般的等価物と論定しうるのだろうかという点である。これに関連して降旗[1997]は、次のような例を引いている。「戦後、激しいインフレの進行で、紙幣の意味が薄れてきたときは、いわば物々交換にもどりました。そのさい、物品交換所となったデパートなどでは、自分の提供する商品一つつまり相対的価値形態にたつ商品ーを示して、同時にこれと交換してほしい商品一つつまり等価物ーを指示した書き付けを添えたものです。そして、こういうことが多くなり、また交換が重なると、かならず皆から共通に求められる商品が登場してきます。コメ、タバコ、砂糖などがそうだったと思います。そうなると、タバコならタバコが交換手段として求められるようになり、一挙に等価物のタバコへの収斂が始まります」(141頁)。ここでは、「皆から共通に求められる」不足物資の中で特定物資(タバコ)が、「交換手段として求められる」ような「収斂」の現象を一般的等価物の生成の例として持ち出している。

だが、これは果たして、一般的等価物の生成に適切な事例といえるのだろうか。総じて「物品交換所」とは、需要品同士の相互マッチングの場にすぎず、それゆえ、そこには事実上相対的価値形態と等価形態とからなる価値形態の対極性さえ消えてしまっている。そうした中で「タバコ」が臨時的な「交換手段」で用いられたというだけのことである。とすれば、これはまさに、「物々交換」の寓話にすぎず、貨幣形態の謎を解く価値形態論とは無関係なものといわねばならない。

もっとも、より根本的な欠陥は、「物々交換」かどこかにあるわけではない。というのは、そこでは「等価物のタバコ」の直接的消費対象性は、交換後も希釈されないまま依然として直接交換可能性との共生関係を持続するものとなっているからである。この類の関係はむしろ、第1形態に見られるものといえる。つまり、「等価物のタバコ」は、「皆」の需要品として直接交換可能性を与えられているという点からすれば、事実上第1形態の等価形態に置かれる商品と量的相違しか持たず、ゆえに両者は同根のものとなさなければならない。結局、この事例は、「等価物のタバコ」の直接交換可能性がその直接的消費対象性から自立したものになっておらず、それに従属されながら一時的に顕現するものでしかないということを如実に物語っている。

確かに、私的欲望の集団的なシンボルには、「タバコ」のような直接的消費対象を排除しかねる。永谷[1997]は、この点に注意を促す。それによれば、「等価形態の商品群が拡大しゆくと、どの商品の拡大した等価形態にも、終りの方に奢侈的な商品が並ぶという現象が見られるようになる。そして奢侈品の等価商品の使用価値に対しては、単純な価値形態に見られた厳格な欲望対象としての使用価値という規定の弛緩が起ってくる。けっして欲望対象でなければ等価形態に立てないという規定が無くなるわけでないが、特定の使用価値、特定の量という厳格さが緩くなってくる」(92頁、ほかに佐藤編[1977]:181-183頁、永谷[2013]:75-81頁)とされるのである。

この主張からすれば、直接的消費対象の一般的等価物への格上げははじめから遮断されるということになる。但し、ここには、二つの問題がある。第1に、「奢侈的な商品が並ぶという現象」は、果たして「等価形態の商品群が拡大しゆく」ことによるものなのかということである。詳しくは後述するが、たとい「終りの方に奢侈的な商品が並ぶという現象が見られるようになる」としても、それは、商品所有者の私的欲望が極限まで推し進められることで得られるものではない。第2に、「奢侈的な商品が並ぶという現象」を一般的等価物の生成とするのは、「奢侈品」の一種たる貴金属、とくに金銀を先取りしているのではないかということである。第3形態への移行で説明すべきは、「奢侈的な商品が並ぶという現象」そのものではなく、むしろ「厳格な欲望対象としての使用価値という規定の弛緩」をきたすような商品経済の内的契機ではなからうか。

以上の論者らの議論は、いずれも集団的な欲望のシンボルに一般性を付与するという共通の理解の上に立っているが、これでは一面的なものになりかねない。たとえば、特定商品が社会的に需要され不足状態に陥る場合、一方で不足物資が一般的等価物として機能するということが起こりうるが、他方では不足物資の購買力だけが上昇してしまうことがありうるからである。前者の場合は、需要に対して不足している商品の供給が乏しいといえども、直接的消費対象性が保持されつつ、直接交換可能性という追加的機能を一時的に実装することになるが、後者の場合は、商品の数量があまりにも少なすぎるためにむしろ直接的消費対象として求められるだけにとどまってしまうということを排除できない。つまり、不足物資が一般的等価物になるためには、極少量になってはならず、適正頻度の交換を可能ならしめる量が存在しなければならない。単に多数から需要されたからといって、一般的等価物への格上げが直になされるわけではない。需要そのものの多寡は結果的に、特定品目に一般性を与えるにあたって積極的な動力にはならないということである。

かくして、以上のような解き方(社会的需要→一般的等価物)は、第1に、特定商品が何故社会的に需要されるのかという商品経済的な内的契機の不在、第2に、多数から需要される特定商品の出現を一般的価値形態の成立と等値させようとする論理の飛躍、というような問題を抱え込んでいるということになる。こうした移行方式は、一般的価値形態の候補商品を、第2形態の商品群(等価形態)の中に並置し、それがあたかも第2形態のうちにアプリアリに存在していたもののように取り扱うことで、結果的に、両形態間の質的断絶を不明瞭にしまったといわざるを得ない。

第2項 移行の見直し

以上のような移行方式について、小幡[1988]は、「一般的等価形態がいかによりて単一の共通な商品になるのか」ということの理論的意味は、ある商品種類がなにによってその地位を独占するのかということと切り離して純粹に形式的に論

じうるものではない」と問題提起し、「『資本論』の場合、拡大された価値形態の領域の末尾で説かれたこの顛倒の論理は、しかし一般的価値形態の考察の内部でいわば排除 *Ausschließung* の論理とでもいふべきものによって補完されている」点を取り上げながら、「『交換過程』に委ねられた商品流通の歴史的発展の過程を『価値形態』の内部へ理論的に昇華させる」方法を打ち出している¹⁰¹。そこでは、第1に、「直接的欲求が相対的に多く集中する商品種類に主要な等価形態が絞られてゆくもの」を「積極的」な「要因」とし、第2に、「商品体のもつ自然的属性」および「素材的な制約」を「共通な等価物の排除に関わる消極的な要因」とするような「二重の観点」が採用される。「そこから特定の商品が共通の等価物として排除される傾向」が「商品所有者の主体的な相互干渉を通じて」生じると結論づけている(51-56頁)。

だが、すでに検討したように、特定商品が社会的に需要される必然性を解明しない限り、「直接的欲求が相対的に多く集中する」ような現象に即して特定の「商品種類」を「主要な等価形態」に格上げさせる方式が当を得ているとはいえない。さらに、「共通な等価物の排除に関わる消極的な要因」として作用する「商品」の「属性」及び「素材」は、「直接的欲求が相対的に多く集中する」商品群の中で「主要な等価形態」を抜擢する準拠になりうるが、それ自体が第3形態への移行における独自の「要因」をなすとは限らない。

第3形態への移行の「要因」を「商品」、つまりモノの側にアプリオリに存在する何かではなく、行為主体としての個別商品所有者に求めるとするならば、「商品」の「属性」および「素材」は、「直接的欲求が相対的に多く集中する」ような現象と同様に、第3形態への移行における1つの独自の「要因」ではなく、結果とみななければならない。ゆえに移行の鍵は、特定の「等価形態」を求める現象が何故「商品所有者」の間で生じ、特定の「商品」を「共通の等価物として排除」する「傾向」が如何なるメカニズムによって生じるかを究明することにあるはずである。この点は、とくに「商品流通の歴史的発展の過程」を「理論的に昇華させる」ような方式で説く必要がないように思える。

それに反して、岡部[1996]は、商品所有者の私的欲望を移行の機制とする従来の移行方式の難点に着目している(第1節)。氏は、「各商品所持者が自らの欲望の充足を目的に交換要求を行なうとき、そこに共通のものを措定することは、論理的に不可能であろう」とし、「誰もが受け取りを拒否しないモノ」から「誰もが欲するモノ」を導出することで、従来の移行方式を反転させている(第2節・第3節、岡部[1995]:75-81頁)。本章でもやはり「誰もが欲するモノ」が一般的等価物の生成における積極的な契機をなしえないという見解に異存はない。だが、第3形態の移行において注目すべきは、「誰もが…」→「誰もが…」のような集団レベルではなく、むしろその基層レベルで起こる出来事ではないだろうか。それは、「誰もが受け取りを拒否しないモノ」の存在そのものではなく、そ

¹⁰¹ 江原[2018]:61-62頁。

のような集団レベルの行動様式に押し上げる基層レベルのモメントは何かということである。最後に、この点について立ち入って検討しよう。

前節では、第2形態におけるリンネル所有者の第1の戦略(次善の策への巡回)と第2の戦略(間接交換)とが如何なる困難に遭遇したかをみたが、前者の場合、商品所有者は、臨界点(特定品目)に達することで、商品交換を一時的に休止させられ、所有商品の保有・保管を余儀なくされた。他方、後者の場合は、商品交換の量的(超過・不足の発生)及び質的(状況の変化)なミスマッチからはみ出る残余分の保有・保管を余儀なくされた。いずれも、個別主体としては、所有商品を当分の間保有・保管せざるを得ない。そのため、保有商品の直接的消費対象性を如何に維持保存すればよいのかということが懸案となるが、だからと言って、その状態を保ち続けたり、必要に応じて交換したり消費したりすればよいということにはならない。そこには、当然手間がかかるからである。各商品ごとにかかる手間が異なるとはいえ、他人のための使用価値を保有・保管し続けることも、個別主体にとっては大きな負担になる。

さらには、所有商品の保有・保管においては、使用価値の劣化現象が起こりうる。第3形態への移行以前の交換関係は、直接的消費対象性だけを保つ商品同士から成り立っているため、そこでの個別的・恣意的な価値表現は、とくに欲望の変化(需要低下)による社会的劣化に対しては無防備になり、たとい「20ヤールのリンネル=1着の上衣」という価値表現が現時点で価値実現をみたとしても、それ自体が将来の価値表現にあたっての判断基準になるとは限らない。それだけでなく、商品の使用価値の損傷・毀損といった自然的劣化が生じた場合、「20ヤールのリンネル」をもってしたリンネル所有者の価値表現は、時間を経れば全く意味をなさなくなり、次に交換に提供しなければならないリンネル量は、25ヤールまたは30ヤール…になってしまうことで、最後には交換関係そのものの成立を不可能にしうる。こうした所有商品の社会的・自然的劣化は、商品を商品たらしめる直接的消費対象性の全方位的な喪失過程に他ならず、商品が商品としてあり続けることを妨げる。いわば商品の自己否定である。

このような所有商品の保有・保管は、直接的消費対象の獲得のための保有・保管であって、その逆ではないが、それ自体に付きまとう不都合(手間・劣化)から自由になれない以上、個別商品所有者は、所有商品の処分に腐心せざるを得ない。それは、所有商品をもって直接的消費対象を求めたり、自分のための使用価値に用いたりするような消費衝動と無関係に、とりあえず他のものと取り替えさえできれば良いというものである。たとえば、魚所有者が一応商品の腐敗に対処する一環として、毛皮や貝殻などとの交換に乗り出すというような状況をイメージすれば良い。そこには、消費衝動とは相容れないもう一つの機制が働いている。この類の防御的な取り替えを「純粹保有」と呼ぶことにする。

純粹保有は、商品所有者にとっての積極的な消費衝動というよりも、消極的な防御機制に近い。所有商品の処分に迫られている商品所有者が、それを一旦他のものと取り替えることができれば、そこから二つの効果が期待されうる。

第1に、価値の維持保存であり、第2に、商品交換の再開である。但し、両方の効果は、決して別個のものではない。他のものとの取り替えが、商品に内在する価値を、比較的長期間にわたって持続的な維持保存を可能ならしめれば、それは結果的に、交換可能性を持ち続けることになるからである。また、そうすることによって、将来の商品交換を再開しうる可能性をも得られるようになる¹⁰²。

こうした商品所有者の行為は、保有・保管上の負担を相対的に減らそうとする回避動機からなる消極的な防御機制として現われながら、所有商品の価値を維持保存することで、将来の商品交換に備えようとする手段動機をも満たせるものになる。すなわち、価値の移転による価値の貯蔵が商品交換の持続可能性を高めるのである。そうした中で所有商品の保有・保管の困難からの逃げ場かつ一時凌ぎとして幅広く承認・採用されれば、消極的な防御機制としての純粹保有は、積極的な所有衝動に昇華されることになるだろう。すなわち、保有・保管の不都合を即時に回避させられるものへの需要は、商品社会の集团的傾向性を通じて一般性を獲得し、それらのものへの需要に転換されるのである¹⁰³。

¹⁰² 奥山[1990]は、「山口『原論』の場合には、拡大された価値形態の等価形態に立つ商品は、すべて直接の消費の対象のみ想定されていた。保蔵のための需要や媒介性は、交換の動機に含まれていない。しかし、保蔵のための交換、という動機が、経済人にそぐわないとして想定から排除される必要はない」(344頁)と指摘している。本章もまた「保蔵のための交換、という動機」が「経済人にそぐわない」とは限らない、ということに異存はない。だが、「拡大された価値形態の等価形態」に置かれる「保蔵」の「対象」そのものは、「直接の消費」の言い換えとみるべきではなかろうか。仮にある「経済人」が「保蔵」の「対象」を第1順位に、「直接の消費の対象」を第2順位としている場合、第1順位の「対象」との「交換」に失敗したならば、そうした「需要」はしばらくの間留保されうるし、そこから第2順位の「対象」への旋回がなされうる。これが可能なのは、それらが基本的に積極的な所有衝動をベースにしているものだからである。そこには、徐々にか一気にかなどという消費行為の終結時点の差はあるが、いずれも私的欲望の優先順位によって格付けされているものにすぎない。そこから行き着く帰着点は、私的欲望の集团的なシンボル（人気商品）を高次化したものとしての貨幣に他ならない。

¹⁰³ 菅原[2012]によれば、「彼の茶に対する欲望は茶を消費しようという自然的・本来的な欲望ではなく、市場で商品交換しようとする行動の中であらたに生じたものである。これは、社会化された欲望、厳密に言えば市場という関係の中での社会化された欲望であるということができる」(25頁)と述べている。確かに、「社会化された欲望」は、「自然的・本来的な欲望」から屈折したものではあるが、商品経済の他者迂回性からみれば、それは、「茶」と間接交換の媒介物との間の質的相違のないものといってよい。つまり、多数の商品所有者から需要されるものだけでなく、間接交換に用いられるものも「社会化された欲望」の対象になる。とすれば、「社会化された欲望」は、必ずしも「社会化」されている必要がなく、個別商品所

この過程を通じて徐々に輪郭を現す、一般的価値形態の候補群は、私的欲望の集団的なシンボルと相容れないものである。なぜなら、そこには、特定品目への消費衝動が一旦揚棄され、商品価値の移転・貯蔵が図られることで、結果的に、直接交換可能性の直接的消費対象性からの自立を可能にするからである。こうして、第3形態への移行以前の等価形態に見られるような両規定の一時的な共生関係は成り立たず、その直接的消費対象性もまた漸進的な希釈過程に入ることになる。

小括

以上の検討を踏まえたときに、価値形態論が信用貨幣の生成について示唆する論点を指摘して、本章のまとめとしよう。

従来の価値形態論では一般に、等価物の獲得を商品に内在する価値の実現として受け止めてきたきらいがある。だが、仮に「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」という価値表現は単に、商品(X)の所有者が「 p 量の商品 X 」をもって商品(Y)の所有者と商談を進めている場面を投影しているわけではない。すでに述べたように、「 q 量の商品 Y 」への価値表現は、商品(X)の所有者の交換品目リストの優先順位に沿って行われる、恣意的な交換要請でしかない。それゆえ、そこにはもとより、等価形態そのものに対する厳格な規定力を持っておらず、ひいては取引方式を原理的に特定することなどできない。とすれば、価値形態論の枠組みでも、いわば掛け売買＝信用売買が行われるとみることができる。

今、商品(Y)の所有者は、 $q/2$ 量の商品(Y)しか持ってないため、残りの $q/2$ 量は一定期間後に引き渡すという約束を締結し、その代わりに p 量の商品(X)を譲渡されたとしよう。ここでは、交換時点で引き渡された $q/2$ 量の商品(Y)も、また一定期間後に引き渡される予定の $q/2$ 量の商品(Y)も、等価物の授受時点の相違(即時か将来か)はあるが、いずれも等しく商品(X)の価値を商品(Y)の使用価値で実現したものになる。つまり、商品(Y)に内在する価値を、商品(Y)の質料に内在化させるか、もしくは債務の形で外化させるかを問わず、商品(X)の価値は表現され実現されるのである。

とはいえ、 $q/2$ 量の商品(Y)の価値を体現する支払約束を直ちに信用貨幣の萌芽と論定し難い。というのは、すでに検討したように、第2形態と第3形態との間には、質的断絶が存在するからである。すなわち、第3形態への移行以前の段階において、その表舞台に登場する諸商品には、他人のための使用価値と

有者レベルにおいても、無数の多種多様な「社会化された欲望」がありうる。そこから一般的等価物を導き出すのは、事実上不可能に近い。このように、一般的等価物自体が、商品交換の媒介物に用いようとする商品所有者の手段動機を満たせるものだからと言って、多数の商品所有者から需要されるものが、そういう機能を直ちに実装するとは思えない。

しての直接的消費対象性以外の規定はもとより付与されていない。他方、第 3 形態への移行の段階では、商品に内在する価値を他のものに移転・貯蔵する方式で、交換可能性の持続的な維持保存を図りうることになり、そこで特定品目が直接的消費対象性の希釈と共に登場する。それゆえ、ここでは、直接的消費対象性だけを保持し続ける商品群と直接的消費対象性が極力希釈されつつある商品群とへの両極分化が始まるということになる¹⁰⁴。

このようにみると、商品(Y)の所有者の支払約束は、交換時点で譲渡された $q/2$ 量の商品(Y)と同様に、商品(X)の獲得を可能にする交換媒体として機能するものではあるが、それ自体が直接的消費対象に対する支払請求権であるならば、そこには、直接交換可能性の自立はもとより封鎖される。他方、商品(Y)を、商品(X)の価値の移転・貯蔵の対象として求める場合、その未払い分に対する支払約束は、潜在的ではあるが、直接交換可能性としての自立が可能になる。とすれば、信用貨幣の生成原理は、掛け売買＝信用売買の成立いかんによるというよりも、直接的消費対象性の希釈を伴う直接交換可能性の自立いかんによるというべきである。それは結果的に、価値形態の展開と表裏の関係にあるものということになる。本章では、これについて十分な検討ができていないが、一般的等価物を交換性の定在としてきたこれまでの貨幣観の相対化と共に説明すべき課題として次章に譲りたい。

第 4 章 貨幣の内なる二面¹⁰⁵

¹⁰⁴ 吉沢[1981]は、「われわれが理解に苦しむ理由は、第 2 形態から第 3 形態への転化には論理的展開の契機そのものの転化が含まれているからである。前者では相互関係の全面的展開が、後者には統一性の展開がそれぞれ含まれている。つまり貨幣形態への価値形態の展開は、相互関係の契機が統一性の契機へと転化するかどうかにかかっている。だが、前者はいわば横の関係であり、後者は縦の関係である。この二つのあいだでの移行・転化は成立しにくい」(140 頁、傍点は原著者)と力説している。要するに、価値形態論における「横の関係」と「縦の関係」とは相互異質的な世界に根を下ろしており、ゆえに「前者」から「後者」への「移行・転化は成立しにくい」ということである。とすれば、氏の批判は当を得ているといっていよい。なぜなら、従来の移行方式は、商品交換・交換関係の単一相をもって「横の関係」と「縦の関係」との質的断絶の穴埋めを試みてきたからである。しかし、そこには、「相互関係の全面的展開」の否定を移行の機制とする「統一性の契機」がひそんでいるということ、本章を通じて確かめたのである。価値形態論内部における「二つ」の世界は、「横の関係」から「縦の関係」への「移行・転化」によってはじめて、それぞれの存在意義を有することになるといってよかろう。

¹⁰⁵ 本章の内容は、経済理論学会第 67 回全国大会(2019 年 10 月 19 日・駒澤大学)での筆者の報告「貨幣蓄蔵の基本規定」に基づいている。現在は、同学会編『季刊経済理論』に投稿中(2020 年 7 月、第 57 巻 2 号※刊行予定)。

本章は、貨幣蓄蔵についての従来の見方を問い直し、貨幣の内なる二面を原理的に解明するものである。一般的等価形態への移行過程は、前章で考察したように、必ずしも一般的等価物が交換性の定在であるとは限らないということを示唆する。ここでは、前章の論旨を踏まえ、貨幣概念に通底する保蔵性と交換性との回路を抽象し、単純な商品流通の貨幣像/市場像についての従来の観点を再考することで、信用貨幣の理論的土台を提示することにした。

宇野学派の原理論では貨幣蓄蔵は、『資本論』の貨幣論と同様に流通手段の機能展開を通じてその契機を与えられると想定する¹⁰⁶。ところが、こうした想定は、価値の保蔵を自己目的化する蓄蔵の本然の姿を覆い隠しているように見える。実際、『資本論』の蓄蔵貨幣論に示されている貨幣蓄蔵の契機は、必ずしも流通手段論の延長線上で一律に記述されているとは限らない¹⁰⁷。そこには、流通手段論とは直ちにリンクしない契機が散見されており、貨幣蓄蔵は何によって行われるのかについては、検討の余地がある。したがって、ここでは、原理論における貨幣蓄蔵の捉え方を吟味し、商品としての貨幣とは相容れない富としての貨幣の原型を抽象することで、単純な商品流通(以下、単純流通と略記)の基底に根付いている貨幣像/市場像を再考することにする。

本章の第1節は、蓄蔵貨幣論における貨幣蓄蔵の契機とその本意を問い直すものであるが、まず前半では蓄蔵貨幣論におけるK.マルクスの叙述を検討し、貨幣蓄蔵の二つの契機を峻別する。それに続いて、後半では貨幣蓄蔵についての宇野弘蔵の展開を考察し、問題の所在を把握する。第2節では、従来の富概念の理論的不備に着目し、商品論/貨幣論の再構築を試みた立論を考察の対象とするが、前半では、貨幣固有の資産性概念に立脚して従来の貨幣像/市場像を捉え直した沖公祐の所説を検討し、後半では、それとは異なる見地—富の世界と商品世界との間のダイナミズム—から従来の貨幣像/市場像を捉え直した小幡道昭の所説を検討する。第3節では、両説で打ち出された富概念を再考し、商品論・価値形態論の視点から貨幣の内なる二面を抽象する。最後に、以上を踏まえ、原理論的見地から富概念を提示し、貨幣との関係を論じることにする。

第1節 貨幣蓄蔵の二つの契機

マルクスは『資本論』第1巻第1篇第3章第3節「a 蓄蔵貨幣の形成」の冒頭で、次のように述べている。

「商品流通そのものの最初の発展とともに、第一の変態の産物、商品の転化し

¹⁰⁶ 「貨幣物神」については宇野[1969a]:114-115頁を、「貨幣としての貨幣」の諸問題については山口[1983]:131-136頁を参照されたい。

¹⁰⁷ 小幡[2013]:177-178頁。

た姿態または商品の金蝨^{きんし}を固持する必要と熱情とが発展する。商品は、商品を買うためにではなく、商品形態を貨幣形態と取り替えるために、売られるようになる。この形態変換は、物質代謝の単なる媒介から自己目的になる。商品の離脱した姿は、商品の絶対的に譲渡可能な姿またはただ瞬間的な貨幣形態として機能することを妨げられる。こうして、貨幣は蓄蔵貨幣に化石し、商品の売り手は貨幣蓄蔵者になるのである。/商品流通が始まったばかりのときには、ただ使用価値の余剰分だけが貨幣に転化する。こうして、金銀は、おのずから、有り余るものまたは富の社会的な表現になる。このような貨幣蓄蔵の素朴な形態が永久化されるのは、かたく閉ざされた欲望範囲が伝統的な自給自足的な生産様式に対応している諸民族の場合である。たとえば、アジア人、ことにインド人の場合がそうである」(Marx[1890]:S.144)。

マルクスのいう「商品流通そのものの最初の発展」が具体的にどの時点を指しているかについてはさほど定かではないが、その前節「流通手段」の内容を勘案すれば、「物質代謝の単なる媒介」次元の「商品流通」から一層進んだ段階で議論が展開されていると解される。そこでは、これまで可視化されていなかった「貨幣蓄蔵」への「必要と熱情と」が徐々に頭をもたげるにつれて、「貨幣は蓄蔵貨幣に化石し、商品の売り手は貨幣蓄蔵者になる」。これに対して、続く段落では、「商品流通が始まったばかりのとき」から「使用価値の余剰分」を「貨幣に転化」させるような「貨幣蓄蔵の素朴な形態」が「有り余るものまたは富の社会的な表現」として現われるとし、「物質代謝」の「媒介」を中断することで堆積される前段の「蓄蔵貨幣」とは層位を異にする「貨幣蓄蔵」の契機を提示している。最後に、この「形態」と関連して「伝統的な自給自足的な生産様式に対応している諸民族」の例が、「商品流通」の「発展」の停滞性を示す歴史的事例として取り上げられている。

みられるように、「貨幣蓄蔵」の叙述において前段と後段との意味内容は、必ずしも一致しているわけではないことが見てとれる。前段では、「物質代謝」の媒介項としての「貨幣」と「蓄蔵貨幣」とを、「商品流通そのものの最初の発展とともに」並行する先後関係のものと想定しながら、後者への傾向が徐々に可視領域へと入るとされる。すなわち、流通手段論と密接に繋がりつつ、そこから「貨幣蓄蔵」という新しい契機を導き出しているのである。これに対して、後段の内容は、流通手段論との関連から事実上断絶されており、「貨幣蓄蔵」そのものの議論としての性格が色濃い。というのは、「貨幣蓄蔵の素朴な形態」以外の、前段で言うような「物質代謝」を「媒介」するなどの「貨幣形態」はもとより想定されていないからである。そこでは、「使用価値の余剰分だけが貨幣に転化する」方式の「有り余るものまたは富の社会的な表現」を「貨幣蓄蔵」の契機としているだけである。それによって得られる「貨幣」は原理的には、前段のそれとは似て非なるもののように見える。

もっとも、「商品は、商品を買うためにではなく、商品形態を貨幣形態と取り替えるために、売られるようになる」という前段の展開は、ある種の守銭奴的な「貨幣蓄蔵」を連想させる¹⁰⁸。これについて、マルクスは、「黄金呪物のために自分の肉体の欲望を犠牲にする」もの、「禁欲の福音を真剣に考える」もの、または「勤勉と節約と貪欲と」を自身の「主徳」とするものなどと述べている(Marx[1890]:S.147)。確かに守銭奴は、「たくさん売って少なく買う」(同上)ことで「貨幣」をストイック的に貯め込むだけである。「貨幣」は、守銭奴にとってもはや「購買手段として享楽手段」(同上)ではなくなるということになるから、守銭奴こそ真の「貨幣蓄蔵者」とみなしてよさそうである。しかし、守銭奴にとっての「貨幣蓄蔵」はあくまでも、アプリアリに存在する「享楽」を否定する形で行われる。すなわち、守銭奴の貯め込み方は、「享楽」に対する自己制御をベースにしているのである。その代わりに、守銭奴は、新しい「享楽」に耽溺する。それは、必要な時はいつでも「商品」を手に入れることのできる状態(可能性)に他ならない。そのような状態への渴望は、「購買手段」に対する強い拘泥として表出されることになるのである¹⁰⁹。

しかし他方で、後段の「貨幣蓄蔵」の場合、守銭奴のように「購買手段」としての「貨幣」をかき集めているわけではない。守銭奴の「貨幣蓄蔵」が“買わない”という無言の宣言から触発されたものであるのに対して、後段の「貨幣蓄蔵」は、「余剰」を「貨幣」に「取り替え」ようとする「目的」から触発されたものといえる。すなわち、そこでは、「貨幣」を「有り余るものまたは富の社会的な表現」の対象としているという点で、「蓄蔵」本然の「目的」を追求しているように思われる。ところが、後段の「貨幣蓄蔵」においてマルクスは、引用中の最後の例のように前資本主義的なものとみなされ、原理的にはそれ以上の考察を進めないまま、事実上貨幣蓄蔵の基本規定から棄却してしまう。その結果、「蓄蔵貨幣」は、周知のように、前段の議論に即して購買を中断し留保する

¹⁰⁸ 田中[2017]:98 頁。

¹⁰⁹ 柄谷[1986]によれば、「守銭奴の貨幣フェティシズムは、黄金というもの(使用価値)に向けられた欲望から生じるのではなく、それが等価形態にあり、したがって『直接的交換可能性』(交換価値)をもつがゆえに、その『可能性』のみを蓄積しようとするところから生じている」(136 頁、傍点は原著者)。すなわち、「守銭奴」が「物質的に無欲な」(135 頁)もののようにみえるのは、それ自身がもとより「物質的に無欲な」ものだからではなく、「直接的交換可能性」の「蓄積」からくる「享楽」が他の「欲望」を抑圧するからに他ならない。それについてドッド[1994]は、「吝嗇と浪費は、貨幣との関係では全く同一のものとして扱うことができる」という。「なぜなら、この二つの経済行動の形式ではともに、透明で目的へ向けて操作しうる手段としての貨幣の観念が目的そのものに、すなわち欲求の対象に転化しているからである」(238 頁)。その意味で、「吝嗇と浪費」いずれも、「手段としての貨幣」をそれ自身の対象としているにすぎない。

もの、または購買を準備し対応するためのものと規定され、直前の流通手段論と直後の支払手段論とを架橋するものとして位置づけられることになる¹¹⁰。蓄蔵貨幣論冒頭で示される「貨幣蓄蔵」の相異なる二つの契機は単に、商品経済の発展史的立場で峻別されているだけであるが、その限りでは、「購買手段」—商品としての貨幣—とは相容れない富としての貨幣、つまり貨幣の内なる一面を浮き彫りにすることはできないと思われる。

そこで次に、蓄蔵貨幣論についての宇野弘蔵の所説を検討してみよう。宇野[1973]は『経済原論』第1篇第2章第3節「A 蓄蔵貨幣」の冒頭で、次のように述べている。

「商品流通過程における個々の商品の形態転換 $W-G-W'$ は、前にも述べたように $W-G$ と $G-W'$ とに分離し得る。しかも $G-W'$ は、 $W-G$ が他の商品の $G-W$ としての G の能動的なる購買手段としての機能によると同様に、いつでも能動的に購買手段として発動し得る貨幣の機能である。このことから商品流通のある程度の発達と共に必然的に貨幣は、それ自身富として商品に独立した地位を占めることになる。 $W-G-W'$ の過程の中から貨幣はいつでも他の商品を買ひ得る富として、その獲得自身を目的とするものになってくる」(64 頁)。

宇野はここで、「商品流通のある程度の発達」を前提に「個々の商品の形態転換 $W-G-W'$ 」が「 $W-G$ と $G-W'$ とに分離し得る」とする。そこからはみ出る「貨幣」は、「いつでも能動的に購買手段として発動し得る貨幣の機能」を備える「富として」蓄蔵される。その過程で「富」としての「貨幣」が、「商品に独立した地位を占める」ものと位置づけられる。このように、「蓄蔵貨幣は、少くともその本来の形をとるものとしては、再び流通過程に帰ることを目的とするものとはいえないが、しかしそれでさえ結局はなんらかの理由によって流通過程に入り、貨幣量調節の機能をなすものといってよい」(宇野[1974a]:187 頁)。しかし同時に、「貨幣としての貨幣がかくの如き流通過程への復帰の方向をとっている場合、貨幣は資金となる」(同上)。

要するに、「資金」は、「流通過程への復帰」に方向づけられる「貨幣」として、「蓄蔵」そのものを「目的とするもの」ではないということである¹¹¹。実際に「資金」は、宇野[1973]が第2節「流通手段としての貨幣」の末尾で「流通手段として過剰となった貨幣は、もはや単なる商品となるわけではない。依然として商品自身に対立した地位にあり、いつでも商品を購入し得る資金として

¹¹⁰ この点については宇野[1964]:44-45 頁および宇野[1973]:65-66 頁を参照されたい。また、「蓄蔵貨幣」と「掛け売買」との関係については中村[2009]:75 頁をおよび泉・結城[2016]:51 頁を参照されたい。

¹¹¹ 「蓄蔵貨幣」と「資金」とについては宇野編[1959]:66 頁および中村[1987]:21-29 頁を参照されたい。

の機能を展開する。貨幣はいわば個々の特殊の商品の流通に対して一般的商品として『貨幣』となるのである」(63-64 頁)と述べているように、「商品」の「購入」に充てられる「貨幣」の姿で現われる。この点からすれば、「資金」は、ひとまず「蓄蔵貨幣」の姿をとって現われるといえども、「商品」の「購入」という「目的」によって取り寄せられるものという点で「富」としての「貨幣」とは似て非なるものに他ならない。

これに対して、「富」としての「貨幣」自体は、「蓄蔵」を「目的とするもの」としてさしあたり「流通」と無関係に実在すると考えられる。確かに、「富」としての「貨幣」は、「いつでも他の商品を買ひ得る」ものではあるが、だからといって、その「形態」が「資金」のように「商品」の「購入」にコミットしているとは限らない。そこには、「貨幣」を「富」として「蓄蔵」しようとする「目的」以外の「目的」はないからである。それゆえ、「貨幣」がはじめから「商品(W')」を「購入」するために蓄えるのであれば、それは「富」というより、「資金」といったほうが適切であろう¹¹²。「富」の概念規定は、「商品」の「購入」に当てようとする目的が至極消極化・形骸化されているからこそ、他の貨幣機能とは両立しえない独自の領域—蓄蔵という単一の目的の領域—を構築することになるのではないか。これに対して宇野は、次のように述べている。

「いつでも商品を買ひ得る富というのは、もはや単なる使用価値としての富ではない。商品経済的富である。いい換えれば特定の内容を持たない一般的富である。一般に本来的なる富としての使用価値の剰余は、商品経済の発生根拠をなすものといえるであろうが、ここでは反対に商品経済を基礎にして、その使用価値を目的としない貨幣としての金、銀が富となる。使用価値としての富は消費せられざるを得ないので、その蓄積には自ら限度があるが、貨幣としての富はそのままでは消費せられないで無限に蓄積せられ、増加せられる形態を与えられている」(64-65 頁)。

ここでの「商品経済的富」または「一般的富」は、「その使用価値を目的としない」ものとして「蓄積」される。これは、「使用価値としての富」が「消費せられざるを得ないので、その蓄積には自ら限度がある」のに対して、「特定の内容を持たない」がゆえに、「無限に蓄積せられ、増加せられる形態を与えられている」ことである¹¹³。「貨幣としての富」は今や、「いつでも商品を買ひ得る」という形式だけを体現しているのであり、その限りで「資金」とは相容れない独自の領域を形成することができる。さらにまた、そこでは、「貨幣」自体に「蓄積」以外の「特定の内容」の制限が課されていないからこそ、新たな展開を生

¹¹² 「購買手段としての貨幣」については宇野[1974a]: 51-52 頁・59-60 頁および安田[1984]を参照されたい。

¹¹³ 小島[1998]:170-171 頁。

み出すことも可能になる。すなわち、「商品経済的富として貯蓄される貨幣は、必ずまた商品売って利益をうるために、商品を買うということに、いかえれば富の増殖のために使用されることになる。 $W-G-W'$ に対し、 $G-W-G'$ の新たな流通形式が展開される。貨幣はかくして資本となるのである」(宇野[1964]:46頁)。

これによれば、「 $G-W-G'$ の新たな流通形式」は、「特定の内容を持たない一般的富」が「富の増殖のために使用される」ことではじめて「展開される」¹¹⁴。そこで、「商品経済的富＝一般的富」は常に、「資本」への転化可能性を孕んでいるのである。宇野[1974a]は、このような「資金としての貨幣の特殊の使用方式」を『世界貨幣』としての貨幣の機能と呼んでいる(318頁)。しかし、われわれは、この種の「流通形式」が「資金」そのものに由来するものではないことに留意する必要がある。というのは、それは、いつか「購買」のために「使用される」という「特定の内容」を持っているのであり、その限りでは「商品売って利益をうるために、商品を買う」という「展開」は期待できないからである。このように、宇野の蓄蔵貨幣論は、「特定の内容」に縛られる「資金」と「特定の内容を持たない一般的富」という異質的な二つの理路を含んでいるのであるが、前者の「貨幣」は、「購買 $G-W'$ 」でその展開が終結するのに対して、後者の「貨幣」は理論上、「無限」な展開をみることができる¹¹⁵。

もちろん、後者の理路が必ずしも「 $G-W-G'$ の新たな流通形式」に帰結するとは限らない。それはあくまでも一つの可能性に他ならず、場合によっては突然「購買」のために「使用される」こともありうるであろう。しかし、そうであっても、「特定の内容を持たない一般的富」は、「その獲得自身を目的とする」のであって、将来の購買手段—信用売買の場合は支払手段—として「獲得」される「貨幣」とは相容れない。随時商品 W の所有者は、「購買」とは無関係に「内容」なき「貨幣」を蓄蔵するために獲得しようとする展開を企てることができるし、またその展開は、「資金」に先行することもありうる。このように、両方の理路は、互いに無関係なかつ独自の領域にあるのだが、宇野の場合、それらを同一線上にあるものと想定することで、「商品経済的富＝一般的富」自体の存立根拠を不明瞭にするだけでなく、「新たな流通形式」の成立過程における首尾一貫性を欠くこととなったといわざるをえない。

以上のように、宇野の蓄蔵貨幣論では、「流通に対立した『貨幣』」(宇野編[1959]:62頁)を「蓄蔵貨幣」の基本モデルとしながら、それ自身の「目的」を異にする「貨幣」、つまり「資金」と「富」とを同様なカテゴリーの中に入れていくことが分かる¹¹⁶。結局、このような「資金」と「富」との間の不明瞭な境界線は、「蓄蔵」を自己目的化する「富」としての「貨幣」を、「資金」と関連

¹¹⁴ 降旗[1997]:254頁、石橋[2016]:34頁。

¹¹⁵ 宇野[1964]:44頁。

¹¹⁶ 日高[1983]:41-42頁。

づけて理解させることで、その独自性を大いに損なう。だが、これまでの考察から明らかなように、「富」としての「貨幣」は、「商品」としての「貨幣」の側面を剥ぎ取ることでできない「資金」とは相異なる、「蓄蔵貨幣」本然の姿を呈しているといえる¹¹⁷。こうして、「貨幣蓄蔵」の原初的契機は、「貨幣」そのものが本来「富」と深く結びついているということを示唆する¹¹⁸。

第2節 富の外来性と富の過剰性

宇野学派の原理論体系では、蓄蔵貨幣論における宇野の論点の不明瞭さを払拭し、さらなる刷新をはかってきたが¹¹⁹、近年、「蓄蔵貨幣」独自の領域を理論化する形で、従来の商品論/貨幣論の論理展開を相対化しようとするアプローチが試みられている。これらの立論では、富概念の理論的不備に着目し、従来の貨幣像/市場像を再考しようとする点で、いずれも同様の視座を共有しているといっていよい¹²⁰。

本節では、そうした理論的潮流を背景にしながら、沖公祐と小幡道昭との所説に焦点を絞って蓄蔵貨幣の存立根拠について考察する。ここではまず、富と貨幣との間のダイナミズムについての沖公祐の所説を検討することにする。

沖[2012]は、「貨幣の資産性を把握するためには、マルクスの蓄蔵貨幣概念の定義に訴えるだけでは決して十分とは言えない」(121 頁)とし、その後段部分を引用して次のように述べている。

「(i) [「商品流通が始まったばかりのときには、…… 富の社会的な表現になる。」: 引用者] から引き出すことができるのは、『資本論』においては、『余剰』のある社会が想定されているということである。『資本論』冒頭で述べられる、資本主義社会の富としての『巨大な商品集合』(KI:49)には、こうした余剰が本来的に含まれている。ここで言う余剰とは、自分の必要を上回る余剰を別の必要と交換するという意味での相対的な余剰ではなく、必要に対する欲求に対応

¹¹⁷ 栗本[1973]:第5節は、この種の蓄蔵貨幣を「富の一般的代表物」と呼んでいる。それによれば、『富』とは、wealthではなく treasure であり、所謂^{いわゆる}威信財に近似したものである」(栗本[1979]:71 頁、栗本[1980]:49-53 頁)。

¹¹⁸ 清水[2007a]:注(42)。

¹¹⁹ 「蓄えることを自己目的とする蓄蔵貨幣」と『買うために』蓄えられる蓄蔵貨幣」とについては小島[1984a]:18-22 頁、小島[1984b]:105-111 頁および小島[2015]:102-103 頁・111-112 頁を、「準備手段としての貨幣」については山口[1976]:76 頁、山口[1985]:41-42 頁、伊藤[1989]:41 頁および菅原[2012]:49-50 頁を参照されたい。

¹²⁰ この点については小幡[1988]:56-57 頁、沖[2012]:19-27 頁および小幡[2013]:182 頁を参照されたい。

していないような絶対的な余剰を指す。市場には、必要物を入手するためだけでなく、必要を超える余剰を得るためにも商品が投じられるのである」(122 頁)。

沖によれば、「蓄蔵貨幣概念」は、『資本論』冒頭」の商品概念に即して捉えなければならない。その意味で、ここでは、マルクスが取り上げた「貨幣蓄蔵の素朴な形態」を積極的に評価しながら、単に「必要物を入手するため」の経路とは相容れない、「必要を超える余剰を得るため」の経路を抽象し、そのことから「資産としての貨幣」(125 頁)を導き出している。この「貨幣」は、「資産が商品としてではなく、貨幣として保有される」(122 頁)さいの「形態」、つまり「余剰の保蔵形態」(128 頁)と位置づけられる。このように、「絶対的な余剰」において「余剰」は、「相対的な余剰」においてそれが「自分の必要」と「対応」する「必要物」に入れ替えられるのに対して、「欲求に対応していない」ものと「交換」され、「必要を超える余剰」として所有者の手元に「保蔵」されるのである¹²¹。沖はこの「形態」を根拠として、従来の貨幣論の論理構成に対して次のような異議を申し立てている。

「このような貨幣固有の資産性を視軸にして市場を眺めるならば、必要と余剰の捉え方が、通常 of 推論と逆になってくる。すなわち、予め必要に対する欲求が確定したうえで販売がなされ、続く購買に従って偶然的に生じた残余が受動的に蓄蔵貨幣になるというのではない。貨幣の資産性に牽引されるかたちで、手持ちの全商品を貨幣に換えるという欲動がまず惹起され、そのうちの必要に対応する部分が止むに止まれず購買に出動することになるのである」(126 頁)。

これによれば、「予め必要に対する欲求(W')が確定したうえで販売がなされ、続く購買」の果てにはみ出た「残余(貨幣)」からは「蓄蔵貨幣」を形態的に根拠づけることができない。それに対して、「手持ちの全商品を貨幣に換えるという欲動」に駆られた商品交換(W-G)こそ「蓄蔵貨幣」を形態的に根拠づける契機になるという。このように、「蓄蔵貨幣」の契機が「流通手段」の展開によって「受動的に」与えられるものではないのであれば、両者の関係は見直される必要が生じてくる。すなわち、「貨幣特有の資産性が、交換性そのものであるこ

¹²¹ 「マルクスは、『資本論』でも、わざわざ独立の項目を立て、財宝について詳しく論じている。財宝(treasure)に相当するドイツ語は Schatz であるが、この語が『資本論』の翻訳では『蓄蔵貨幣』と訳されてきたためにその重商主義的な含意が見えにくくなっている。このため、マルクスの蓄蔵貨幣は、往々として、将来の購買のための一時的な準備、貯蓄として片づけられてきた。だが、マルクスがわざわざ『財宝(Schatz)』という重商主義の用語を援用したのは、貨幣が商品を購入する手段であるばかりでなく、それ自体として求められる富でもあることを改めて強調するためであった」(沖[2019]:38 頁)。

とに由来するとすれば、マルクスの蓄蔵貨幣概念のように、それを流通手段から単純に切り離すことはできなくなる。流通手段としての貨幣と資産としての貨幣とは対立するものではなく、むしろ相補的なものである。右で見たように、貨幣が交換性でなければ、その固有の資産性もありえないが、逆に、資産性ももたない貨幣は、流通手段としても機能しえない」(同上)。

「流通手段」と「蓄蔵貨幣」とは、「対立するものではなく、むしろ相補的なものである」がゆえに、後者を前者から「単純に切り離すことはできなくなる」。ということは、「貨幣」は、「交換性」と「資産性」とを実装することではじめてその存立根拠を確立するということを意味する。すなわち、「貨幣」は、「交換性」の定在であると同時に「資産性」の定在であるからこそ、「流通手段」なり「蓄蔵貨幣」なりの機能を果たすことができるのである。両機能の不可分性を打ち出している沖説の展開にみられるように、両機能の不可分性を打ち出している沖説の展開にみられるように、「蓄蔵貨幣概念」の捉え直しは、「蓄蔵」の「形態」に至る経路を遡及してその受動性と能動性とを峻別し、「資産・資産性」概念を後者にリンクさせる形で「余剰の保蔵形態」としての「貨幣」を抽象するものといってよい。

このように捉えかえすと、「購買($G-W'$)」より「蓄蔵($W-G\cdots$)」が先に行われるといえなくもない。沖において「購買」は、「絶対的な余剰」の過程を経て遊休していた、「貨幣」のやむをえない「出動」を意味するからである。このような展開は、「貨幣」が資本に先行するという「通常の推論」をひっくり返す。貨幣生成における「通常の推論」では一般に、「必要に対する欲求という前提から出発」(63頁)する「余剰と必要の交換」(60頁)をベースにして、その過程を媒介する“商品”を析出する。それゆえ、「流通手段」としての「貨幣」の機能が先になり、 $W-G-W'$ が単純流通の基本モデルとなるのである。これに対して、沖説では、一方の「余剰」と他方の「余剰」との「交換」を仲介する担い手として「商人」(同上)を設定し、この過程では「統一された流通手段としての貨幣を必ずしも必要としない」(62頁)とする。というのも、「〈間〉という外部を遍歴する商人は、交換によって在庫品目を変化させながら、ゲマインヴェーゼンの余剰と余剰の直接交換を媒介する」(同上、傍点は原著者)からである。沖はこのような方式を「余剰と余剰の交換」(60頁)と呼んでいる。

このように、「貨幣」の出番が「通常の推論と逆になってくる」のは、「余剰と余剰」が「商人(資本)」を媒介に「貨幣」なき「交換」を展開しているからであるが、それは究極的に、「富」を「ゲマインヴェーゼン」の外部、つまり「商人(資本)」が抱え込む「在庫」と位置づけることにつながる。これによれば、「貨幣」は、「余剰と余剰の交換」を買って出る「商人(資本)」が「資産性」の備える「余剰」として「保蔵」する一つの「富」に他ならない。その意味で、それは、「余剰と必要の交換」から析出される「流通手段としての貨幣」とは両立しえない。この点において、沖は、「余剰と必要の交換」では「富」や「商人」

といった外的因子を全く検討していないがゆえに、「貨幣の生成を説くことはできないのである」(62 頁)と指摘する。そこでは、「個人的欲求が単純な価値形態から貨幣形態へと至るなかで変容していくことを解明する欲求の変容論としての性格を強く帯びる」(59 頁)のであって、こういった理路から導き出されるのは所詮、「貨幣を直接的欲求の対象を得るための媒介的手段とみなす貨幣観」(同上)、または「単純流通 $W-G-W$ という表象と結びついた市場像」(同上)にすぎないというのである。

以上の考察から明らかなように、沖説では、商品交換が「必要を超える余剰を得るためにも」行われる点に着目し、「余剰と余剰の交換」を理論化することで、「余剰と必要の交換」から導き出される貨幣像/市場像を相対化する。そこでは、マルクスの言う「貨幣蓄蔵の素朴な形態」の解明が貨幣論次元では説明しきれないということ、また商品論次元にまで視野を入れるアプローチが求められるということを示唆している。さらに、「貨幣」に対する富・資産および商人・資本の先行性に着目するアプローチは、従来の価値形態論(欲求の変容論)の限界を露呈させるものといってよい。しかし他方で、「資産性」の高い「外来品」(60 頁)として「ゲマインヴェーゼン」に到来する「貨幣」は、「富」概念を「商人＝資本」が抱え込む「在庫」に限定させる。その結果、「伝統的な自給自足的な生産様式」の「諸民族」などに観られるような「富の社会的な表現」、つまり蓄蔵の対象として「ゲマインヴェーゼン」その内部に滞留する「富」を概念的に含意できなくなる¹²²。「余剰の保蔵形態」は究極的に「資産としての貨幣」に帰結するとはいえ、その「貨幣」は「富の外来性」(同上)を体現するものとしてのみ実在しうることになるのである。「富の外来性」が「貨幣蓄蔵の素朴な形態」を根拠づけることができるかどうかは、検討の余地があるように思われる¹²³。

そこで次に、富の世界と商品世界との間のダイナミズムについての小幡道昭の所説を検討してみよう。小幡[1988]は、貨幣生成において「外来性のほうはあくまで『共同体そのものの内部における最初の貨幣』に関するものに止まるとすれば、もう一方の資産性のほうこそ、本来の商品流通の場で貨幣形態の定着を促す固有の契機となろう」(61 頁)と述べている。これによれば、「資産性」は、「商品がもつ交換性」(同上)に対する「予備的性格」(同上)として現われる¹²⁴。すなわち、「交換の世界の背後には備蓄性を帯びた富の世界が控えている」

¹²² 松尾[1996]:第 5 節・松尾[2009]:25-28 頁では、「マルクスによる商品経済発生論」を相対化し、「交換」を「共同体の内部で」行われる「贈与」の「発展」型と捉え直している。他方で「土地」と「共同体」とについては大塚[2000]:第 2 章を参照されたい。

¹²³ 田中[2017]:107-108 頁。

¹²⁴ 「交換を求める形態」については小幡[2009]:35-42 頁を、なお「評価を求める形態」については江原[2017]:52-58 頁を参照されたい。

(62 頁)のであり、そこで「貨幣」の「資産性」は、「交換性」と表裏の関係をなすということである。

「商品世界のなかから貨幣が自立する際の直接的な起動力は、その使用価値が商品所有者の直接的欲求を満たし得ないがために、他の商品との交換を求めることになるという性質にあるといってよい。しかしこのような交換性は、商品がそもそも素材的な富であるとされたことに示される、本源的な過剰性を全面的に体现するものではない。その結果、交換性に領導されて、特定の一商品が貨幣の地位を占め、貨幣価格によって一律にその交換性を表現するようになる。しかし、そのもとで、即時的な交換性の外部に広がる過剰性に独自の分岐が生じる。貨幣蓄蔵の諸契機は、過剰性一般の地平上に交換性が屹立する過程で独自の分化を遂げる。すなわち、交換性を引き寄せられるかたちで、過剰性のうちから、予備としての側面が鑄貨準備金として分離する」(小幡[2013]:189 頁)。

「商品世界のなかから貨幣」は、ひとまず「即時的な交換性」の定在として生まれる。これに対して、「本源的な過剰性」は、「貨幣が自立する」にあたって、「直接的な起動力」として働かないが、「即時的な交換性の外部」で「分岐」し、やがて「貨幣蓄蔵の諸契機」として「独自の分化を遂げる」ことになる。「貨幣」は、「即時的な交換性」を「全面的に体现するもの」であるが、だからといって、その「交換性」自体が「商品世界」から由来するものとは限らない。というのは、そこでは、「商品」=「素材的な富」との図式が示しているように、「本源的な過剰性」をその源流とされるからである。「本源的な過剰性」はここで、「商品」が「交換性」を発現するかどうか、また、「貨幣」が「即時的な交換性」を「全面的に体现する」かどうかにかかわらず、「商品世界」に對他的に実在する。このような「本源的な過剰性」と「即時的な交換性」との間の関係からすれば、「貨幣蓄蔵の諸契機」は単に、流通手段としての貨幣機能によって一方的に与えられるとは限らないことが分かる。

みられるように、小幡の議論では「本源的な過剰性」は、「交換性」が顕現する「商品世界」の「外部」に実在し、「富」もまた、「本源的な過剰性」を「体现」するものとしてその「外部」に置かれている。但し、ここで「富」とは、沖の言う「外来品」とは似て非なるものである。すなわち、「商品世界のなかから貨幣が生成する過程においては、たしかに交換性に基づく価値尺度ならびに流通手段としての機能を体现する単一の貨幣への集中が鋭く進む。しかしそれは同時にまた、商品世界に内包されていた富の領域が、諸貨幣のうちに分化し再統合される過程でもある。そしてこのような富の領域の流動を理論の正面に据えるには、出発点における商品の範疇の外部に富の領域をただ設定するだけでは明らかに不十分なのである」(183 頁)。

小幡の言う「富」は、「商品」以前の「商品」、つまり「商品」の原型であり、「富の領域」は、「商品世界」の土台をなすものとして実在する。その意味で「富」

は、「商品の範疇」と結びついており、その「領域」もまた単純に、「商品世界」から隔離された外界を意味するわけではない。そのために「富の領域」を「商品の範疇の外部」に「設定するだけでは」、商品がもつ交換性」および「資産性＝予備的性格」を明瞭に示すことができなくなる。「富の領域」は、「不可視の領域」(191 頁)に実在しながら、「即時的な交換性」の定在として「貨幣が生成する」につれて、「諸貨幣のうちに分化し再統合される」。その過程で、「商品世界」という「可視の領域」(同上)から生成された「単一の貨幣」＝「即時的な交換性」の定在は、「富の領域」の「本源的な過剰性」を「体現」することで「複合貨幣」(190 頁)に変貌することになる。

小幡による「貨幣蓄蔵の諸契機」は、「商品」に内在する「二つの側面」(189 頁)、つまり「即時的な交換性」と「本源的な過剰性」とが時系列的に、前者の「自立」、後者の「分化」、そして両者の「再統合」のプロセスを踏むことで「複合貨幣」として出来上がる。その意味で、「『商品の貨幣性質』が貨幣に結実してゆく過程は、同時にまた貨幣そのものの諸貨幣への分裂の契機を含んでおり、さらに資本への発展の動力をすでに内包している」(190 頁)。但し、留意すべきは、「富の領域」は、最初から「商品世界に内包されていた」という点、そして、「交換性」の「屹立」によってその「外部」に残されてしまったという点にある。すなわち、「商品」はもとより、「本源的な過剰性を全面的に体現するものではない」にしても、「商品所有者」が「他の商品との交換を求める」ことで、「素材的な富」として現出される。そうすると、「手持ちの商品は相対的価値形態に置かれる部分とそれ以外の部分とに区画され、とりあえず交換性と予備としての性格とは、この両者のうちに別々に投影されることになる」(小幡[1988]:47 頁)。「交換性」は、「富の平面上に商品を最初に屹立させる」(同上)ものなのである。

以上の考察から明らかなように、小幡の言う「富の領域」は、「商品世界」に先験的に実在しながら、「富」の「商品」への「屹立」を可能にする物的土台を提供することで、「商品世界」とともに存立しうる根拠を獲得する¹²⁵。ここでの「富」は、それが「可視」であれ「不可視」であれ、「商品」形態の所与の前提をなすものと想定されるのである。こうした想定は、「経済的細胞形態」(Marx[1890]:S.12)または「富の基本形態」(Marx[1890]:S.49)として現われる「商品」の姿を立体的に表すものといってもよい¹²⁶。しかしその反面、これは、

¹²⁵ 「使用価値は、ただ使用または消費によってのみ実現される。使用価値は、富の社会的形態がどんなものであるかにかかわらずなく、富の素材的な内容をなしている」(Marx[1890]:S.50)。

¹²⁶ 「商品所有者は、自分のもっている商品をすべて、『いま』『すぐ』交換しようとしているわけではない。さまざまな用途のために蓄えられた財産を富といい、このうちとくに市場の存在を前提に保有される富を、商品経済的富あるいは簡単に資産とよぶ。商品は『交換の手段』であると同時に『資産』でもある」(小幡[2009]:35

「蓄蔵」の「契機」を不明瞭にしている根因ともみえる。なぜなら、「富の領域」が「商品世界」に先行してアプリオリに実在していると想定すれば、そこに内在する「蓄蔵」の「契機」もまた、「商品世界」に先在することになるからである。これは結果的に、「余剰」を「富」に取り替える形でその獲得を自己目的化する「蓄蔵」の積極的な機制を明確に把握することができないだけでなく、「富の領域」をも明瞭に示すことができなくなると思われる。

第3節 富としての貨幣と商品としての貨幣

本節では、両説(沖/小幡)で打ち出された富概念を再考し、商品論・価値形態論の視点から貨幣の内なる二面を抽象することにした。

沖によれば、「必要に対する欲求という前提から出発」する「余剰と必要の交換」は、「個人的欲求が単純な価値形態から貨幣形態へと至るなかで変容していくことを解明する欲求の変容論としての性格を強く帯びる」。結局そこから導き出される「貨幣」＝「媒介的手段」は「貨幣特有の資産性」を体現しえなくなる。このように、「余剰と必要の交換」で「余剰の保蔵」が行われないとされるのは、「価値形態」に「欲求の変容」が生じてくるためである。すなわち、直接的消費対象を手にするためにはひとまず、商品交換の媒介手段を獲得しなければならないため、後者への拘泥(フェティシズム)が生じるということである¹²⁷。

「間接化の論理の前提は、『欲求の二重の一致』の困難である。商品 A の所持者の欲求の対象である商品 B の所持者が、商品 A を欲求の対象としない場合、すなわち、商品 A と商品 B の直接交換が不可能である場合、商品 A の所持者は、商品 B の所持者の欲求の対象である商品 C を所持し、かつ、商品 A を欲求の対象とする者を探索することになる。条件に合致する者が運良く見つければ、商品 A の所持者は、商品 C を媒介とする間接交換を行う。このとき、商品 C は、欲求の対象である商品 B を入手するための手段として機能することになる。商品 C が商品 B の所持者にとどまらず、広く欲求の対象とされるならば、商品 C は貨幣と呼ばれる。これが間接化の論理による貨幣生成の説明である」(沖[2012]:61-62 頁)。

「商品 A の所持者」は、「商品 B」を「欲求の対象」として、また「商品 C」を「商品 B を入手するための手段」としてそれ自身の「個人的欲求」を投影している。ところで、ここで、「商品 A の所持者」の明瞭な目的性を投影していると言えるのは、前者ではなく後者である。というのは、後者は、前者を「入手

頁〔太字は原著者〕, 64-65 頁)。

¹²⁷ 江原[2018]:57-60 頁。

するための手段」に他ならないからである。それに対して、前者は、いかなる目的性によって「欲求の対象」になったかは明瞭ではない。なぜなら、沖自身が述べるように、「市場には、必要物を入手するためだけでなく、必要を超える余剰を得るためにも商品が投じられる」からである。しかし、それは問題にならない。「商品 B」自体が「必要物」であろうと「必要を超える余剰」であろうと、「商品 A の所持者」にとっては、広い意味で「欲求の対象」であることには変わらないからである。

問題はむしろ、「商品 A の所持者」が最初から「商品 B の所持者」の意向を察知し「商品 C」を求める場合である。すなわち、「商品 A の所持者」は、「商品 A = 商品 B」ではなく、「商品 A = 商品 C」のような価値表現を展開するのである。この場合、後者が「価値形態」の初発形態として現われることになる。ここでは、「欲求の変容論」とは相容れない理路が浮き彫りになる。それゆえ、「余剰と必要の交換」では、「個人的欲求が単純な価値形態から貨幣形態へと至るなかで変容(直接→間接)していく」のだと論定するわけにはいかない。詳しくは後述するが、こうなると、「単純な価値形態」のうちにはすでに「直接交換」と「間接交換」とが混在しているとみることができる¹²⁸。さらに、「直接交換」—仮に「商品 A = 商品 B」のような価値表現—のうちに「必要を超える余剰を得るためにも商品が投じられる」場合には、原初的ではあるが「余剰の保蔵形態」が成り立つとも考えられる。

このような「余剰の保蔵形態」としての「商品 B」を「富」と呼ぶならば、これは原理的には、「商人 = 資本」の「在庫」とは似て非なるものといわざるをえない。両方の根本的な相違は、「富 = 在庫」は「商品世界」に属するものであるのに対して、「富 = 商品 B」は「富の領域」に属するものであるということにある。さらにまた、「富 = 商品 B」は、小幡の言う「富」とは概念的に一致するともいえない。小幡によれば、「商品」は、「富の領域」によって根拠づけられるのであり、その「交換性」は、「富の領域」に内在する「本源的な過剰性」を土台に「屹立」する。そこでの「富」は、「商品」の「形態」の存立根拠を与えるものとして、「商品世界」と無関係に先在していたのである。これに対して、「富 = 商品 B」の存立根拠は、「必要を超える余剰」を「保蔵」するための「交換」そのものにあるのであり、その限りで、「商品」の原型としての「富」のそれとは相容れない。

たとえ小幡のいうように先験的な「富の領域」の存在を認めるにしても、「商品所有者」が「他の商品との交換を求める」ことで、「富の領域」へ編入される新入の「富」は、既存の「富」と等しいものとはいえない。というのは、既存の「富」は、「交換性」の「屹立」によって残されたもの、そして「商品」の「形態」を根拠づけるものとして先在するだけで、明瞭な目的性の発現から反省的に規定される新入の「富」とは似て非なるものだからである。すなわち、後者

¹²⁸ 清水[2007a]:18-21 頁。

は、単なる「余剰」ではなく、「商品」とは相異なる目的(蓄蔵)を体現する「余剰」なのである。これに対して、前者は、なぜか「商品世界」の彼方で「蓄蔵」されていたのであり、その「契機」もまた、萌芽的状态の「交換性」と共に「本源的な過剰性」の下に埋没されていてその本意を看取り難い。「富の領域」が原因不詳のモノからなる世界のように見えるのは、そのためである。

とすれば、「交換性」は、「富の領域」の「本源的な過剰性」に由来するものではなく、「交換性」そのものが先行的に現われると見るべきではないか。「商品」の「交換性」とは、「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」のような価値表現によってはじめて認知可能な「性質」のことである。ここでの「商品 X 」は、「富 X 」の現形ではない。すなわち、「商品 X 」からわれわれが明瞭に看取できるのは、その現物形態のどこかに刻まれている「富の領域」の痕跡ではなく、「商品世界」に参入する際の「性質」、つまり「交換性」だけである¹²⁹。「商品 X 」は、「商品 Y 」との対極的な価値関係の下で「商品」の「形態」をとるのであり¹³⁰、その際に「商品 X 」の出自が「富の領域」であったかどうかはさしあたり問題にならない。むしろ「富の領域」に編入されるのは、「商品 X 」の価値実現によって得られるものと考えられる。そうであれば、「商品 Y 」は、「必要を超える余剰」として「商品 X 」と取り替えられることで「富」になろう。もちろん、上記の価値表現から「商品 Y 」が「必要を超える余剰」として求められるとは断定できない。「商品世界」では「商品」は、無差別に「交換性」を実装するとはいえず、それが直ちに斉一的な目的性を含意するとは限らないからである。

「たとえば、リンネル所有者が茶を欲しているとき、当の茶所有者はリンネルを欲しいとは思っておらず小麦を欲しているかもしれない。このとき、茶に対する自身の欲求を表現させようとするならば、好むと好まざるとにかかわらず、

¹²⁹ 一方で、マルクスは、「彼の商品は、彼にとっては、直接的使用価値をもっていない。もしそれをもっているなら、彼はその商品を市場にもってゆかないであろう」(Marx[1867]:S.100)と述べており、他方で、清水[2007b]は、「最初の商品の二要因論において、商品がもっぱら所有者自身にとっての無用物として措定されたことは、商品形態での『剰余』の有用性を、むしろ原理論体系の全般にわたって大幅に後退させる傾向を決定づけたとも考えられるのである」(5頁)と述べている。ここでは、両者の見解に対して次のような疑問を提示したい。すなわち、たとい「商品」が「所有者自身にとって」の「有用」であっても、他者の「所有物」を獲得するためには、止むを得ず自分の「所有物」を譲渡せざるをえないと考えれば、「商品がもっぱら所有者自身にとって」「無用」なのか「有用」なのかは論定できないのではないかということである。その意味で、「商品形態」において自商品の「使用価値」の有無は、さしあたり括弧に入れられるのであり、また入れなければならないと思われる。

¹³⁰ この点については宇野[1965]:30頁、永谷[1997]:82-88頁および永谷[2010]:31-33頁を参照されたい。

リンネル所有者は茶所有者の欲求の向かう先(小麦)を参照し、それを擬態し、さらにはそれを先取りすることにさえなる。このプロセスは、さらに小麦所有者の欲求の向かう先(上着)の探索へと繋がることで、数珠つなぎに等価形態の商品の数を増やしてゆく。こうした他者の欲求の度重なる模倣を通じてさらに明らかになるのは、リンネル所有者に固有であるはずの、茶に対する初発の欲求もまた、他者からの暗示によるものであった可能性が高いということである」(大黒[2015]:71 頁、傍点は原著者)。

これによれば、「リンネル所有者」の「初発の欲求」がそれ自身「固有」のものなのか、それとも「他者からの暗示によるもの」なのかは事実上判別できない。このように、個別主体の「欲求」自体を相対化し続ければ、何が「自身の欲求」で何が「他者の欲求」なのかを見分ける術はないであろう¹³¹。そのため、「リンネル所有者」のように「茶を欲している」が、さしあたり「小麦」を「先取り」しようとする場合もあるし、「茶所有者」のように「小麦」を純粋に「欲している」場合もあると考えられる。もちろん、「小麦」に対する「茶所有者」の「欲求」自体も、「他者からの暗示によるもの」かもしれないし、またそうみなしてよいだろう。それは、「小麦」に対する「リンネル所有者」の「欲求」と比べてさほど明瞭ではないが、一つ確かなのは、「リンネル所有者」と「茶所有者」いずれも、「小麦」を「欲している」ということである。

要するに、問題は、われわれが「リンネル 20 ヤール＝茶 10 ポンド」のような価値表現から「茶」に対する「リンネル所有者」の「欲求」は何によって発動したものなのかを察知できるだろうかということにある。実際に「リンネル所有者」は、他のものを欲するが、その「所有者」が「茶を欲している」ため、「茶」を「先取り」しようとしているかもしれない。しかしたとえそうであっても、「リンネル所有者」の価値表現から読み取れるのは、「リンネル所有者」が「リンネル 20 ヤール」でもって「茶 10 ポンド」を求めているという可視的な事実だけであって、それ以上は観察者の思い込みにすぎない。価値表現自体が示すのは、「リンネル所有者」の交換意思およびその内容であって、交換目的ではないからである¹³²。それゆえ、ここでは、「リンネル所有者」は「茶」を純粋に求めているのだとも、また単なる交換手段として求めているのだともいえる。

そうであるとすれば、「単純な価値形態」自体は、三つの展開を包含しているとみなければならない。すなわち、第一は、「必要物」の獲得を、第二は、単なる交換手段の獲得を追求するものである。これらの展開はいずれも、「必要」か

¹³¹ 今村[1985]:222-229 頁。

¹³² この点については永谷[1975]:69-75 頁、梅沢[1998]:111-113 頁および岡部[2006]:18-28 頁を参照されたい。

どうかという次元の「欲求」を反映している。そして、第三は、「必要を超える」対象の獲得を追求するものである。従来の価値形態論で「必要を超える」展開にさほど光が当てられなかったのは、個別主体の価値表現を、「必要」次元の「欲求」に基づく交換意思とみなしてきたからである。これは、貨幣＝交換性の定在とする商品論の結論にもつながるが、それはともかく、ここでは、今すぐ「必要」なわけでもないのに、自分のものを他のものと取り替えようとする所以について考えてみたい。先ず第三の展開では、第一/第二の展開とはそもそも相容れない対象の獲得が希求されるということに注目する必要がある。すなわち、第一/第二の展開では、欲しいかどうか、また欲しければどの程度欲しいかといった合理的選択の論理が通用する。そのため、代替可能な物財が比較的多数存在している推察することができる。これに対して、第三の展開では、「必要を超える」ために合理的選択の論理は適用されず、したがって、他の競争相手がいないか、あるいは極めて少数の物財のみがその対象になる。

もっとも、第三の展開の特徴は、その対象を、使うためにではなく、使わないために獲得しようとするところにこそある。一見すると、これは極めて非合理的な行為にしか見えない。しかし、「欲求」の対象の獲得が使用につながるためには、第一/第二の展開のように、そこから得られるはずの充足の程度が多かれ少なかれ数値的に換算できなければならない。そのため、個別主体は、必然的に「欲求」の対象を過不足なく獲得することを迫られる。それに対し、第三の展開のようにその充足の程度自体を計りえない場合、その対象は、「欲求」を的確に満たしてくれる合理(客観)的な対象にはなりえず、最初から具体的な使用対象群から排除されるがゆえに、その獲得が単純消費につながるとは限らない。だからこそ、さしあたり回避したり捨象したりすることができるし、ひいては、無限に希求することもできる。このような盲目性は、非合理性と表裏一体のものに他ならない。われわれは、「必要」次元を「超える」や否や、計算合理性が適用されない不透明な世界と遭遇するようになる。第三の展開の原動力はまさに、「欲求＝必要」の彼岸からくるものといってよい。

このような展開から読み取れるのは、「必要を超える」欠如と象徴的に対応する何かが実在していて、その獲得を希求する主体が存在するということである¹³³。とはいえ、それにしても、「必要物」を獲得しようとする主体にとっては、そんなものはさしあたり無縁なものでしかない。そのような展開は、それなりの当為を確保しているといえども、まだ一般性を獲得しているとは限らない。しかしだからこそ、そうした象徴的对象さえ持てば少なくともその獲得を希求する主体のものだけは確実に入手できるようになる。そこで、「必要物」を求め

¹³³ ポランニーの言葉を借りれば、この種の象徴物・象徴財は、「社会的なカテゴリー」(Polanyi[1957a]:69頁)に属するものであり、その「カテゴリー」には、「ただ所有しているだけで所有者に社会的重み、権力、影響力を与えるような『価値物(ヴァリアブルズ)』や儀礼的物品を含んでいる」(Polanyi[1977]:206頁)。

る第一/第二の展開の個別主体は、それを一種の媒介物として発見するのである。そして、この発見は、いわば転倒と呼ぶべき事態をもたらす。すなわち、第三の展開の象徴的対象を一般的媒介項として据えることで、無秩序な商品社会に一つの価値体系＝観念体系を編成してもらうのである。全商品は今や、交換性を体現しているこの対象との関係の中でのみ真の存在意義、つまり価値を持つ。それにより、その対象は、生まれながらにして交換力を孕んでいたかのように観念されることで、商品としての貨幣の面貌を呈するようになる。

しかし他方で、そうした傾向は逆に、第三の展開に通底している盲目性＝非合理性の回路を隠滅する。われわれが性急に貨幣を交換のための道具でしかないと規定してしまうのは、そのためである。だが、第三の展開は、ある対象が交換力をもっているかどうかに関わらず、その獲得を希求する主体にとっては絶対的な帰結であり、そのため交換の連鎖は考えがたい。このように、その対象は、獲得後にも商品領域に現出されることは滅多にないがゆえに、交換に出された商品 W の価値を比較的長期間にわたってそのまま温存させられることになる¹³⁴。これは結果的に、その対象の中には商品の価値を保蔵する営力を孕んでいるかのように観念させ、価値の保蔵のための交換を一般化することで、商品としての貨幣とは相容れない富としての貨幣の側面を極大化させる¹³⁵。こうして、貨幣は、価値を保蔵する商品社会の一般的媒介項として承認されるのであり、その生成は、効率性＝計算合理性の回路だけでも盲目性＝非合理性の回路だけでもなく、両方の回路を接合させる観念上の転倒によってなされるということが本稿の結論である。

小括

以上を踏まえて、最後に、原理論的見地から富概念を提示し、貨幣との関係

¹³⁴ Locke[1689]:348 頁は、自分のものを、「小石やダイヤモンド」、「金属」、「貝殻」のようなある種の「耐久性」の定在と「交換」し、「それらを自分の手許で一生保存」する人の例を取り上げているが、貨幣を対象自体の「耐久性」と関連づけて理解してよいかについては疑問なしとはしない。たとえば、交換過程論でマルクスは、「家畜」(Marx[1867]S.103)を取り上げているが、それは、遊牧民がその生活を営むにあたって必要不可欠な共通の富であり、その固有の貨幣性は、遊牧民固有の生活様式に由来するものであって、客観的かつ普遍的な第三の基準によるものではない。「貨幣はこうした意味で社会の価値規範の集約であり、その意味でまさにシンボルというわけである」(梅沢[1998]:118 頁)。

¹³⁵ ヒックス[1969]:111 頁は、「『価値保蔵』機能」を果たすに足る「財貨」を、「一般性をもつもの(generalism)」としているが、そうした推論は、端的に言えば、貨幣素材論にすぎない。「『価値保蔵』機能」を果たすに足る「財貨」が「一般性をもつもの」になるわけではなく、「一般性をもつもの」が逆に「『価値保蔵』機能」を果たすものと観念されるのである。

を論じることにする。

マルクスは『資本論』冒頭で、「資本主義的生産様式が支配的に行なわれている社会の富は、一つの『巨大な商品の集まり』として現われ、一つ一つの商品は、その富の基本形態として現われる」(Marx[1890]:S.49)と述べている。ここでマルクスは、「富」が「巨大な商品の集まり」として現われることから、「資本主義的生産様式が支配的に行なわれている社会〔以下、資本主義社会と略記〕」の特殊性を見抜いている¹³⁶。要するに、「資本主義社会」の特殊性は、資本/賃労働関係の下で「商品」が量産されることにあるということである¹³⁷。しかし、同時にそれは、「巨大な商品の集まり」を吸収できる規模の社会集団－営利労働の担い手としての労働者階級－の存在を暗示する。「商品(労働力)」による「商品(生産/生活手段)」の「生産」というメカニズムが確立されなければ、「巨大な商品の集まり」はそもそもありえないからである。「巨大な商品(生産/生活手段)」の量産は、「巨大な商品(労働力)」の存在と表裏の関係をなすのである。

このようにみると、「資本主義社会」の特殊性は、「富」が「巨大な商品の集まり」として現われること自体にあるというより¹³⁸、市場以外にはどこにでも「富」を獲得することができないという事態にこそあると考えられる。ポランニー[1957b]は、「共同体の保管のもとに安全に貯えられているもの、そして共同体の生存を象徴するものが富なのである」(209 頁)と述べているが、「資本主義社会」においてもはや「富」は、市場での購買過程なしに「貯え」にも「象徴」にもならない¹³⁹。「富」は、個別者のもとに「富」として「貯えられている」以前に、ひとまず「商品」として現われるのであり、その意味で、「商品」であったもの、つまり元「商品」といえる。「富」が「商品」の原型であるわけではなく、「商品」こそが「富」の原型なのである。「富」を獲得しようとする個別者が市場への参入を余儀なくされるのは、そのためである。ウッド[1999]は、それを「市場依存 market dependence」(101 頁)と呼んでいる。これは、単なる欲求の充足を越えて、個別者の生そのものがひとえに「市場」を通じて営まれ

¹³⁶ 「経済学の最も基本的なる概念は、生産でも、生産物でもなくて、その商品形態ということになるのであって、マルクスの『資本論』は、その理論的展開を初めて明確に商品を以て始めたのである」(宇野[1964]:28 頁、同様の見解は宇野編[1959]:19-21 頁、柴垣[1968]:323 頁、熊野[2013]:37-40 頁および伊藤[2016]:40-48 頁にもみられる)。

¹³⁷ 「この著作で私が研究しなければならないのは、資本主義的生産様式であり、これに対応する生産関係と交易関係である」(Marx[1890]:S.12)。

¹³⁸ 実際マルクスの言う「富」は、売り手の許にあるストックを指す(沖[2012]:43-47 頁、小幡[2013]:48-54 頁)。他方で「富」の現れ方については、沖[2019]:44-45 頁を参照されたい。

¹³⁹ 商品における形態と実体との関係については宇野[1963]:53-55 頁、宇野[1964]:14-15 頁、侘美[1976]:36 頁および大黒[2006]:57 頁を参照されたい。

るということを示唆する¹⁴⁰。

「資本主義社会」における「市場依存」は、個別者をして貨幣依存を極大化させることで、市場と非市場との量的・質的高度化を促す。その過程で貨幣は、これまで疎遠だった両方の領域を緊密に結びつける¹⁴¹。貨幣は、非市場では商品 W の価値を保蔵する“富 G”として、また市場では商品 W' を買える“商品 G”として実在する。前者を一般に蓄蔵貨幣と呼び、後者を購買手段と呼ぶが、貨幣は基本的に、保蔵性と交換性との回路を内面化している自己完結的形式と捉えた方が適切ではないかと思われる。従来の原理論が貨幣の一面だけをその原型と規定してきたのは、価値形態論における一元化した初期条件と決して無関係ではない。しかし、以上の検討からも明らかなように、購買手段としての貨幣機能から徐々に芽生える蓄蔵の契機は、商品形態によって反省的に基礎づけられる「資本主義社会」固有の富の領域を明瞭に示すことができない。蓄蔵の原型は、購買の猶予としてではなく、消費一般の一様態として現われるのであり、そこには、ある対象を象徴的富として獲得しようとする主体の希求が反映されているといえよう。

第 5 章 信用貨幣の流通根拠¹⁴²

貨幣は、富の領域では商品の価値を保蔵する“富 G”として、また流通領域では商品を買える“商品 G”として実在する。但し、これ自体は、現物貨幣のみを指し示すわけではない。貨幣の原型を交換性の定在とするマルクス経済学の伝統的貨幣観によれば、貨幣はひとまず、現物貨幣でなければならない。そこでは、貨幣の“貨幣性”を、貨幣体に貫かれているはずのいわば本質的な何かと同一視するきらいがある。ところが、貨幣を貨幣として根拠づける契機を、貨幣そのものから抽象することには疑問がある。そのため、前章では、従来の貨幣観を相対化したのであるが、原貨幣＝現物貨幣という認識は、依然として根強く残存しているように思える。本章では、信用貨幣の概念規定をめぐる諸説を批判的に検討し、商品論的見地から信用貨幣の流通根拠を論ずることにする。

マルクス経済学の価値形態論は、商品所有者(相対的価値形態)対貨幣所有者(等価形態)という図式を単純な価値形態に投射し、そこから抽象度を高めるこ

¹⁴⁰ ウッド[1999]は、「競争、蓄積、利潤の最大化、労働生産性の増大という命法」によって営まれる「市場」から「資本主義の特殊性」を見抜いている(16頁)。

¹⁴¹ 竹田[2001]は、「貨幣と契約・市場の本質は自然やものや人を取り替え可能と見ることにある」と捉えており、その結果、「自然の唯一性、ものの質的相違やその背後にある歴史や伝統、人の個性には無差別・無関心(Indifferenz)になるのである」(77頁)と指摘している。

¹⁴² 本章の内容は、経済理論学会第66回全国大会(2018年10月13日・立命館大学)での筆者の報告「信用貨幣の生成原理」に基づいている。

とで再び原点に遡るという再帰的な構成をもつ。そこで、商品所有者は、貨幣所有者との垂直的な価値関係の下で「すべて一様に金何円という価格」(宇野[1964]:29 頁)をつけることで、自己規定/認識を社会化する。これを価値表現と呼ぶ。たとえば、「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」は、自分のもの(p 量の商品 X)の価値を他者のもの(q 量の商品 Y)の使用価値に反照する商品 X 側と、それにより、他者のもの(p 量の商品 X)に対する直接交換可能性(絶対優位)を与えられる(認められる)匿名の商品 Y 側との間の対極的な立場を表象する。このように、価値表現は、一方の立場を相対的価値形態として、他方の立場を等価形態として位置づけ、これらの立場を拡大/拡張させることで、価格＝貨幣形態への道筋を切り開くのである。

ところで、従来の価値形態論では、第 3 章で考察したように、多数の商品によって等価形態に置かれる一般的等価物はいかなるものかというある種の貨幣素材論的議論に焦点が当てられているきらいがある。そこでは概ね、多数の商品所有者から需要されるものの中で素材的に優れる特定の対象を抜擢してゆくような展開を見せる。しかし、第 4 章で考察したように、価値形態論が問うているのは、相対的価値形態と等価形態との対極的な立場がいかに固定化されたのかについての問題であって、貨幣の地位に就く特定の対象(およびその質料)はいかなるものなのかということではない。価値形態論は、いわば開放型の価値関係(単純な価値形態/拡大された価値形態)がいかにして閉鎖型の価値関係(一般的価値形態/価格＝貨幣形態)へと高度化するのかについての思考実験なのである。その限りで貨幣商品の素材自体は、さしあたり価格＝貨幣形態の解明において二義的なものとみななければならない。

要するに、価値形態論が解明すべきなのは、貨幣そのものではなく、貨幣形式であるということである¹⁴³。価格＝貨幣形態が表象するのはまさに、貨幣形式に他ならない。ところで、貨幣形式の成立過程を解明することの意義はどこにあるのだろうか。本稿の前半部では、信用売買は原理的には、(売り手の)商品と(買い手の)貨幣とが共時的に居場所を変える一般的な商品売買(現金売買)と同様であるということを論じたが、本章では、商品論の枠組みの中で信用貨幣をいかに位置づければよいのかについて考えてみたい。その限りで、本章の意義は、貨幣と信用貨幣とについての従来の図式を捉え返すことにあるということができる。オーソドックスな観点からすれば、信用貨幣は、価格＝貨幣形態が成立してはじめて現出されるもの、つまり貨幣出現を繰り延べるいわば貨幣請求権/債務証券ではあっても、貨幣そのものではない。そのため、その生成原理は、商品論の課題にはならない。

しかし、こうした観点、つまり本物(貨幣)対代理者/物(貨幣請求権)という図式は、価値形態論を貨幣素材論として捉えるときには当てはまるかもしれないが、貨幣形式論として捉えるときにはそれなりの整合性を保ち難い。もちろん、

¹⁴³ 「素材貨幣と貨幣形式はちがう」(今村[1994]:219 頁)。

ここでは、信用貨幣＝貨幣請求権とする原理論的規定自体を否定しているわけではない。だが、信用貨幣が貨幣請求権であるということと、だからそれは貨幣ではないということとが果たして同次元の議論といえるだろうか。貨幣とはそもそも、貨幣の地位に就く特定の商品なのか。もしそうであれば、信用貨幣は、貨幣請求権にすぎないため貨幣にはならないといってよい。しかし他方で、貨幣はすべての商品を相対的価値形態に立たせる“ある形式”と捉える場合、信用貨幣(貨幣請求権)も貨幣の一樣態とみることができる。そのさい、問題になるのは、そのような等価形態が貨幣請求権としての信用貨幣をも包括できる原理論的根拠はどこにあるのかということにあらう。

近年、価値形態論の価格＝貨幣形態についての従来の理解を相対化する試みがなされている。なかんずく小幡道昭[2013]の『価値論批判』第2章「貨幣の多態性」は、従来の原理論における金属貨幣と信用貨幣との位置づけを問い直し、商品価値の表現方式に即して価格＝貨幣形態を捉え直そうとするものと評価されている。そこでは、第一に、信用貨幣の生成原理は、価値形態論の内部論理で説けるものとし、第二に、不換銀行券は、兌換銀行券とともに信用貨幣の一種としてカテゴライズされうると論じられている。その意味で、小幡の信用貨幣論は、貨幣素材論に基づく従来の価値形態論理解を批判しつつ、現代資本主義経済の貨幣現象についての原理論的な手がかりを与えるものといってよい。しかしながら、そこで提示される信用貨幣の生成原理およびその概念規定については、疑問なしとはしない。詳しくは本文に譲るが、そこでは、不換銀行券の概念規定がその信用貨幣の生成原理に齟齬をきたしているからである。その根因は、端的に言えば、価格＝貨幣形態が表象するものをいかに理解するかという問題に関わっていると思われる。

本章では、以上の問題関心から、価値形態論における価格＝貨幣形態を貨幣形式の成立過程として読み直し、信用貨幣の生成原理を解明することで、現代資本主義経済の貨幣現象についての原理論的観点を提示してみようとする。そのために、まず第1節では、小幡道昭の論稿「貨幣の多態性」の内容を概括し、そこから検討すべき論点を取り上げる。その上で、第2節と第3節とでは、信用貨幣の生成原理に焦点を当てて考察するが、第2節では、信用貨幣の萌芽形態における「貨幣の多態性」の論点の限界およびその根因を分析する。第3節では、価値形態論における価格＝貨幣形態の成立原理に沿って信用貨幣の流通根拠を明らかにする。第4節では、原理論的見地から兌換銀行券と不換銀行券との概念規定を論じる。最後には、以上の検討を踏まえ、単純な商品流通次元における商品価格の形成メカニズムについて考察することにしたい。

第1節 金属貨幣と信用貨幣

宇野学派の原理論では、「本来の紙幣が流通手段としての貨幣の機能から生ずるように、信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根

源をもっているのである」(Marx[1890]:S.141)というマルクスの観点を概ね受け止めてきた。これによれば、「信用貨幣」は、売り手と買い手との間の債権債務関係を清算する「貨幣」の代わりに、一定期間貨幣請求権(債務証書)として「機能」するものである。そこで、「支払手段」という「貨幣の機能」は、「信用貨幣」の「自然発生的な根源」をなす。それゆえ、「信用貨幣」は、価格＝貨幣形態の成立を所与の前提とするのであり、その成立の上にはじめて「貨幣」を代理するものとして現出することになる。「信用貨幣」の生成原理が商品論の理論領域を超える課題とされてきたのは、そのためである。

他方で、小幡道昭[2013]は、「信用貨幣」についての従来の規定に異議を申立てる。氏の論考『価値論批判』第2章「貨幣の多態性」の「はじめに」(55-59頁、以下省略)では、「金属貨幣は信用貨幣に先行する」とする従來說を「二段階説」と規定し、「変容論的なアプローチ」に基づき「並列説」を提示している。それによれば、「信用貨幣」は、「金属貨幣→信用貨幣という二段階」からではなく、「商品価値という幹から」「金属貨幣」とともに「直接分枝する」ものに他ならない。「信用貨幣」と「金属貨幣」いずれも、「価値形態」の展開から生み出された「商品貨幣」の各々の「変容・態」ということである。小幡は自説を論証するために、第1節から第3節冒頭にかけてマルクスの貨幣論(流通手段論→支払手段論→価値尺度論)を批判的に吟味し、第3節では「さらに遡って、価値形態論の次元で商品と貨幣の関係をもう一度捉え返し、商品の価値が貨幣商品で表示されるという事態のうちに、いわば値札の裏に、信用貨幣の萌芽が印されていることを明らかにする」形で議論を進める。

第1節「流通手段と信用貨幣」(60-75頁、以下省略)では、小幡は、『資本論』の「流通手段論」を検討の対象とし、「信用貨幣」の「本質」が「実現問題」ではなく「代理問題」とされてきた根因を探る。そこでは、「流通手段論」は「国家紙幣と信用貨幣の分離論」が試みられつつも、「買うために売る」という「媒介説的な観点」に基づいた「市場観」に偏ってしまっているという。その結果、「実現論的視点の焦点の浮遊」が生じてしまい、そこで「信用貨幣の考察」は、「流通手段論」から切り離され「支払手段論」の課題となってしまったと指摘される。すなわち、「流通手段論」では、「媒介説的な観点」と対比する「売れなければ買えない場と捉える実現説的な観点」は浮き彫りにされず、それゆえ、「金貨幣と商品との授受が同時に履行される現金取引だけを唯一の方式とする」にとどまる。小幡は、「生産の無政府性に還元できない、市場に固有の無規律性」に基づく場合、「価値実現」には「不確定な期間がかかる」ということに着目し、「一般には特定の商品を買うという目的がなくても、商品は売られる」がゆえに、「買うために売るという連鎖が一義的に市場を支配しているわけではない」と結論づけている。

第2節「支払手段と信用貨幣」(75-84頁、以下省略)では、「支払手段論」に先送りされた「信用貨幣の考察」がなされている。小幡は「信用で商品が買わ

れている」ということを取り上げ、「信用貨幣の核心は、紙製の『債務証書』があたかも貨幣のように流通するということにあるわけではない」と指摘する。すなわち、「信用貨幣」は、「貨幣」の代理機能からではなく、「商品流通」そのものからくるということである。しかし、マルクスの「支払手段論」では「信用貨幣」は、単に「債権・債務関係一般」を「〈清算〉する手段」にとどまっており、「信用売買」もやはり「商品流通の内部から発生する関係」にはなっていない。この点は、「商品流通の根底をなす価値の実現問題が信用関係から切り離される結果」をもたらす原因と目される。そうして、「支払手段の前提となる債権・債務関係の発生は、商品売買に密着した信用関係として市場の構造が自ら生み出す面をもつこと」が明らかになっておらず、機能論的な説明に終わる。小幡は、「実現問題を内包する市場そのものの構造は、現金売買だけではなく、信用売買を生み出す契機を内包している」のであるが、そうした「契機」を析出するためには「価値尺度」、さらに「価値形態」の考察を要すると力説する。

最後に、第3節「商品価値と信用貨幣」(85-102頁、以下省略)では、第1節と第2節との考察を踏まえ、「価値尺度論」および「価値形態論」を捉え返し、「貨幣現象の歴史的多様性」を論ずる。それによれば、「商品価値の大きさを<はかる>という行為自体は、一方的な価値表現だけですむわけではなく、価値実現という契機が加わってはじめて完了する」。その意味で「信用売買は、買うために売るという過程の変形として、流通手段論の次元ではじめて問題になるだけではない」。というのは、「買うために売るという制約関係が避けられない市場構造のもとでは、信用売買は価値尺度機能にとって、外面的で余計な要素を付け加えるものではなく、むしろ不可欠な条件となる」からである。さらに、小幡は「価値尺度論」領域の「価値実現」問題に対比して、「価値形態論」領域の「価値表現」問題にまで遡って「信用貨幣」の生成原理を究明する。そこでは、三人の「商品所有者」の間の「三角取引」の「解説」を通じて、「金属貨幣と信用貨幣の分岐」の「抽象的なかたち」を取り上げ、「価値形態の展開はまた、信用貨幣の生成と表裏の関係をなすことになる」とする。以上の原理論的考察を踏まえ、「不換銀行券」は、「銀行資産に占める国債」＝「国家に対する債権を基礎にしている」という点、また「その基礎が揺らげば」、その「価値もまた危うくなる」という点から「信用貨幣」のもとにカテゴライズすることができると結論づけられる。

以上は、小幡道昭[2013]の『価値論批判』の第2章「貨幣の多態性」の論点を概括したものであるが¹⁴⁴、そこでは概ね、三つの課題に取り掛かっていることが分かる。第一の課題は、「実現問題を内包する市場そのものの構造」の解明である。第二の課題は、「信用貨幣の本源」の解明である。最後の課題は、「現代の不換銀行券の流通」についての原理論的解明である。小幡は、これらの議論を踏まえて、従来の「二段階説」を棄却し、「金属貨幣」と「信用貨幣」とを

¹⁴⁴ 一層詳細な解説は泉[2012]を参照されたい。

「商品貨幣」の各々の「変容・態」と規定する「並列説」を打ち出すのである。ところで、そこには、やや難解な問題を抱えているように見える。すなわち、「価値実現」者としての「信用貨幣」は、一方では「実現問題を内包する市場そのものの構造」とリンクしており、他方では「価値形態論」の次元で抽象され根拠づけられているとはいえ、そこから導き出される「信用貨幣」＝「不換銀行券」といった図式は、「現代の不換銀行券」の概念規定と齟齬するのではないかということである。というのは、「信用貨幣」は、「商品売買に密着した信用(債権・債務)関係」を形成する「価値実現」者とされるのに対して、「現代の不換銀行券」の概念規定においては事実上そのような「債権・債務関係」が明瞭ではないからである。

こうした食い違いはなぜ起きるのか。その根因は、端的に言えば、信用売買としての「信用」と、信用創造としての「信用」とが一つ概念として混在していることにある。すなわち、前者の意味では、「信用貨幣」は直ちに貨幣の価値を体現するものとして現われるのに対して、後者では主に、発行主体や発行方式などを問題にするのであって、「信用貨幣」自体が貨幣の価値を体現しているかどうかは問題にならない。ところが、「並列説」の場合、「信用貨幣」は、前者と後者との意味をすべて包括するものとされている。それゆえ、一方で「兌換銀行券」が貨幣の価値を体現するものとして、他方で「不換銀行券」がいわば信用創造によって発行されるものとして位置づけられながらも、原理的には等しい「信用貨幣」として規定するのである。しかし、相異なる二種類の「銀行券」を「信用貨幣」という一つのカテゴリーに入れてよいのかどうかについては疑問なしとはしない。次節では、本節の問題提起を踏まえて、「並列説」における「信用貨幣」と「現代の不換銀行券」との間の整合性問題について考察することにする。

第2節 信用貨幣の萌芽

本節では、「価値形態の展開」から「信用貨幣の生成」を導き出す「貨幣の多態性」のアプローチに焦点を当てながら、「不換銀行券」を「兌換銀行券」と共に「信用貨幣」にカテゴライズする「並列説」の論拠について考えてみたい。

小幡[2013]は、信用概念について次のように述べている。

「金属貨幣と信用貨幣とが、同じ商品価値の概念から並列に分岐する関係にあるとすれば、不換・兌換の区別は信用貨幣としての銀行券に亀裂をもたらすような決定的な契機ではないことになる。兌換・不換は信用貨幣としての銀行券を特徴づける下位の区分として、機能的な相違を明確にすればよいことになる」(99頁)。

これによれば、発行方式としての「信用」こそが「信用貨幣としての銀行券」

において「決定的な契機」であって、「銀行券」自体が貨幣の価値と直ちにリンクしているかどうかは「下位の区分」にすぎない。すなわち、「不換・兌換の区別」は、「信用」の概念規定において二義的な問題とされる。とはいえ、こうした想定に即して、「不換・兌換」の「銀行券」を「信用貨幣」にカテゴライズするのであれば、第一の課題(市場の構造の解明)で少なくとも買い手側の債務履行がなされない方式(不換)を論証する必要があるはずであるが、そこでは「信用貨幣」は、「商品売買に密着した信用(債権・債務)関係」を形成させるものの一厳密に言えば、兌換券一として機能するだけである。

さらに、第二の課題(信用貨幣の本源の解明)においても、「兌換・不換」を「信用貨幣」の「下位の区分」としているかどうか明瞭ではない。たとえば、小幡は、三人の「商品所有者」の間の「三角取引」の例から次のように結論づけている。

「(1)茶 10 ポンドという商品体の授受を通じてリンネル所有者が上着を手に入れる交換は金属貨幣に繋がってゆくのに対して、(2)茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』を媒介に上着を手に入れる取引は信用貨幣へ通じてゆく。同じ一つの『リンネル 20 エレ = 茶 10 ポンド』という価値表現は、これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している」(93 頁)。

ここでは、「茶」自体が「金属貨幣」の「萌芽」に、「茶・債務」が「信用貨幣」の「萌芽」となっている。とはいえ、「茶・債務」が三人の「商品所有者」の商品価値を「実現」させるものとして働いたというのは、「茶」への「兌換」を前提とするためであって、「不換」を示唆する「方式」は見当たらない。もちろん、「不換・兌換の区別は信用貨幣としての銀行券に亀裂をもたらすような決定的な契機ではない」がゆえに、「リンネル所有者」が「茶」所有者をして「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」を発行させることから「信用貨幣の萌芽の顔を覗かせる」(92 頁)といえなくもない。なぜなら、「兌換・不換」は、「下位の区分」=「多態化」の領域のものであって、「金属貨幣」か「信用貨幣」かといった「商品貨幣」の「変容・態」のもの一並列説一ではないからである。したがって、「不換・兌換の区別」は結果的に、商品論・価値形態論の次元ではさしあたり問わないということになる。

これに対して、泉[2012]:39-40 頁は、「ここでは明示的に、『信用貨幣』という用語が、〈兌換券方式〉と〈不換券方式〉との両方式を含む概念として用いられている」が、「そこから導き出せるのは、あくまでも〈兌換券方式〉のみであろう」と指摘されている。すなわち、「小幡が指摘されるように、マルクスの価値形態論の枠組みからは、等価形態におかれる商品体そのものが商品流通を媒介する〈現物方式〉の筋が一つ。そして、等価形態におかれる商品体の給付を約束する債務証書によって商品流通が媒介される、〈兌換券方式〉の筋を等位に導くことができる」。とはいえ、「少なくとも説明されている限りでの双対性命

題には、不換銀行券を、信用貨幣として規定しなければならない積極的な論理が示されているとは思われない」と述べられている。ここで、泉の取り上げている「現物方式」と「兌換券方式」とは各々、小幡の言う「現金売買」と「信用売買」とに当たる。しかしながら、「並列性」では、「不換銀行券」が「信用貨幣」のもとに収まるのに対して、泉の議論では、「不換銀行券」が「兌換券方式」のもとにカテゴライズされておらず、「不換券方式」が「信用貨幣」の「論理」の「枠組みから」はみ出ると結論づけられている。結果的に「並列説」では、「不換券方式」の交換媒体は存在しないということになる。

とすれば、「三角取引」の「茶・債務」は、さしあたり「兌換券方式」の交換媒体と考えられる。もちろん、「茶・債務」が「不換券方式」の交換媒体でないということが、それが「信用貨幣」の「萌芽」と捉えられない理由にはならない。それゆえ、ここでは、もう一步踏み込んで次のような疑問を提起したい。すなわち、「茶・債務」は何を根拠として「信用貨幣」の「萌芽」とされるのかということである。確かに、「茶・債務」は、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」であり、「茶 10 ポンド」を求める「上着」側との交換においては純粋な交換媒体として働く。この過程で、「茶」商品自体の直接的消費対象性は、「リンネル所有者」にとっては意味をなさない。小幡は、「上着 1 着」を直ちに獲得できる、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」の直接交換可能性から「信用貨幣」の「顔」を発見するのである。要するに、「茶・債務」が「信用貨幣」の「萌芽」とされるのは、「兌換」か「不換」かという「債務証書」の性格ではなく、それが「商品売買」において「価値実現」を可能にする因子として働いているかどうかにある。その意味で「茶・債務」は、留保的であるが「信用貨幣」の「萌芽」といってよい。

ところで、直接交換可能性を体現する「債務証書」から貨幣性を根拠づけるならば、たとえば、「リンネル 20 エレ＝上着 1 着」（小幡[2013]:93 頁）のような「価値表現」においても、「商品貨幣」の「萌芽」を読み取ることができるのではないだろうか。というのは、「上着」所有者にとって「上着 1 着」は、いわば交換媒体になりきったものにすぎず、その直接的消費対象性は意味をなさないからである。「上着 1 着」であれ、「上着 1 着」を「引き渡すという『債務証書』」であれ、「リンネル 20 エレ」に対する直接交換可能性を有しており、その意味で「商品貨幣」の「萌芽」といえなくもない。だが、「三角取引」の展開では、「リンネル 20 エレ＝上着 1 着」から迂回し、「リンネル 20 エレ＝茶 10 ポンド」への展開が行われることで、「金属貨幣」または「信用貨幣」の「萌芽」を「茶」または「茶・債務」との「かたちで」現出させる。要するに、前者の等価形態「上着 1 着」の貨幣性はまだ未分化されているということである。

とすれば「上着 1 着」の貨幣性はなぜ認められないのか。そこでは、「上着」所有者は、「リンネル所有者」の「価値表現」によってすでに「リンネル 20 エレ」に対する直接交換可能性を付与されている。また、実際「上着」所有者がそれを行使するかどうかは別の問題である。これについて、小幡は、「リンネル

20 エレ＝茶 10 ポンド」は「リンネル所有者が上衣所有者の価値表現に倣って、直接的な欲求から切り離された商品を等価物として表現される段階」（同上）であり、またそれゆえにこそ、「この発展のうちには、金属貨幣と信用貨幣の分岐も、抽象的なかたちではあるが見てとれる」（同上）と述べられている。すなわち、「金属貨幣と信用貨幣」の「分岐」は、「直接的な欲求から切り離された商品を等価物として表現される段階」で行われるのであって、「リンネル所有者」の「直接的な欲求」の対象とされる「上着 1 着」の直接交換可能性は「茶 10 ポンド」のそれとは相容れないということである。したがって、拡大された価値形態「リンネル 20 エレ＝茶 10 ポンド」だけが、「茶 10 ポンド」をもってする「現金売買」と「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」をもってする「信用売買」とを可能性として含んでいるということになる。

もちろん、「現金売買」の形式にするか、「信用売買」の形式にするかは、「リンネル」側と「茶」側との交渉および合意によって決まる。そこで、「リンネル」側が「茶 10 ポンド」を「茶」側に要請した場合、「茶」側の立場で「茶 10 ポンド」を譲渡した方がよいか、「茶 10 ポンドを引き渡すという『債務証書』」を譲渡した方がよいか、あるいは一部を「商品体」にし、残りを「債務」にするか、その応じ方は様々である。両者は、各自の事情を鑑みながら、「商品」の譲渡方式を適宜決めるのであって、「価値表現」自体はその契機を表象するだけである。その限りで、簡単な価値形態「リンネル 20 エレ＝上着 1 着」においては「これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している」とみることはできない。「金属貨幣と信用貨幣の分岐」が拡大された価値形態に至ってはじめて生ずる現象とされるのは、そのためである。

ここまでの議論を踏まえると、暫定的であるが次のような結論を導き出すことができる。すなわち、「リンネル所有者」の「価値表現(リンネル 20 エレ＝茶 10 ポンド)」は、「金属貨幣と信用貨幣」,「これら二つの萌芽を抽象的なかたちで宿している」。そこで、「茶・債務」は、「茶 10 ポンド」の価値を体現するものとして、現物「茶 10 ポンド」とともに「商品貨幣」の「萌芽」として現出されうることになるのである。そうであるならば、真の問題はむしろその次である。すなわち、「茶 10 ポンド」の価値を体現する「茶・債務」を直ちに「信用貨幣」の「萌芽」と論定してよいのか、もしそうであれば、その論拠は何かということである。これについて、江原[2018]は、次のような異論を唱えている。

「このような単一種の商品に裏づけられた債務が信用貨幣の萌芽だとは考えない。信用貨幣は、その発行主体の保有資産価値全体をバックに流通するのであり、その中の特定の資産に紐づけられていないことを特徴としている。それに対してこの“茶債務”は、信用関係を通じて価値を取り出した証券であるのは確かだが、この信用貨幣の特徴を抽象的にも体現しているとは言えず、あくまでその価値は茶という特定物品に根ざしている」。「この段階では“茶債務”『でも』構わないということにしかならず、現物の茶を直接取引する場合に対するメリ

ットやデメリットが理論的に検討できない。そのため『金属貨幣と信用貨幣の分岐』の契機も、明らかにされているとは言えない」(注:11)。

江原は、「茶債務」自体は「茶」という「単一種の商品(特定の資産)に裏づけられた」ものという点に注目する。小幡は「商品売買」において「価値実現」を可能にするものとして機能できるかどうかを「信用貨幣」の存立根拠と捉えているのに対して、江原はそれが何によって「発行」されるか、つまり「売買」以前のメカニズムを問題にしている。それゆえ、前者が「債務証書」の直接交換可能性から「信用貨幣」の「萌芽」を発見するのであれば、後者は「信用貨幣」の「発行」の根拠および条件を問うのであり、「発行主体の保有資産価値全体をバックに」しない「茶債務」のようなものは、「信用貨幣」にはならないと結論づけられている。

このように、両者は、「債務証書」を「信用貨幣」と規定するさいの論拠を異にしていることが見てとれる。確かに「信用貨幣」は、「発行主体の保有資産価値全体」を踏まえてこそ、その「価値」の安定性を保つことができるし、またそこから「流通」の根拠を獲得することになる。というのも、「保有資産価値」は、「発行」された「債務証書」に対する「信用」と直ちに連動するからである。それに対して、「茶債務」は、「現物の茶」の譲渡を指示すること以外の機能を果たさない。それゆえ、その「価値」は単に、「茶 10 ポンド」自体の「価値」とリンクするだけでそれ以外の部分――たとえば、「茶」所有者が 100 ポンドの「茶」を「保有」する場合、残りの 90 ポンドの「茶」――はそれに関与しない。この場合、「現物の茶」を譲渡するとしても、また「茶債務」を譲渡するとしても、譲渡するもの自体の質的相違はないため、『金属貨幣と信用貨幣の分岐』の契機も、明らかにされているとは言えない」。

ところが、『リンネル 20 エレ＝茶 10 ポンド』という価値表現から「信用売買」を想定するさいに、買い手は原理的に、現在「茶」を「保有」するものではなく、将来「茶 10 ポンドを引き渡す」もののことである。というのは、それ自体がいわば後払いで買う方式だからである。極端的には、買い手は現時点で、1 ポンドの「茶」さえも「保有」していなくても差し支えない。もちろん、その場合「発行主体の保有資産価値」はゼロとなる。しかしだからといって、両者の間に債権債務関係が成立されないとは限らない。買い手は、何を発行根拠とするのかを決めた上で、あるいは発行条件を満たした上で「債務証書」を「発行」するのではなく、将来に「現物の茶」を「リンネル」側に譲渡できるような自分の返済能力を考慮に入れてからそれを行うのである。したがって、買い手が現時点で「茶」をいくら「保有」しているのかは、「信用売買」の成立においても、また「債務証書」の「発行」においても問題にならないとみなければならない。

そうなると、「茶債務」が「信用貨幣」の「萌芽」ではないとするさいの根拠は、「茶債務」と「信用貨幣」とは各々その根を異にしているという点しかない

と考えられる。いいかえれば、「茶債務」は、債権債務関係を成り立たせるという点で「債務証書」といえるが、「信用貨幣」への発展を期待できるものではないということである。なぜなら、それは、「茶」所有者をして「茶 10 ポンド」を譲渡させること以外にいかなる機能も果たさないからである¹⁴⁵。このことは、それが多数から需要されるものになった場合にも事情は変わらない。たとえば、特定の飲み物所有者がいて、多数の商品所有者は、その飲み物を欲しがっているとしよう。そこで、飲み物所有者は、販売過程の便宜のために自動販売機を設置し、その機械でしか使えないコインを発券するとしよう。この場合、飲み物所有者は、多量のコインを発券し、随時自分の需要品を獲得するための購買手段として用いることができる。もちろん、コインは、飲み物の流通に限る媒体であり、それ以外の機能はない。

他方で、最初多数の商品所有者は、飲み物を手にするために自分の商品を売り、その代わりにコインの獲得を求めるが、それだけにとどまらず、他の需要品を手にするためにもそのコインを用いるようになる。ひいては、将来の交換のために自分の商品をコインに取り替え、手元に貯め込もうとすることも起こりうる。とすれば、コインは、徐々にではあるが、飲み物所有者に飲み物を譲渡させるいわばトークンにとどまらず、商品の手持ち交換を可能にする購買手段としての地位に就くことになる。ところが、私的欲望の集団的なシンボルという飲み物の地位が何らかの理由で他の商品に譲ることになると、自分の商品を積極的にコインと取り替えておいた商品所有者から順に損失を被ることになる。なぜなら、コイン自体のもつ購買力は、飲み物に対する社会的需要と連

¹⁴⁵ 横山[2006]は、「特に一般的等価形態になる商品は、みずからのイニシアチブで他のあらゆる商品との交換が可能であり、またそれによって所有者の欲望を満たすことができる。こうした意味において、一般的等価形態とは、商品の本性を十分に発揮できる形態である」(77 頁)としつつ、「実際にすべての商品が貨幣であることはありえないが、商品は他の商品に対する直接的交換可能性を求めるという本性において、『商品は貨幣である』と言えるのではないだろうか」(78 頁)と述べている。要するに、「商品」には、「貨幣」と同様に「直接的交換可能性を求めるという本性」を有するということである。しかし、それは一面的な考えである。というのは、「商品」に「直接的交換可能性」が与えられるのは、第三形態への移行を分岐として異なる様相を帯びるからである。すなわち、それは、価値形態の対極性が固着していない状態の下では等価形態において一時的に顕現するものとなるが、固着化されている状態の下では「一般的等価形態になる商品」だけの権能となる。とくに後者の場合「一般的等価形態になる商品」を除いた「すべての商品」は、「直接的交換可能性を求めるという本性」を喪失することで、単なる一般商品の地位に追いやられるのであって、自らの「本性を十分に発揮できる」チャンスさえなくなる。『商品は貨幣である』と言える」というのは、「並列説」の表現を借りれば、あくまでも「原初的な商品流通」下の「一般的等価形態になる商品」においてである。

動しているからである。個別商品所有者としては、自身の商品の価値を安定的に維持保存しようとする目論見を立てられなくなり、自身の商品の価値を予めコインに移転しておいた行為は無駄になる。こうしたコイン(飲み物所有者の債務)は結果的に、いわば投機・投資の対象にはなりえても、一般的等価物になるとは限らないということになる。

このように、コインが飲み物所有者の債務それ以上の意味を社会的に承認され難いのは、表面的には、コイン自体が特定商品を譲渡してもらうためのものという点にあると考えられる。その意味でコインは、債権債務関係を形成させる「債務証書」ではある。しかし、だからといって、それ自体が一般的等価物に格上げされるわけではない。ということは、債権債務関係の形成に關与するすべての「債務証書」が「信用貨幣」であるとは限らないことを示唆する。それゆえ、「信用売買」の生成原理を原理論的に解明するにあたって、債権債務関係の形成因子を直ちに「信用貨幣」とする理路は排除しなければならない¹⁴⁶。

¹⁴⁶ 直接的消費対象の交換媒体化は、いわば LETS(Local Exchange Trading System)の理論的な根底をなす。西部[2000]によれば、それは「参加者が財・サービスを自発的に取引しあう自律的な経済ネットワークであり、各参加者が交換媒体として固有の地域通貨を発行・管理しながら利用する仕組みである」(96頁)。さらに、そこにはテクニカルな設計上、「双務的な権利義務関係を前提にしない。黒字や赤字は特定の取引相手や個人に遡求する債権や債務ではないし、何らの法的拘束力にも基づかない。黒字は LETS という制度あるいは LETS の全参加者に対する権能であり、参加者は自分の黒字によりそれを得た特定の参加者からだけでなく、LETS のどの参加者からも財・サービスを購入することができる」(120頁)と述べている。要するに、この種の「取引」では、たとい自己の口座が「黒字」でないにしても、買い手は自らの信用で「交換媒体として固有の地域通貨」を創造し、それをもって売り手から一定の「財・サービス」を「購入」することで、一旦売り買いは終了する。個別「参加者」の口座には、「黒字」または「赤字」で記録されうるが、全体「参加者」の口座の合計は恒常的にゼロ状態が維持される。確かに、「LETS」は、「双務的な権利義務関係を前提にしない」がゆえに、本文の「三角取引」のように「茶」に対する指図証券としてしか機能しない、「茶所有者」の「債務証書」とは似て非なるものである。このことから、一方で「LETS」が開放型の交換関係で、他方で「三角取引」が閉鎖型の交換関係で形作られているということが見て取れる。しかし、いずれの取引にも、「参加者」同士の関係は、特定等価物の不在を所与とする「単純な価値形態／拡大された価値形態」に基づいている点を見逃してはならない。そこでは「参加者」は、自由に相対的価値形態に置かれたり、等価形態に置かれたりしながら、誰もが平等に信用・信頼貨幣の発行主体となっているからである。いわば購買力の根源は、提供可能な自分自身のものに由来するようにしているのである。すなわち、「三角取引」は、「三角」を逸脱してしまえば、通用しなくなる私的欲望の相互一致を前提とする交換関係であり、「LETS」は、通貨発行権を「参加者」に与えながら、それに伴う履行義務を該当コミュニティに付けさせることで、物々交換の難点とされる欲望の不一致問題を乗り越え、「参加者が財・サービスを

また、より根本的には、コインの直接交換可能性自体が飲み物の直接的消費対象性によって支えられているという点を看過してはならない。

以上の考察から次のような結論を導き出すことができる。すなわち、商品の直接的消費対象性に基づいて発行された「債務証書」は、商品引換券以上の展開を見せない。コインの直接交換可能性はひとえに、飲み物の直接的消費対象性に依拠しているだけであって、このことから、他の商品はそのようなものにはならないという規定力を原理的に抽象することができないからである。したがって、特定商品の直接的消費対象性から直接交換可能性を抽象するのでは、「信用貨幣」の生成を原理的に根拠づけることができないといわざるをえない。

第3節 信用貨幣の生成原理

本節では、前節の結論を踏まえ、商品論・価値形態論の内部論理から「信用貨幣」の生成原理を解明することにする。

前節の考察から明らかなのは、「三角取引」の「茶・債務」は「信用貨幣」の「萌芽」にはならないということであった。とすれば、「信用貨幣」の生成原理は、「二段階説」がそうであるように、商品論の理論領域を超えてしまうものとしなければならないのか。「並列説」では、「兌換銀行券」と「不換銀行券」とが同格の「信用貨幣」とされるとはいえ、泉の批判のように、「不換券方式」自体は見当たらない。さらにまた、「兌換券方式」を体現する「茶・債務」もまた、江原の批判のように、「単一種の商品」、厳密に言えば、直接的消費対象としての「単一種の商品に裏づけられた」ものである以上、「信用貨幣」への発展を期待し難い。

しかしながらわれわれは、「二段階説」に対する小幡の批判の論旨を再び想起する必要がある。すなわち、それは、第1節で概括したように、債権債務関係が価格＝貨幣形態の成立以前の商品所有者の「価値表現」のうちに可能性として読み取れるということであった。「信用貨幣」は、「金属貨幣」の機能を単に「代理」するものではなく、売り手と買い手との間の債権債務関係を結びつける因子と捉え返されているのである。ところが、そうした概念規定は、商品引換券のような債務証書にも等しく適用されるということが問題となった。それゆえ、われわれは、商品引換券の現出過程とは交叉しない理路を模索しなければならない。

自発的に取引しあう」というような事実上貨幣なき商品流通を繰り広げるものとなっている。結論的にいえば、両取引は、仕組み上の相違(閉鎖型・開放型)があるとしても、「単純な価値形態／拡大された価値形態」に根を下ろしている点で一つのカテゴリーに収められるものといってよい。最後に、それらは、我々が問題にしている「原初的な商品流通」の信用貨幣とは生成の理路を異にしているということに留意すべきであろう。

これに関連して大黒[2000]は、次のように述べている。

「貨幣の『貨幣性』をどう考えるか、つまり貨幣とは何かという問いは、その一般的受領性の根拠をどこに見出すか、という問題と深く関わる。したがって、逆にこの受領性の根拠が有効に説かれえたか否かが、貨幣の『貨幣性』を見極める上で必須の条件をなすといってよい」(24頁)。

ここでいう「貨幣性」とは、「貨幣」をして「貨幣」ならしめる「根拠」を指している。すなわち、「貨幣とは何かという問いは」、貨幣形態の成立根拠を「どこに見出すか」ということになる。したがって、「貨幣」がいかにして「一般的受領性」を表象する立場に置かれてしまったのか「という問い」は、「貨幣の『貨幣性』をどう考えるか」、「という問題と深く関わる」のである。

ところで、「一般的受領性」とは、どこから来るのか。岡部[1996]は、一般的等価物の生成原理について次のように述べている。

「“誰もが共通に欲している”ことと、“誰もが受け取りを拒否しない”こととは、同様ではない。“誰もが受け取りを拒否しない商品”は、多くの者がその財としての有用性を目的に欲しているのではない。商品所持者達は、誰も受け取りを拒否せず、また、それと交換に自らの欲する財を獲得しうるのであると判断するから、そのような商品を欲しているのである。したがって、誰もが受け取りを拒否せず、しかも、財としての有用性に関心を寄せないとすれば、その商品は、もはや『商品』としての性格を失った商品であるということになろう」(245-246頁)。

岡部はここで、「誰もが共通に欲している」いわば人気商品と「誰もが受け取りを拒否しない」いわば一般的等価物とは生成の理路を異にしているということを指摘している。何かを「欲する」というのは、それ以外のものには相対的に「関心を寄せない」ということを示唆する。いいかえれば、「誰もが共通に欲している」ものが実在する場合、相対的に「関心を寄せない」ものもそれに比例して多数存在するということになる。ここで、「誰もが共通に欲している」ものの面々は瞬時に変わるとはいえ、「有用性」を基準に序列づけることができる¹⁴⁷。そのため、「誰もが共通に欲している」理路の果てに「誰もが受け取りを拒

¹⁴⁷ ここでいう「財としての有用性」とは、自分のための使用価値のことであり、商品としての有用性とは相容れない。すなわち、「商品は、それ自体としては『財』でしかない。それが“交換されるべきもの”として『商品』となるのは、その所有者が、自らの『財』を他人に提供することによって、自らの『財』では充たすことのできない欲望を充足しようとするからである。上で述べたように、このときの商品所有者の関心は、その所有する商品の欲する財を獲得する手段としての有用性＝

否しない商品」が現出されるとは限らない。というのは、「財としての有用性」についての基準はもとより、客観性を持たないがゆえに、「誰もが共通に欲している」という事態が続くと論定できないからである。「商品所持者達」は、そうした非固定性のため時と場合によっては「受け取り」を躊躇することが起こりうる。前節の自動販売機のコインがその好例である。

他方、山口[2000]は、岡部の議論について次のように指摘している。

「ここには、この因果の関係が、どうして『誰もが欲するモノであるがゆえに、誰もが受け取りを拒否しない』というように逆にはならないのか、の説明がない。それはおそらく、貨幣は『その財としてもつ有用性とは無関係に登場する』という予断が前提としてあるからであろう。そして、それは前段に書かれているような商品経済の『現実』から出発していることによるのでであろう。要するにこの議論は、因果論的な体裁は取っているが、実は、現実を前提し、それを記述しているだけであって、現実を理論的に、つまり因果論的に再構成しようとする議論ではないことをとりあえず確認しておこう」(297頁)。

これに対して、岡部[2001]は、「『誰もが欲する』がゆえに『誰もが受け取りを拒否しない』というのでは向語反復であって、むしろ、問題は、自らの欲求を満たさないものを新たに欲するという意識をどのように導き出すのかということにあるのではないだろうか」(23頁)と述べている。ここで、山口は、「誰もが欲する」ものには直接的消費対象への需要だけでなく流通手段への需要も含まれていると捉えるのに対して、岡部は、「誰もが欲する」という事態は交換手段への需要を表象するのであり、それゆえ、直接的消費対象への需要は揚棄されざるをえないと想定している。要するに、両者は、直接的消費対象への需要と交換手段への需要とが相互リンクしているか、あるいは断絶しているかで見解が分かれているといつてよいであろう。

確かに、「誰もが受け取りを拒否しない商品」を想定するのは、山口が指摘しているように、「現実を前提し、それを記述しているだけで」あると見えなくもない。しかし、そもそも「誰もが受け取りを拒否しない商品」は、「財としての有用性」を発揮させてもらうために「所持」するものではない。「誰もが受け取りを拒否しない商品」を受け取るのは、将来の売り手から「受け取りを拒否」されないだろうという現在の売り手の判断に依拠しているように思われる。すなわち、「誰もが受け取りを拒否しない商品」の流通根拠は、それ自身の個性や特殊性にあるのではなく、将来の売り手の方にあるのであり、その売り手がその「商品」を受け取る所以もまた、将来の売り手が …… ということである。そうした「商品」の存立根拠は事実上、無限に先送りされている。この点は、多くの主体から「財としての有用性」を認められている「商品」が売り手の恣

『交換力』である」(岡部[2000]:11-12頁)。

意的な判断によって「受け取りを拒否」されうるのと異なって、ここでは「商品」の「受け取り」がひとえに他者の意向に任されているということが分かる。

これに関連して岩井[1999]は、次のような見解を提示している。

「ある人が 1 万円札を受け取るのは、その一万円札を消費するためではない。それを将来貨幣として使うためである。つまり、それをさらにだれか別の人がこれを受け取ってくれることを予想しているからである。そして、そのだれか別の人がこれを受け取るのは、消費のためではなく、それを将来やはり貨幣として使うためである。こうして、このプロセスは永久に続いていく。つまり貨幣を貨幣として根拠づけるのは、他者の欲望にあるのではない。その他者の欲望は、別な他者の欲望を予想し、その別な他者の欲望はさらに別な他者の欲望を予想している。このプロセスが永久に続くということは、実はどこにも他者の欲望が介在していないことになるのである。要するに、ここには、本当の意味での他者の欲望が入っておらず、欲望を無限に先送りする構造が貨幣を貨幣として支えているということになる。ここに貨幣と商品との間の最も根源的な違いがあるのである」(12-13 頁)。

岩井は、「貨幣」を「貨幣」たらしめる「根拠」として「欲望を無限に先送りする構造」を取り上げている¹⁴⁸。要するに、「貨幣は貨幣として使われているから貨幣だ」(14 頁)ということである。こうした見解に対して、竹内[2019]は、次のような疑問を提示している。

「貨幣の循環論法による説明は、一見、現状の貨幣の流通について、貨幣を受け取る場合の心理をつかまえたものであり、実感的に合う表現かもしれないが、これは実は何も明らかにしていない。みなを受け取るから受け取ることもあれば、みなを受け取らないから受け取らないこともあるのであり、その点では何も論じられていない。それは、貨幣をめぐる人々の行動の、一方向の行動を促進する側面を言い当てたものかもしれない。バブル経済やその崩壊の際の人々の行動について説明する、一定局面での市場行動論とみてよい。けれども、まずは貨幣について発生論的にとらえ、人々の行動やその結果形成される機構がどんなものを説明する必要がある。このような理論的考察を踏まえてはじめて、現実経済の基本的な方向と変容について説明することができるのではないだろうか」(13 頁)。

¹⁴⁸ 大黒[2000]:71:86 頁は、そういう「構造」に基づきハイパーインフレの可能性を理論的に導き出す岩井の展開に対して、「流通根拠を『他者指向性』に還元してしまうことは、かえって貨幣流通の自動的安定性を含蓄させることになる」と指摘している。

確かに、「現状の貨幣(1万円札)」は「商品」そのものではないように見える。「貨幣存在の無根拠性」(岩井[1998]:102-107頁)を唱える「循環論法」が「貨幣を受け取る場合の心理」を捕捉しているのは、そのためである。だが、そういう「説明」は、「貨幣(1万円札)の流通」の「実感」ではあっても、「貨幣(1万円札)の流通」の「根拠」にはならない。「循環論法」は、「貨幣の流通」の「実感」自体がその「根拠」をも与えているかのように論じていると思える。「これは実は何も明らかにしていない」という竹内の批判はまさにその点を指摘している。「循環論法」が「明らかにして」いるのは、「貨幣は貨幣として使われている」という「流通」の表現的な「実感」だけである。さらに言えば、山口[2008]の指摘のように、「商品は価値と使用価値の二つの要因を持っているが、紙幣もこの二要因を備えている点で立派な商品である」(65頁)。「金の一般的、形式的使用価値は商品世界の共同事業によって与えられるが、紙幣のそれは国家権力によって与えられる」(同上)。「紙幣」の「形式的使用価値」が「国家権力によって与えられる」からといって、「紙幣」が「商品」でなくなるわけではない。とすれば、「循環論法」の問題は、「貨幣」が「形式的使用価値」を特化している「立派な商品」としていかに生成されるのかについては「何も論じられていない」といわざるをえない。

このようにみると、「循環論法」から読み取れるのは、「貨幣存在の無根拠性」などではなく、個別主体(売り手)は「受け取りを拒否しない」という自らの行為を他者に仮託して正当化し続けるということではないだろうか。すなわち、「誰もが受け取りを拒否しない商品」の「流通」の「根拠」においては、「誰も」それを自分の問題として突き詰めていないし、また突き詰める必要さえない。というのは、「誰もが受け取りを拒否しない商品」がどこかに実在していて、それをもって「交換」を行うのではないからである。したがって、「誰もが受け取りを拒否しない商品」の「流通」は、端的に言えば、主体自身を含む無数の他者の黙認からなるある種の共犯体系によって支えられていると考えられる。このような体系から「誰もが受け取りを拒否しない商品」が構造的に生み出されるのであって、その逆ではない。ここでは、それを貨幣形式と呼ぶことにする。貨幣形式は、「誰もが受け取りを拒否しない商品」そのものを指すわけではない。そうではなく、特定の「モノ」を除いたすべての「財」を相対的価値形態に立たせる観念体系を指し示すのである。

このように、「貨幣は貨幣として使われているから貨幣だ」という具合の「循環論法」の「説明」は、「貨幣」そのものの実質的な使用価値のバラツキから「貨幣存在の無根拠性」を導き出していることにあるが、われわれにとって、そうした「循環論法」のアプローチが説得的ではないのは、あくまでも「誰もが受け取りを拒否しない商品」が貨幣形式の所産として現われるものということを知っているからである。それゆえ、「誰もが受け取りを拒否しない商品」は、「商品」ではないというより、むしろ一度も「商品」であったことはないものといった方が適切であろう。それに対して、「商品」は、貨幣形式によって、そこ(相

対的価値形態)に置かれてしまったものであり、その限りで、「単体では存在できない対他反照的な関係概念」(青木[2016]:236 頁)ということができる。「貨幣」と「商品」いずれも、貨幣形式によってその存立根拠が与えられるのである。そこで、各々の「貨幣/商品」がいかなる特性・特質を備えているのかは、二義的な問題にすぎない。

石橋[2016]は、貨幣の本質について次のように述べている。

「貨幣とは、本質としては物的なものとして捉えられるべきではないのではないか。例えば、電子マネーという現代の貨幣は、物的な姿をとらない。貨幣とは、金・铸貨・紙幣・銀行券・電子マネーなどの姿を貫いている何かではないか。それがその時々さまざな貨幣体という姿をとるのではないか。さらには、デジタル化し物的な姿もとらなくなり、媒体を移動する情報そのものとなるのではないか。本来的な貨幣たる金貨幣が铸貨になり、紙幣になり、銀行券になり、電子マネーとなったと考えるのではなく、貨幣があるときは金、あるときは紙幣、あるときは铸貨、あるときは銀行券、あるときは電子マネーという姿をとっているのではないか。貨幣機能を果たすものが貨幣であって、貨幣機能がさまざまな姿をとって果たされるにすぎないのではないか」(92 頁)。

これによれば、「貨幣」は、「金・铸貨・紙幣・銀行券・電子マネーなどの姿を貫いている何か」である。「貨幣」が「さまざまな姿をとって」現われるのは、「本質」的には同様なものだからであるというのである。石橋は、さらにそこから、「商品の交換媒介機能」、「価値尺度の機能」および「価値保蔵の機能」という「貨幣」の「3 機能」を取り上げ、「個別的な情報発信機能」を「そのような 3 つの機能を根底で貫く貨幣の本質的な機能として」捉えている(93 頁)。すなわち、「貨幣とは価値の自立的な定在であればよい。交換力の大きさを正しく表現し得るものであれば、円という単位をもつ数字でよい。すでに電子マネーの考察をおして確認してきたとおり、貨幣とは、その最も本質的な純化した形では『価値データ』という情報そのものにほかならなかった」(136-137 頁)ということである。もちろん、ここでは、「貨幣」の「本質」は、「貨幣体という姿」にあるわけではなく、「価値データ」という「貨幣機能」にこそあるという見解に異存はない。ところが、「貨幣」＝「価値データ」という図式自体が「貨幣機能」という名の「貨幣」を原理的に根拠づけるものといえるだろうか。端的に言えば、「価値データ」を安定的に「保蔵」することのできない「媒体」においては、そもそも「交換力の大きさを正しく表現」することを期待し難いからである。

確かに、「貨幣機能を果たすものが貨幣であって、貨幣機能がさまざまな姿をとって果たされるにすぎないのではないか」という石橋の指摘は示唆に富む。とはいえ、「貨幣」の「貨幣性」を考察するにあたって、「金・铸貨・紙幣・銀行券・電子マネーなどの姿を貫いている何か」を究明することには疑問なしとしない。

「本質」論的議論は、多かれ少なかれ結果論的な見方に偏ることになりかねないからである。重要なのは、多様な「貨幣」に貫かれている「本質」などではなく、商品社会においてある対象を一般的媒介項の立場に立たせることなしには「交換」は行われえないということにあるのではないだろうか。「貨幣機能を果たすものが貨幣」であるならば、「貨幣」をして「貨幣機能」を果たせるのが貨幣形式である。貨幣形式によって「貨幣」の役割を担わせられるものが「金・銅貨・紙幣・銀行券・電子マネーなど」なのである。

ところで、仮に「金」であれば、「金」そのものだけが必ずしも「貨幣」として規定されるとは限らない。すでに述べたように、貨幣形式は、主体自身を含む無数の他者が共有する観念体系によってその営みが可能となっている。そこでは、「金」が「交換」に際して登場しているかどうかは、「金」自体が貨幣形式によって「貨幣」とみなされているものであることに変わりはない。それゆえ、「金」そのものだけでなく、将来一定の期間に一定量の「金」を譲渡するという債務証券も「貨幣機能を果たす」ことができる。仮に商品 X 所有者が「誰もが受け取りを拒否しない」ものとして商品 Y を求める場合(p 量の商品 X=q 量の商品 Y)、現物「q 量の商品 Y」ではなく、「q 量の商品 Y」に対する債務証券を受け取るにしてもさしあたり価値表現は成立する。もちろん、そこには、債権者である商品 X 側が債務者である商品 Y 側の返済能力を信任しているからでもあるだろうが、より根本的には「商品 Y」を一般的媒介項と規定する貨幣形式そのものに対する無限の信頼をベースにしているからであるといえる。

他方で、商品 X 所有者が現物「q 量の商品 Y」を獲得する場合、必要に応じてそれを商品交換の媒介手段として用いるかもしれないが、「誰もが受け取りを拒否しない」と判断しているため「交換」を急がないと考えられる。さらに、保有「財」の全量を「商品 Y」と取り替えようとすることもありうる。但し、その場合、保蔵可能期間が物理的に短すぎてできれば早めに消尽しなければならないものであれば、「商品 Y」を一般的媒介項とする観念体系は維持され難い。すなわち、「商品 Y」は、そのような観念体系が維持される限り、「誰」にも「受け取りを拒否」されるのであり、また「誰」にも受け取られるという理由で、獲得後も滅多に商品交換の場に現出されずに一定時間手元で保蔵される。そのため、「商品 Y」においては、比較的長期間にわたる「価値」を保蔵することのできる媒体なのかどうか重要な条件となる。もちろん、そうした性質は、標準的で客観的な測定法によって序列づけられるわけではない。主体自身を含む無数の他者によって「価値」の保蔵性を承認されればよいのである。いずれにせよ、「誰もが受け取りを拒否しない」という交換性は、比較的長期間にわたって「価値」を保蔵する性質と表裏の関係にあるということになる。

こうして、貨幣形式によって「貨幣機能を果たす」ことになったものは、比較的長期間にわたって「価値」を保蔵できる性質を有するものでなければならない。これは、「誰もが共通に欲している」いわば人気商品を求める理路とは交叉しない。これに対して、「商品 Y」を早めに消尽しなければ「価値」がゼロに

なるものとすれば、現時点で要らないものの購入を余儀なくされることが起こりうると考えられる。すなわち、今日獲得したものと1ヶ月前に獲得したものとはタイムラグが相異なるため、先に後者を支出しなければならないのに対して、比較的長期間にわたって「価値」を保蔵できるものは、価値保蔵の安定性のためはじめていくら貯め込んでも構わないということになる。さらにまた、そこには、質料上の問題が発生しないため、今日獲得したものと1ヶ月前に獲得したものとの質的相違は全くなく、いずれも同じ「価値」の持つ交換手段として使うことができる。早めに消尽しなければ「価値」がゼロになるものに比べれば、商品経済的合理性ははるかに高い¹⁴⁹。

以上の考察から明らかなように、貨幣形式によって形づくられた一般的媒介項(一般的等価物/貨幣)は、現物貨幣だけを指すものとは限らない。そこには、現物貨幣を譲渡するという債務証書が信用貨幣としてカテゴライズされるのである。それゆえ、一般的等価物を求める個別主体の価値表現(p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y)には、現物貨幣(q 量の商品 Y)と信用貨幣(q 量の商品 Y に対する債務証書)との「萌芽を抽象的なかたちで宿している」ということができる。そこでの信用貨幣は、「三角取引」の「茶・債務」に付与される直接交換可能性と異なり、「 p 量の商品 X 」にとどまらず、「 r 量の商品 Z 」などと「交換」できる可能性を常に有する。これは、「商品 Y 」請求権という本然の機能を果たさずとも商品の手持ち交換を可能にする交換手段として現出されることになろう。このような「商品 Y 」請求権は、債権債務関係の形成者という点では商品引換券と同様なものであるが、「商品 X 」以外の「商品」の「価値」を体現するという点でそれとは生成の理路を異にするものといわなければならない。

第4節 兌換銀行券と不換銀行券

本節では、第2節と第3節とにおける信用貨幣の生成原理についての考察を

¹⁴⁹ ハーヴェイ[2014]は、貨幣について次のように説いている。「もし貨幣がまったくつかの間の瞬間しか価値を保存できないのであれば、それは流通媒体としても役立たないだろう。他方で、もし単なる流通手段としての貨幣を求めるのであれば、銀貨という『現実』貨幣とまったく同じように、偽造貨幣もその役目を果たせる。それゆえに金や銀は、価値尺度や価値保存には優れているが、商品流通が回りつづけるためには、今度は手形や紙幣/信用貨幣といった形態で表わす必要がある」(55頁)。要するに、「価値を保存できない」ような「単なる流通手段としての貨幣」は、「流通媒体」にはなりえないということである。この点は、「商品流通が回りつづける」にあたって、等価物における「価値を保存」する機能と「流通媒体として」の機能いずれも欠くべからざるものということを示唆しつつ、本文の「三角取引」において「茶／茶債務」のような「流通媒体」は、「商品流通」の一般的媒介項としては存立しえないということを逆説的に物語っている。

踏まえ、兌換銀行券と不換銀行券との概念規定について考察することにする。

前節では、価値表現「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」は、現金売買と信用売買という二つの交換方式を表象するものであり、そこから「商品 Y 」と「商品 Y 」請求権とが各々の売買方式の等価物として現出されることを確かめた。「商品 Y 」と「商品 Y 」請求権とを同様に扱うのは、いずれも「商品 Y 」の価値を体現する一つの様式だからである。但し、後者は、前者と異なる方式、つまり一定期間後に「 q 量の商品 Y 」を譲渡するということを根拠にその価値を体現する。このように、後者の直接交換可能性は二段構えではあるが、原理的には前者とともに「 q 量の商品 Y 」の価値を体現するものである点では違いがないのである。したがって、信用貨幣(兌換銀行券)もまた、現物貨幣(金属貨幣)と同様に相対的価値形態に置かれる一般商品の価値実現を可能にするものとみることができる。

それに対して、不換銀行券は、一定期間後に現物貨幣(金属貨幣)を譲渡するということを発行の根拠としていないため、信用貨幣(兌換銀行券)のもつ直接交換可能性とは相容れない構造となっている。たとえば、商品 X 所有者が不換銀行券(商品 Y)の所有者に向けて「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」のような価値表現を行うのは、不換銀行券の獲得を通して現物貨幣(金属貨幣)への兌換を保証してもらうためではない。商品 X 所有者は、不換銀行券に自分の「 p 量の商品 X 」の価値を実現させてもらうために価値表現を行うのであり、そうすることで、不換銀行券を交換手段または将来の交換手段として用いることができる¹⁵⁰。

これに関連して竹内[2004]は、次のように述べている。

「そして重要なことは、中央銀行券も、貸付関係のなかで発行されることによって、信用関係を内蔵して貨幣性を獲得していることである。発行される中央銀行券は預金とともにバランスシートの負債項目に入り、資産項目の金や外貨、手形(原理的にはこの手形が重要であるが)さらに国債などと、良好なバランスを保たなければならない。言い換えれば、中央銀行は、一方で企業や銀行の手形を受け取りつつ、他方で自分の手形(先取り貨幣)たる中央銀行貨幣を発行するのである」(101 頁)。

要するに、「中央銀行券」は、「中央銀行」と「企業や銀行」側との間の「貸付関係のなかで発行される」一種の信用貨幣であるということである。これに対して、山口[2008]は、竹内の議論の冒頭では信用貨幣が支払約束と定義されていることを指摘しながら、次のような疑問を提起している。

「まず、竹内はここで、『現在の中央銀行券は厳密な意味での信用貨幣ではない』

¹⁵⁰ 泉[2004a]:69-70 頁。

といているが、この点が『はじめに』で『[現行の]貨幣はある意味で信用貨幣である』、『一種の信用貨幣』であるというように、『信用貨幣』に修飾語を付けた理由であろう。しかし、信用貨幣を支払い約束と定義する以上、修飾語を付けてみても不換中央銀行券を信用貨幣とはいえないであろう。つまり、それはあくまでも、『一種の』支払約束ではないし、『ある意味での』支払約束でもないであろう」(89頁)。

さらにまた、山口は、「中央銀行券も、貸付関係のなかで発行されることによって、信用関係を内蔵して貨幣性を獲得している」という竹内の言説に対して、その「意味が不分明である」とし、「あえていうとすれば、たとえば、割り引いた手形の将来の価値が先取的に貨幣性を与えているとでもいうべきところではなかろうか」と述べている(89-90頁)。みられるように、「信用貨幣」をめぐる「定義」上の齟齬は、「不換中央銀行券」を事実上の「信用貨幣」と捉えられるかどうかによって生ずる。ここでは、用語の「厳密な」区別が要されるのであるが、さしあたり「現在の中央銀行券は厳密な意味での信用貨幣ではない」と捉えれば、「中央銀行券」の「貨幣性」の根拠は、「手形(中央銀行券)」が「中央銀行」によって「発行される」ことにあると限らない。「貨幣」の供給方式および流通方式上のメカニズムを意味する「信用」は、貨幣請求権を意味する「信用」とは概念的に相容れないように思える。

また、山口は、吉田[2002]の電子マネー論において、「吉田の信用貨幣の定義は請求権ではなく、貸出しないし信用関係によって発行＝創出された貨幣ということになり、その点で現代の不換中央銀行券も信用貨幣であると見ているのであろうと思われるが、これには疑問がある」(84頁)とし、次のように述べている。

「信用貨幣とは、一般的には、あるいは『資本論』の支払手段論での用語法では、貨幣請求権(債務者からいえば支払約束)が貨幣性をもっていることをいったものと理解してよいだろう。不換銀行券も信用関係によって創出されたものではあるにしても、ある資産に対する直接的な請求権ではないのに対して、信用関係が作り出した債権＝債務関係、つまり将来の支払に対する請求権そのものがそのまま貨幣性をもつ場合があるのであるから、信用貨幣という用語を、伝統的な用語法に従って後者の場合に限定して使い、不換銀行券には別の用語をあてて、両者の区別を不分明にしておかないでいく方が、信用関係によって創出される貨幣の流通性の根拠を重層的に考察する上でも有用ではないかと思われる」(同上)。

要するに、「不換銀行券も信用関係によって創出されたものではある」というときの「信用関係」は、「債権＝債務関係」そのものを意味しているわけではない。そのため、その「用語」において「両者の区別」が求められるということ

である。このように、「不換銀行券」は、いかなる意味でも相対的価値形態と等価形態との間の「債権＝債務関係」を形成するものとは言い難い。等価形態の買い手はすでに、相対的価値形態の売り手との商品交換で自分の「不換銀行券」を等価物として譲渡するのであり、したがって、一定期間後に「不換銀行券」を譲渡するという債務証書を発行する理由は当然ない¹⁵¹。ところが、「不換銀行券」を「信用貨幣」とする議論の多くは、山口の指摘のように、その根拠を「発行＝創出」のメカニズムそのものに求めているのは確かである。とはいえ、証書発行の創造性だけで不換銀行券を「信用貨幣」と規定するわけには行かないのも事実である。問題はやはり、「不換銀行券」の「発行＝創出」のメカニズムを原理的にどう捉えたらよいかということにある。

「原理論では、国家権力という経済主体を想定することはできないのであるが、この制度は商品経済的な合理性とあまり齟齬をきたさないようにもみえる。貨幣としての金について、市場でいちいち純度を確認したり、秤量したりするのは、市場の当事者にとって煩雑であり、コストがかかる。それを権威のある、したがって比較的に信頼度の高い国家が行うことによって様々な混乱を避けることができるであろうし、貨幣取扱費用の節約も可能になるであろう。市場の側から鑄貨制度への要請もこのような契機から考えられることである」（竹内[1997]:227頁）。

「国家権力」という「制度」が「商品経済的な合理性とあまり齟齬をきたさない」というのは、「鑄貨制度」だけでなく、「現代の不換中央銀行券」をみても一目瞭然である。但し、竹内自身も指摘しているように、「市場の側から」の「要請」というある種の契機によって「国家権力」などの「制度」がそこに介在しうる余地が生じるのであって、その逆ではない。要するに、「制度」を「原理論」次元で考察する際には「市場の側から」考えなければならないということである¹⁵²。

¹⁵¹ 「不換銀行券の弁済を、弁済を求められている当の不換銀行券で行うというのは循環論であり、これをもって弁済ということはおそらくできまい」（泉[2011]:133頁）。

¹⁵² 不換銀行券をめぐる論争において、いわば岡橋[1969]に代表される不換銀行券＝信用貨幣説は、不換銀行券が銀行の信用創造メカニズムによって発行される点に、他方で、麓[1967]に代表される不換銀行券＝国家紙幣説は、不換銀行券の債務性が事実上喪失されている点に着目している。前者が信用創造に、後者が支払約束に焦点を合わせている点で、両説が不換銀行券における「信用」の意味を異にしていることが見てとれる。とはいえ、原理論では、銀行や国家などの外的要因はさしあたり排除されるのであって、信用創造による銀行の債務発行そのものも、国家制度による通貨の発行そのものも、不換銀行券の流通根拠を考察するさいに取り入

これに関連して岡部[1996]は、次のように述べている。

「通常、貨幣『制度』は、法的な制度として存在する。現実の商品経済において法貨が貨幣として通用する根拠は、商品経済の論理に抵触しない限りにおいて、政治的・文化的な領域など商品経済の外部で形成された合意を受け入れなければ機能しえないという、商品経済の特質に由来するように思われる。商品経済は、一方で自律性を確保しうる論理を内包する社会でありながら、他方で、その論理を外部のもので補完せざるをえない構造をもつ社会であり、貨幣『制度』は、それを端的に示す事例と考えらえるのではないだろうか」(251頁)。

これによれば、「貨幣」が「貨幣」として実在するためには、「商品経済の外部で形成された合意」が要される。このような「制度」としての「貨幣」の一面は、「不換銀行券」の発行メカニズムだけでなく、「金属貨幣」などの現物貨幣の鑄造過程においても容易に見てとれる。いずれも「制度」的「補完」によってはじめて鑄造され「発行」されることになる。確かに、「不換銀行券」は、「中央銀行」の「発行＝創出」のメカニズムによって供給されるのであるが、だからといって、それが直ちに「信用貨幣」と規定できるとは限らない。その際の「信用」は、「商品経済」の内部で成立した「債権＝債務関係」を指し示すのではなく、「商品経済」の「外部のもので補完」された「制度」的装置を意味するからである。われわれは「原理論」で、「商品経済の外部」を直接想定するわけには行かないがゆえに、いかなる「制度」が「貨幣」に関与するのか知るすべはない。その意味で、「制度」の「商品経済/貨幣」への介在はさしあたり括弧に入れざるをえない。

「貨幣」にかかわる「制度」的側面を「不換銀行券」だけでなく、「金属貨幣」(鑄貨制度)も有しているということを受け止めることができれば、「不換銀行券」も「金属貨幣」と同様に現物貨幣の一形態とカテゴライズすることに何ら問題は生じない。「現実には、貴金属との交換が保証されなくとも貨幣は通用している。これらの事態は、商品経済が、貨幣が貴金属などの有体物でなければならないことを要しないことを示している」(岡部[1996]:250頁)。もちろん、「現実には」そうであるから「貴金属との交換が保証されなくとも貨幣」になりうるといっているのではない。そうではなく、「貨幣」自体のもつ実質的な使用価値は、「商品経済」においてどうでもよいということである。これに対して、「不換銀行券」は、金属貨幣のように一単位当たりの価値を有するわけではないがゆえに、「信用貨幣」ではあっても貨幣とはいえないというかもしれない。要するに、これは、「金」は「貨幣」でなくても「貴金属」という「商品」の一種としての価値を持つのであるが、「銀行券」は「貨幣」でなければ、単なる紙切れにすぎず、

れるべき論点になるとは限らない。詳しくは本文に譲る。

誰もそれを欲望の対象としないということである¹⁵³。

だが、こうした見解は、端的に言えば、「貨幣」を「商品」と同様に、あたかも一単位当たりの価値を有しているものであるかのように観念する短見にすぎない。ここでは、それを貨幣素材論と呼んでいるが、それはともかく、山口[2000]が述べているように、「不換銀行券の実質的有用性は、いわば制度によって支えられている有用性であるという点で、奢侈品としての金の実質的有用性とは異質のものでもあるが、奢侈品としての有用性もいわば慣習によるものである面もある。というよりも、欲望は歴史的、社会的産物である」(196頁)。「紙幣や铸貨についてはもちろん、貨幣としての金についても、貨幣の価値は実は素材に内在しているわけではない。その意味では、貨幣商品説が想定している貨幣も、その価値は素材という実体をもっているわけではない。素材とは使用価値のことであるとすれば、使用価値＝有用性も必ずしもあるものの内属性ではなく、一種の関係性であるから、時代によって変化するものである」(山口[2006a]:28頁)。

さらに付け加えるならば、「商品」は、すでに前節で考察したように、貨幣形式によってそこ(相対的価値形態)に置かれてしまったものに他ならない。要するに、一単位当たりの「価値」をどれくらい有しているかを問われる側が「商品」であり、問うている側が「貨幣」なのである。その意味で、「原理論においては、実は貨幣の素材を特定する必要はないのである。貨幣素材の使用価値はいろいろな点で交換手段としての機能に適したものとしておくだけでよい。原理論ではとりあえず便宜的に金地金をとって貨幣の性質と機能を説明しているわけであるが、純粹理論の問題としては、実はその素材そのものは何でもよいのである。地金でも、铸貨でも、紙片化した情報でもよい。さらには有体物でない当座預金でも電子情報でもよい。あるいはそれらを組み合わせた複数の素材でもよい。市場経済の発展段階と展開地域によって、それぞれの特殊な事情に応じた利便性の大きい素材が商品世界の共同作業として選出されて通用す

¹⁵³ 実際に岩井[1999]は、貨幣商品説について次のように述べている。「まず、貨幣商品説が正しくないことはすぐわかる。1万円札は1万円の価値がある貨幣である。しかし、印刷は非常に精巧だがただの紙きれにすぎない紙幣そのものを欲望の対象にする人はいない(つまり、商品としての価値はない)」(8頁、岩井[1998]:87-97頁)。すなわち、ここでの要点は、「1万円札」の質料一単位当たりの「価値」はほとんどないのに、「1万円の価値がある貨幣」として通用されている。だから、「貨幣商品説」は「正しくない」のだということである。しかし、ここでは、何故「貨幣」が、実質的使用価値の定在としての「商品」と対極的な立場で、形式的使用価値の定在として規定されるのかについての考察は見当たらない。「商品」は単に、実質的使用価値を持つもの(欲望の対象)だから、「貨幣」もまた、実質的使用価値の定在でなければならないというのが「貨幣商品説」であるかのように扱っているにすぎない〔詳しくは山口[2008]:63-66頁を参照〕。

るとしておけばよい」(山口[2006a]:33 頁)。

「貨幣素材」についての「原理論」の答えは、それは「一種の関係性」からなっているということである。それゆえ、「貨幣商品説」では「貨幣の素材を特定する必要はない」し、その質料一単位当たりの「価値」も意味をなさない。紙製の「不換銀行券」は、財としての「使用価値＝有用性」をほとんど持たないが、相対的価値形態と等価形態との間の対極的な「関係性」から「貨幣」という一般的媒介項の立場に立たされるという点では金属貨幣と違いがない¹⁵⁴。「不換銀行券」は、貨幣形式によって相対的価値形態の「商品」の「価値」を実現させることが可能であり、また比較的長期間にわたってその「価値」を安定的に保蔵することもできる。その限りで、「貨幣商品」の「素材そのものは何でもよい」というときの「素材」は原理的に、「交換手段としての機能に適したもの」であれば「何でもよい」というよりも、比較的長期間にわたって商品価値を安定的に保蔵するのに「適したもの」であれば「何でもよい」といった方が適切であろう¹⁵⁵。

以上の考察から明らかなように、「不換銀行券」は「金属貨幣」とともに現物

¹⁵⁴ 「不換中央銀行券は金とは縁が切れている貨幣であり、金属貨幣でないことは確かである。その限りで名目貨幣であるといってもよいであろう。しかし、では商品とも縁がきれている貨幣なのかというと、次の二点でそうではない。まず、名目貨幣でも、それ自体商品である。この貨幣について商品の二要因を考えてみるならば、使用価値はその貨幣としての諸機能である。この使用価値のゆえに被受領性が大きい。価値はもちろん貨幣以外の諸商品に対するその購買力である。諸商品の価値は貨幣の量、すなわち価格で示されるが、貨幣にはもちろん価格がない。しかし、価値が、したがって価値量がないわけではない。この価値の大きさをあえて外的なもので示そうとするならば、物価表を逆に読むしかない。これらの点で、貨幣は商品であるといっても、もちろん特殊な商品である。／不換銀行券が商品と縁が切れていないもう一つの点は、このこととも関連するが、貨幣は諸商品との関連の中で始めて貨幣でありうるということに由来する。貨幣の価値は諸商品の量と貨幣の量との関係(比率)としてしかない。しかもこの貨幣価値は、市場経済にとっては安定的でなければならない」(山口[2000]:193)。

¹⁵⁵ 奥山[2013]によれば、「不換紙幣は、商品の所有者の価格づけによって購買力を付与され、価値を与えられるが、その価値は、貨幣価値の変動が収斂するような均衡的な価値を持っていないのである。物価は限りなく上がることもあれば、限りなく下がることもある。不換紙幣それ自体には、物価を安定させる機能はないことになる」(32 頁)。「したがって、貨幣の価値という点では、不換紙幣はその性格からして、安定性、保存性の問題を抱えている」(33 頁)。但し、ここでいう「貨幣価値」の「安定性、保存性」の高低は、貨幣流通上の「問題」であって、価値表現上の「問題」ではない。詳しくは本文に譲るが、貨幣流通上の「問題を抱えている」というのが「不換紙幣」を金属貨幣と同格の現物貨幣と規定するにあたって何ら支障はないように思える。

貨幣の一形態とカテゴライズされうるというのは、「貨幣商品説」の論理に背馳しないということである¹⁵⁶。その意味で、「不換銀行券」を「兌換銀行券」とともに「信用貨幣」の一形態と捉える「並列説」は、「貨幣商品説」の通俗的な理解に与するような、意図せざる結果をもたらす。確かに、「不換銀行券」は、「貨幣素材」においてはもちろんのこと、その「発行＝創出」のメカニズムの特性上、「国家」の介入が行われている点、さらに「銀行」の債務発行＝信用創造を通じてなされている点からすれば、「兌換銀行券」と相違がないように見える。だが、それは単に、「貨幣商品」の供給/流通方式ではあっても、「貨幣商品」そのものの流通根拠にはならない。したがって、特定の「貨幣商品」の固有な特質および制約があたかも「貨幣商品」そのものの流通根拠であるかのように扱うのは妥当ではない。

「不換銀行券」は、「銀行」が「国家」に対する「債権」をバックにして「発行される」ものであり、それゆえ、当の「国家」における国際的な信認度がその価値に連動する¹⁵⁷。「不換銀行券」が「信用貨幣」や「国家紙幣」の下にカテゴライズされるのは、当の「国家」および「銀行」の「信用」を「発行」の不可欠な根拠としているからである¹⁵⁸。しかし、「不換銀行券」は、「信用貨幣」としての「兌換銀行券」とは根本的に相異なるものであり、端的に言えば、独占的な購買力を発揮する「貨幣商品」として、その獲得自体が「商品経済」において至上の目的かつ理由なのである。「貨幣商品」としての「金属貨幣」は、埋蔵量および採掘量などの自然環境による制限・制約が課されており、それがそれ自身の固有の特質をなす。それと同様に、「国家」および「銀行」などといった「制度」による制限・制約は、「貨幣商品」の一形態としての「不換銀行券」をなす固有の特質にすぎない。各々の特質は、「貨幣商品」のいわばサプライサイドに関わるファクターであり、またその限りで、各「貨幣商品」の価値変動を左右するものではあるが、だからといって、それ自体が「貨幣」の「貨幣性」を根拠づけるとは限らないということである。

¹⁵⁶ 「金が一般的等価におさまるからといって、それは発生の秘密をたどればやはり“意図せざる結果”においてそうなのである。しかし、このような『信認』が全くの恣意に堕さないのは、ともかくもその根底に、自らの合理的推論に対する確信と、そうした推論の普遍性に対する確信が、各経済人にまがりなりにもあるからだといわなければならない。そしてこのことを、貨幣の生成にともなう『基礎的信認』と呼んでよいように思われる。／もちろんどこまでいっても自覚的な『信認』はつねに『不信』と隣り合わせなのであり、貨幣が一般的等価として永続するためには、この特定素材に対する自覚的信認という手続きそのものを括弧に入れる必要がある。そしてその括弧入れを可能にするのが、貨幣の『形式的使用価値』に対する尽きることなき欲求と捉えうるのである」(大黒[2000]:48-49頁)。

¹⁵⁷ 奥山[2013]:126-128頁。

¹⁵⁸ Lapavitsas[2006]:70-73頁。

小括

最後に、以上の考察を踏まえ、単純な商品流通次元で信用売買および信用価格の形成に関して示唆する論点を取り上げて、本章のまとめとしよう。

販売 $W-G$ を展開する売り手は、買い手から現物の G か、もしくは G の請求権を等価形態として受け取ることになるが、そこで、多数の売り手が傾向的に、後者より前者の受け取りを選好するほど、市場では一般に現金価格を上回る信用価格が形成されると考えられる。

小幡[2013]は、信用価格の形成について次のような点を指摘している。

「相対的に高い信用価格の存在は、同時に現金販売を強いられる場合に生じる、現金価格の引き下げ圧力を抑制する効果をもっている。…… W' の側に生じる信用価格の乖離現象の裏面には、 W の側に価格分散に対する抑制効果がはたらいっている。もしこの抑制効果がまったく作用しなければ、その商品に内在する価値を実現しようとし、意図せざる結果として維持される商品在庫は消失し、バッファを内蔵した市場構造は瓦解する可能性がある」(88-89 頁)。

要するに、「信用価格の存在」は、「現金価格の引き下げ圧力を抑制」し、「バッファを内蔵した市場構造」の「瓦解」を防ぐように働くということである。そこで、売り手は、購買 $G-W'$ を強く意識しながら販売 $W-G$ を促進する過程で、常に「市場」から「現金価格の引き下げ圧力」を受けているとみることができる。確かに、販売 $W-G$ 自体が貨幣の獲得を前提として行われる以上、売り手としては「相対的に」低い「現金価格」で滞貨を一掃することが起こりうるが、その時「相対的に高い信用価格の存在」は、「引き下げ圧力」によって「分散」する「現金価格」に対して、いわば価格下落の抑止力として働くことになる。

ところが、「市場」に参入する売り手が、販売 $W-G$ 自体を専業とするものとは限らない。商品所有者は、すでに検討したように、商品 W' を購買するためだけでなく、自身のもの(一般商品)を貨幣と取り替えることで、比較的長期間にわたってその価値を安定的に保蔵するためにも交換を行う。その限りで、「商品在庫」を抱え込んでいるいわば商人資本家＝卸売業者に売り手を限定させるわけには行かない。われわれが貨幣を求める商品所有者の行為から読み取れるのは、商品所有者が貨幣の獲得を目的に「市場」に参入しているということだけであって、その販売 $W-G$ 行為が、保蔵媒体への需要によるものなのか、購買手段への需要によるものなのかを特定することはできないように思われる。

仮にある商品所有者が商品価値の安定的な保蔵を目的に、自身の商品を貨幣と取り替えておこうとするならば、貨幣商品は、価値の保蔵媒体または将来の購買手段として対象化されることになる。この場合、商品所有者が「相対的に」

低い「現金価格」より、利子が含まれている「相対的に高い信用価格」を得るために信用売買に乗り出すような可能性を排除しかねる。販売 $W-G$ を通じて受け取った貨幣を将来の購買手段として支出するかもしれないが、獲得後直ちに購買 $G-W'$ を展開しない限り、貨幣を現物で保蔵し続けるのはむしろデメリットになってしまう。それゆえ、商品所有者は、「相対的に高い信用価格」で自身の商品の価値を実現することで、当初の目的をも達成できる信用売買を愛好することになるだろう。

このような信用売買への需要は結果的に、「相対的に高い信用価格」にも「引き下げ圧力」を生じさせると推察できる。それゆえ、「信用価格」は、必ずしも「相対的に高い」水準で形成されとは限らず、「市場」もまた、そういう傾向を内面化しているとみななければならない。もちろん、これだけで「市場」（単純な商品流通次元）の価格形成メカニズムを把握できるとは限らない。そこには、現金売買と信用売買との間のダイナミズムから商品交換の価格動向を包括的に理解する必要があるように思われる。とはいえ、本稿では、商品価格の形成原理についての十分な検討がなされていないといわざるをえない。それについては、貨幣（現物貨幣/信用貨幣）の機能と共に解明すべき課題として次回に譲りたい。

まとめ

本稿では、貨幣/信用制度をめぐる従来の理論研究を批判的に検討し、原理論体系の枠組みの中で信用貨幣（信用売買）の生成（成立）可能性を模索した。各章では、次のような結論を導き出している。まず第1章「問題の所在－信用売買の理論領域」では、信用売買の理論領域を解明することは、貨幣論/信用論ではなく、商品論次元の課題であるということを、第2章「商品交換の成立原理」では、信用売買は、商品交換の一形式であるという点で現金売買との質的な相違が存在しないということを、第3章「貨幣生成の論理構造」では、多数の商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品—いわば人気商品—は、一般的等価物にはなりえないということを、第4章「貨幣の内なる二面」では、貨幣は、非市場では“富 G ”として、また市場では“商品 G ”として実在するものであるということを、最後に、第5章「信用貨幣の流通根拠」では、信用貨幣は、現物貨幣と同様に貨幣形式によって“貨幣性”を付与された貨幣の一様態であるということを明らかにしている。ここに、各章の内容をまとめることにする。

第1章「問題の所在－信用売買の理論領域」では、信用売買（商業信用）は、貸借関係を形式的に借用する商品交換の一形式であることを明らかにした。信用売買では買い手は、現金価格相当を購買力の形で貸し付けられることによって、売り手との債権債務関係を形成する。その過程で利子が、一定期間貨幣の用益を可能にする権利（資金）—これは、第2章で検討したように、私的所有の定在（商品）に他ならない—の価格として発生する。すなわち、利子は、商品価

格(現金価格)と相異なる別途の承認過程を経て信用価格を形成するのである。信用価格と現金価格との間の差額は、いかなる意味でも商品の価格から派生したいわば利得ではない。買い手は、資金の購買から貸し付けられた購買力を商品の購買過程で行使するがゆえに、その債務履行は、購買代金の支払ではなく、借金の返済となる。それゆえ、信用価格(信用売買の約定価格)は、商品価格(現金価格)+利子ではなく、貸金 or 借金+利子として形成されるのである。こうして、信用売買は、商品交換の初発形態(単純な商品流通)における購買過程を先取りするもの—購買の先取りおよび販売の先送り—としてではなく、商品と資金という二種の「商品」を売買する方式のものとして再規定されるべきであろう。

第2章「商品交換の成立原理」では、商品交換は、何によって成り立つのかについて考察した。こうした問いの持つ意義は、商品交換＝商品そのものの交換という図式による、現金売買と信用売買との皮相的な区分を再考することにあるといえる。商品交換は、権利の獲得と義務の履行とをめぐる売り手と買い手との間の権利義務関係を基盤として行われるものであり、これによって、両方の商品は、所有主体(私的所有権)を変更(移転)することができる。等価商品の授受時点の相違(即時か将来か)は表面的には、現金売買と信用売買とを区切る準拠になるかもしれないが、いずれも根本的には権利義務関係の所産であることには変わらないといわなければならない。というのは、いずれの方式もすでに所有主体(私的所有権)の変更(移転)の成立を前提としているからである。ここで、等価商品の授受時点の相違自体は、副次的かつ二義的なものにすぎない。こうして、商品論では、双方の商品を共時的に譲渡しあうような方式を正則と規定し、そうでない方式を埒外(貨幣論/信用論)に追い出せるような原理的必然性など存在しないということが分かる。いずれの方式をとるかは、商品交換の成り立ちに何ら影響を与えないのである。

続く第3章「貨幣生成の論理構造」では、商品価値の保蔵という契機はいかにして表面化されるのかについて考察した。ここでは、価値形態論における第1形態から第3形態に至る移行過程を批判的に吟味し、一般的等価物を生成させる機制を解明した。そこで、第2形態における二種の戦略(次善の策への巡回／間接交換)が逢着する各々の困難に着目した。すなわち、前者は、価値表現の臨界点に達することで、商品交換を一時的に休止させられ、所有商品の保有・保管を余儀なくされる。また後者は、商品交換の量的(超過・不足の発生)及び質的(状況の変化)なミスマッチからはみ出る残余分の保有・保管を余儀なくされる。ところが、このような意図せざる保有・保管は、コストの発生や商品の劣化などの問題を発生させる。この場合、個別主体は、積極的な消費衝動と無縁のものでもさしあたり取り替えておこうとする消極的な防御機制に迫られると考えられる。この機制は、比較的長期間にわたって価値を保蔵できるものへの需要を創出する。すなわち、交換のための保蔵ではなく、保蔵のための保蔵である。そうなると、後者への需要はやがて、商品社会の集団的傾向性を通じて一般性

を獲得し、保蔵のための保蔵を可能にするものへの需要に転換されることになる。

このように、一般的等価物は、必ずしも商品交換の媒介手段として生成されずとは限らない。そのため第4章「貨幣の内なる二面」では、流通手段論の延長線上で捉えられてきた蓄蔵の契機を批判的に検討し、単純な商品流通の基底に根付いている貨幣観/市場観を捉え返した。蓄蔵の契機は、購買活動の中断宣言によって受動的に与えられるわけでも、共同体に対して外来的にまたは商品世界に対して先験的に現われるわけでもなく、価値表現(商品形態)によって反省的に規定される。それゆえ、貨幣蓄蔵は、流通手段としての貨幣機能とは相容れない独自の領域を持つ。交換手段としての貨幣はむしろ、貨幣の一面にすぎず、それ自体としては商品社会において価格＝貨幣形態を編成する内的動力を持っていない。そうした限界に着目して、ここでは貨幣を、保蔵性と交換性との回路を内面化している自己完結的形式―第5章ではこれを貨幣形式として概念化している―として規定した。貨幣は、これまで疎遠だった市場(商品領域)と非市場(富の領域)とを緊密に結びつけることで、両領域の量的・質的高度化を促す。このように、本章では、市場を圍繞する非市場を富の世界として再規定し、市場と非市場とを結びつける貨幣の存在を浮き彫りにすることで、信用貨幣(信用売買)の生成(成立)の理論的な土台を提示したのである。

最後に、第5章「信用貨幣の流通根拠」では、商品論の枠組みの中で信用貨幣の生成可能性を原理的に解明した。ここでは、信用貨幣の萌芽形態は、現物貨幣(金属貨幣)と同様に価値形態論の理論展開から読みとれるかどうかを論じている。仮に「 p 量の商品 $X = q$ 量の商品 Y 」のような価値表現には、「商品 X 」所有者が是が非でも現物の「 q 量の商品 Y 」を譲渡されなければならないという必然性は存在しない。「商品 X 」所有者は、「商品 Y 」が比較的長期間にわたって「 p 量の商品 X 」の価値を保蔵できるものと判断できれば、現物の「 q 量の商品 Y 」の代わりに「 q 量の商品 Y 」を譲渡するという債務証券を発行してもらっても差し支えないからである。「商品 Y 」は、需要品を即時譲渡されうる力(直接交換可能性)の保持を可能にするものとして、「商品 X 」所有者の価値表現によって呼び寄せられるのであり、その限りで、一種の商品価値の保蔵媒体と位置づけられる。但し、「商品 Y 」が備える価値の保蔵性と交換の媒介性とは、貨幣形式によって与えられたものといわなければならない。それゆえ、個別貨幣がいかなる特性・特質を備えているのかは、二義的な問題にすぎなくなる。この点は、もはや貴金属との交換が保証されない現代の不換銀行券を現物貨幣の一樣態としてカテゴライズするさいの商品論的根拠を提供する。

以上の考察から明らかなように、信用貨幣は、口約束あれトークンであれ紙製媒体であれ電子記録であれ、いずれも等価形態の価値を体現するものである点で貨幣の一樣態として位置づけることができる。現物貨幣と信用貨幣とは、

各々現金売買または信用売買によって各々現出されるとはいえ、いずれも商品交換の成立によって現出される貨幣の個別様態である点で両者の間の質的相違は存在しないといわなければならない。しかしその反面において、現物貨幣と信用貨幣との間に量的な相違が生じる原因は何か。信用売買は一般に、現金売買と異なり、資金の売買が追加的に行われる。それによって、信用価格と現金価格との間に差額が生じ、そこで、利子が資金の価格として発生する。信用貨幣は、信用価格(貸金 or 借金+利子)を体現するものに他ならないが、信認度の高く権威のある機関によって発行されるものであれば、さしあたり利子は問題にならない。ということは、場合によってはそれが、貨幣形式のもとにおける現物貨幣と信用貨幣との同質性(貨幣の個別様態としての同質性)を前提にして現物貨幣との量的相違さえも消去することができるということを意味する。にもかかわらず、従来の原理論・商品論においてこうした同質性が否定されていたのは、一般的等価物を交換性の定在とする貨幣観と、単純な商品流通(先販売後購買)を商品交換の初発形態とする市場観とに起因するものといえよう。

参考文献

- 青木孝平[1984]『資本論と法原理』論創社。
- 青木孝平[1992]『ポスト・マルクスの所有理論－現代資本主義と法のインターフェイス』社会評論社。
- 青木孝平[1999]「交換過程における占有と所有－市場経済と法カテゴリーの相関社会科学的考察」鈴鹿医療科学大学『鈴鹿医療科学大学紀要』第6号。
- 青木孝平[2001]「分析派マルクス主義の批判的検討－宇野原理論の社会哲学的再構成に向けて」九州大学『経済学研究』第68巻第2・3号。
- 青木孝平[2002a]『コミュニタリアニズム－家族・私的所有・国家の社会哲学』社会評論社。
- 青木孝平[2002b]「価値形態論における占有と所有－資本主義における人間の地位を解読するために」鈴鹿医療科学大学『鈴鹿医療科学大学紀要』第9号。
- 青木孝平[2005]「コミュニタリアニズムとしての宇野経済学」『季刊 経済理論』第41巻第4号。
- 青木孝平[2008]『コミュニタリアン・マルクス－資本主義批判の方向転換』社会評論社。
- 青木孝平[2009]「コミュニズムとコミュニタリアニズム」千葉大学『公共研究』第5巻第4号。
- 青木孝平[2016]『「他者」の倫理学－レヴィナス、親鸞、そして宇野弘蔵を読む』社会評論社。
- 青木孝平[2019]『経済と法の原理論－宇野弘蔵の法律学』社会評論社。
- 阿部秀二郎[2006]「『経済人』の行方－新古典派・合理的経済人の批判を通して」

SGCIME 編『現代マルクス経済学のフロンティア』(マルクス経済学の現代的課題：第 II 集現代資本主義の変容と経済学，第 3 卷)御茶の水書房。

石井英朗[1964]「商品経済と私有制について－その覚え書き」『思想』第 485 号。

石橋貞男[2016]『現代の貨幣』白桃書房。

泉正樹[2004a]「商品貨幣説の意味すること」『季刊 経済理論』第 41 巻第 1 号。

泉正樹[2004b]「不換銀行券と計算貨幣」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第 113 号。

泉正樹[2011/2012]「不換銀行券と商品価値の表現様式(1)・(2)」『東北学院大学経済学論集』第 176・178 号。

泉正樹[2013]「書評：沖公祐著『余剰の政治経済学』」東京大学経済学会『経済学論集』第 78 巻第 4 号。

泉正樹・結城剛志[2016]「貨幣・信用論をめぐる研究状況－ Economy & Society 誌における論争を手掛かりとして」埼玉大学経済学会『社会科学論集』第 146・147 合併号。

泉正樹・江原慶・柴崎慎也・結城剛志[2019]『これからの経済原論』ぱる出版。

市原靖久[2006]「西洋的法観念の形成－*imago Dei* から *homo juridicus* へ」關西大學法學會『關西大學法學論集』第 56 巻第 2・3 号。

伊藤誠[1989]『資本主義経済の理論』岩波書店。

伊藤誠・C.ラバヴィツァス[2002]『貨幣・金融の政治経済学』岩波書店。

伊藤誠[2010]「価値概念の深化とその歴史的基礎」櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点』社会評論社。

伊藤誠[2016]『マルクス経済学の方法と現代世界』桜井書店。

今村仁司[1982]『暴力のオントロジー』勁草書房。

今村仁司[1985]『排除の構造－力の一般経済序説』青土社。

今村仁司[1990]『理性と権力－生産主義的理性批判の試み』勁草書房。

今村仁司[1994]『貨幣とは何だろうか』ちくま新書。

今村仁司[2000/2016]『交易する人間－贈与と交換の人間学』講談社。

今村仁司[2005]『マルクス入門』ちくま新書。

岩井克人[1990]「貨幣とは何か」日本大学経済学研究会『経済集志』第 59 巻第 4 号。

岩井克人[1998]『貨幣論』ちくま学芸文庫。

岩井克人[1999]「電子マネーの貨幣論」西垣通/NTT データシステム科学研究所編『電子貨幣論』NTT 出版。

岩田弘[1972]『資本主義と階級闘争－共産主義 I』社会評論社。

岩野茂道[2005]『ドル本位制・再論』鹿児島国際大学『地域経済政策研究』第 6 号。

岩野茂道[2007]『貨幣と国家－クナップの銀行券について』鹿児島国際大学『地域経済政策研究』第 8 号。

梅沢直樹[1998]「価値形態論の見直しのために」滋賀大学経済学会『彦根論叢』

第 315 号。

梅沢直樹[2001]「『価値形態論の見直しのために』再論」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第 331 号。

梅沢直樹[2002]「貨幣の帯びる象徴性をめぐって」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第 337 号。

梅沢直樹[2009]「原理論体系における流通論のあり方をめぐって—スミス・ポランニーとの交錯を通して」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第 377 号。

梅沢直樹[2012]「貨幣論の提起する方法論的問題をめぐって」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第 394 号。

植村高久[1992]「経済人の背後」山口重克編『市場システムの理論』御茶の水書房。

宇野弘蔵編[1956a/2019]『経済学(上巻)』KADOKAWA。

宇野弘蔵編[1956b/2019]『経済学(下巻)』KADOKAWA。

宇野弘蔵編[1959]『現代経済学演習講座改版経済原論』青林書院新社。

宇野弘蔵[1963]『経済学ゼミナール(2) 価値論の問題点』法政大学出版局。

宇野弘蔵[1964/2016]『経済原論』岩波書店。

宇野弘蔵[1965/1996]『価値論』こぶし書房。

宇野弘蔵編[1967]『資本論研究 I 商品・貨幣・資本』筑摩書房。

宇野弘蔵編[1968]『資本論研究 V 利子・地代』筑摩書房。

宇野弘蔵[1969a]『資本論の経済学』岩波書店。

宇野弘蔵[1969b/2016]『社会科学としての経済学』筑摩書房。

宇野弘蔵[1973]「経済原論 I」『宇野弘蔵著作集(1)』岩波書店。

宇野弘蔵[1974a]「マルクス経済学原理論の研究」『宇野弘蔵著作集(4)』岩波書店。

宇野弘蔵[1974b]「経済学方法論」『宇野弘蔵著作集(9)』岩波書店。

宇野弘蔵[1975/2014]『増補・農業問題序論』こぶし書房。

宇野弘蔵[2015]『資本論に学ぶ』筑摩書房。

江原慶[2017]「価値の量的表現論」東京大学大学院『経済学論集』第 82 巻第 1 号。

江原慶[2018]「価値形態論における計算貨幣」『季刊 経済理論』第 54 巻第 4 号。

江原慶[2019a]「資本の変容と『金融化』—清水真志の『貨幣資本家』再考論によせて」大分大学経済学会『大分大学経済論集』第 70 巻第 5・6 号。

江原慶[2019b]「銀行業と資本—分化・発生論批判」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』第 61 巻第 4 号。

大内力[1978]『信用と銀行資本』東京大学出版会。

大内秀明[1965]「私的所有と商品経済—スミスとマルクス」東北大学教養部『東北大学教養部紀要』第 2 号。

大内秀明[1971]「宇野経済学の基本問題」現代評論社。

- 大塚久雄[1966]『社会科学の方法－ヴェーバーとマルクス』岩波書店。
- 大塚久雄[2000]『共同体の基礎理論』岩波書店。
- 大藪竜介[1978]『マルクス、エンゲルスの国家論』現代思潮社。
- 岡橋保[1969]『信用貨幣の研究』春秋社。
- 岡橋保[1976]『流通信用論－ヒルファディング信用論の研究』金融経済研究所『金融経済』第156号。
- 岡部洋實[1984]「利子の根拠-商業信用における利子をめぐって」伊藤誠・桜井毅・山口重克編『利子論の新展開』社会評論社。
- 岡部洋實[1989]「銀行信用の展開と預金・発券(1)」北海道大学『経済学研究』第38巻第4号。
- 岡部洋實[1990]「銀行信用の展開と預金・発券(2)」北海道大学『経済学研究』第39巻第4号。
- 岡部洋實[1994]「原理論における株式会社論の可能性」北海道大学『経済学研究』第43巻第4号。
- 岡部洋實[1995]「商品交換と『価値表現』－カール＝メンガーの価値論の含意」北海道大学『経済学研究』第44巻第4号。
- 岡部洋實[1996]「貨幣『制度』生成の論理」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。
- 岡部洋實[2000]「貨幣生成論への視座(1)－山口重克氏の批判に答える」『経済学研究』第49巻第4号。
- 岡部洋實[2001]「貨幣生成論への視座(2)－山口重克氏の批判に答える」『経済学研究』第50巻第4号。
- 岡部洋實[2006a]「貨幣と認識－労働の同質性をめぐって」SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』(マルクス経済学の現代的課題：第II集現代資本主義の変容と経済学，第3巻)御茶の水書房。
- 岡部洋實[2006b]「『資本の商品化』論に関する批判的一考察」北海道大学『経済学研究』第56巻第2号。
- 岡部洋實[2016]「価値概念の再考」『季刊 経済理論』第53巻第2号。
- 岡本栄司・満保雅浩[1997]『電子マネー』岩波書店。
- 沖公祐[2012]『余剰の政治経済学』日本経済評論社。
- 沖公祐[2019]『「富」なき時代の資本主義』現代書館。
- 奥山忠信[1990]『貨幣理論の形成と展開－価値形態論の理論史的考察』社会評論社。
- 奥山忠信[1999]『富としての貨幣』名著出版。
- 奥山忠信[2013]『貨幣理論の現代的課題－国際通貨の現状と展望』社会評論社。
- 小幡道昭[1988]『価値論の展開－無規律性・階級性・歴史性』東京大学出版会。
- 小幡道昭[2004]「種の属性としての価値」東京大学経済学会『経済学論集』第70巻第1号。
- 小幡道昭[2006]「貨幣の価値継承性と多態性－流通手段と支払手段」東京大学

経済学会『経済学論集』第 72 巻第 1 号。

小幡道昭[2009]『経済原論－基礎と演習』東京大学出版会。

小幡道昭[2012]『マルクス経済学方法論批判－変容論的アプローチ』御茶の水書房。

小幡道昭[2013]『価値論批判』弘文堂。

小幡道昭[2014]『労働市場と景気循環－恐慌論批判』東京大学出版会。

小幡道昭[2016]「商品価値の内在性－価値重心説批判」『季刊 経済理論』第 53 巻第 2 号。

柄谷行人[1986/1992]『探究 I』講談社。

柄谷行人[1978/1990]『マルクスその可能性の中心』講談社。

柄谷行人[2010/2015]『世界史の構造』岩波書店。

萱野稔人[2005]『国家とはなにか』以文社。

萱野稔人[2016]『暴力と富と資本主義－なぜ国家はグローバル化が進んでも消滅しないのか』角川書店。

萱野稔人[2017]『カネと暴力の系譜学』河出書房新社。

川合一郎[1951]「信用理論の根本問題」金融経済研究所『金融経済』第 7・8 号。

川合一郎[1977]「信用論における論理と行動」大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第 77 巻第 4・5 号。

川合一郎[1981]「資本と信用」『川合一郎著作集(2)』有斐閣。

木村一郎[1976]「利子」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。

熊野純彦[2013]『マルクス 資本論の思考』せりか書房。

栗本慎一郎[1973]「経済人類学の意義と貨幣論の再構成－『富の一般的代表物としての貨幣』論」天理大学学術研究会『天理大学学報』第 24 巻第 7 号。

栗本慎一郎[1979/2013]『経済人類学』講談社。

栗本慎一郎[1980/1984]『幻想としての経済』角川書店。

栗本慎一郎[1982]『経済人類学の眼』青土社。

久留間鮫造[1957]『価値形態論と交換過程論』岩波書店。

古結昭和[1976]「信用理論の基本規定(序説)－信用貨幣と利子生み資本」高知大学『海南経済学』第 4 号。

古結昭和[1979]「利子生み資本の概念について－通説に欠落せる一論点」高知大学『高知論叢』第 7 号。

古結昭和[1983]「利子生み資本の現実的生成と銀行制度－信用制度の基本的枠組, その 1」高知大学『高知論叢』第 16 号。

小島寛[1984a]「世界貨幣と蓄蔵貨幣」東京経済大学『東京経大会誌』第 135 号。

小島寛[1984b]「『資本論』における蓄蔵貨幣論」山口重克・平林千牧編『マルクス経済学・方法と理論』時潮社。

小島寛[1998]「貨幣と資本－宇野弘蔵の所説によせて」東京経済大学『東京経

大学会誌』第 207 号。

小島寛[2015]「貨幣価値について」東京経済大学『東京経大学会誌』第 285 号。

向坂逸郎・宇野弘蔵編[1958]『資本論研究』至誠堂。

小松和彦・栗本慎一郎[1982]『経済の誕生－富と異人のフォークロア』工作舎。

齋藤實男[1983]「商品物神崇拜と『価値』(1)」一橋研究編集委員会『一橋研究』第 8 巻第 2 号。

齋藤實男[1984]「商品物神崇拜と『価値』(2)」一橋研究編集委員会『一橋研究』第 8 巻第 4 号。

桜井毅[1977]「宇野『原論』の学説史的意義」日本評論社『経済評論』第 26 巻第 7 号。

佐藤金三郎編[1977]『資本論を学ぶ I』有斐閣選書。

柴垣和夫[1968]「資本主義経済と基本的人権－諸権利と経済との距離」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』東京大学出版会。

柴垣和夫[1997]『現代資本主義の論理－過渡期社会の経済学』日本経済評論社。

柴垣和夫[2016]「社会諸科学から社会科学へ」武蔵大学経済学会『武蔵大学論集』第 63 巻第 2・3・4 号。

柴崎慎也[2016]「商業資本のもとにおける債務の集積」『季刊 経済理論』第 53 巻第 2 号。

清水敦[2007]「貨幣の本質とその能動性」小幡道昭・青才高志・清水敦編『マルクス理論研究』御茶の水書房。

清水敦[2010]「宇野価値尺度論の論理と射程」櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点』社会評論社。

清水真志[2006]『商業資本論の射程－商業資本論の展開と市場機構論』ナカニシヤ出版。

清水真志[2007a]「商品世界と使用価値(1)－欲望論の視座から」専修大学社会科学研究所『専修大学社会科学研究所月報』第 527 号。

清水真志[2007b]「商品世界と使用価値(2)－欲望論の視座から」専修大学社会科学研究所『専修大学社会科学研究所月報』第 528 号。

清水真志[2014]「もう一つの商業資本論(3)－『商人資本に関する歴史的事実』を手掛かりとして」専修大学経済学会『専修経済学論集』第 48 巻第 3 号。

清水真志[2017]「貨幣資本家と資本(3)－今日の『金融化』を背景にして」専修大学経済学会『専修経済学論集』第 51 巻第 3 号。

清水正徳[1977]「宇野理論と弁証法」日本評論社『経済評論』第 26 巻第 7 号。

清水正徳・降旗節雄[1983]『宇野弘蔵の世界－マルクス理論の現代的再生』有斐閣。

清水正徳[1994]『人間疎外論』紀伊國屋書店。

清水正徳[2005]『自己疎外論から「資本論」へ』こぶし書房。

下平尾勲[1974]『貨幣と信用－形態論研究』新評論。

菅原陽心[1997]『商業資本と市場重層化』御茶の水書房。

菅原陽心[2012]『経済原論』御茶の水書房。

鈴木鴻一郎[1959]『価値論論争』青木書店。

鈴木鴻一郎編[1960]『経済学原理論(上)』東京大学出版会。

鈴木鴻一郎編[1962]『経済学原理論(下)』東京大学出版会。

鈴木鴻一郎[1977]「宇野理論の方法」日本評論社『経済評論』第26巻第7号。

頭川博[1981]「利子生み資本と貨幣前貸の二つの区別」日本評論社『一橋論叢』第85巻第6号。

高橋洋児[2015]『なぜ、お札でモノが買えるのか』言視舎。

佐美光彦[1976]「商品」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。

竹内晴夫[1996]「信用の不確実性と制度的対応」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。

竹内晴夫[1997]『信用と貨幣－貨幣存位の根拠を問う』御茶の水書房。

竹内晴夫[2004]「電子マネー考－日本における電子マネー実験」SGCIME編『金融システムの変容と危機』(マルクス経済学の現代的課題：第I集グローバル資本主義，第5巻)御茶の水書房。

竹内晴夫[2019]「仮想通貨は貨幣として流通するか－信用論の観点から」信用理論研究学会2019年度春季大会報告資料。

竹田茂夫[2001]『思想としての経済学－市場主義批判』青土社。

建部正義[2002]「岩井克人氏の電子貨幣論の帰結」『商學論纂』第43巻第4・5号。

田中史郎[1991]『商品と貨幣の論理』白順社。

田中英明[2010]「商品の『資本性』－空所の純粋性から」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第382号。

田中英明[2017]『信用機構の政治経済学』日本経済評論社。

大黒弘慈[2000]『貨幣と信用－純粋資本主義批判』東京大学出版会。

大黒弘慈[2006]「主体の二重化(経済学における)」SGCIME編『第3巻 現代マルクス経済学のフロンティア』御茶の水書房。

大黒弘慈[2015]『模倣と権力の経済学』岩波書店。

大黒弘慈[2016]『マルクスと贋金づくりたち』岩波書店。

中野正[1958/1987]「価値形態論」『中野正著作集(1)』日本評論社。

中野正[1985]『経済学原理－「資本論」の問題点』ミネルヴァ書房。

中村泰治[1987]「蓄蔵貨幣と貨幣論」神奈川工科大学『幾徳工業大学研究報告』第11号。

中村泰治[1992]「本来の貨幣と現代の貨幣」山口重克編『市場システムの理論』御茶の水書房。

中村泰治[2009]「商業信用の成立条件と信用創造」『浦和論叢』第40巻。

永谷清[1975]『科学としての資本論』弘文堂。

永谷清[1997]『資本主義の核心』世界書院。

永谷清[2010]「価値の形態規定と実体規定－宇野派価値論の欠陥」櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点』社会評論社。

永谷清[2013]『市場経済という妖怪』社会評論社。

西部忠[2000]「〈地域〉通貨 LETS 貨幣・信用を超えるメディア」柄谷行人編『可能なるコミュニズム』太田出版。

西村可明[1977]「マルクスの所有概念について－社会主義経済論からの一考察」岩波書店『経済研究』第 28 巻第 3 号。

新田滋[1994]「市場プロセスと人間行為」茨城大学教養部『茨城大学教養部紀要』第 26 号。

新田滋[1997a]「自然状態と価値形態－純粹資本主義社会をめぐって」茨城大学政経学会『茨城大学政経学会雑誌』第 66 号。

新田滋[1997b]「信用創造理論の批判的再検討－フィリップス説と山口-小島説の問題点から」茨城大学人文学部『茨城大学人文学部紀要』第 30 号。

新田滋[2001]『恐慌と秩序－マルクス〈資本論〉と現代思想』情況出版。

新田滋[2004]「交換過程と価値形態－青木孝平氏の価値形態論をめぐって」『季刊 経済理論』第 41 巻第 1 号。

新田滋[2005]「侘美理論と世界資本主義論の可能性」茨城大学人文学部『茨城大学人文学部紀要』第 42 号。

新田滋[2010a]「商品・貨幣・市場形式の生成」茨城大学人文学部紀要『社会科学論集』第 49 号。

新田滋[2010b]「価値形態論と物神性論－廣松渉、柄谷行人による解釈の批判的再構築」茨城大学人文学部紀要『社会科学論集』第 50 号。

新田滋[2014]「『復元論』と『分化発生論』について－宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第 48 号。

長谷部孝司[1988]「購買手段としての貨幣と価値尺度論の展開」『筑波大学経済学論集』第 20 号。

日高普[1966]『商業信用と銀行信用』青木書店。

日高普[1968]『銀行資本の理論』東京大学出版会。

日高普[1983]『経済原論』有斐閣選書。

日高普[1994]『マルクスの夢の行方』青土社。

平田清明[1971]『経済学と歴史認識』岩波書店。

廣西元信[2002]『資本論の誤訳』こぶし書房。

廣松渉[1969/1991]『マルクス主義の地平』講談社。

藤川昌弘[1976]「信用」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。

藤田勇[1974]『法と経済の一般理論』日本評論社。

麓健一[1953]『信用創造理論の研究』東洋経済新報社。

麓健一[1956]『金融経済論』日本評論新社。

麓健一[1967]『不換銀行券論』日本評論新社。

降旗節雄[1965]『資本論体系の研究』青木書店。

降旗節雄[1997]『貨幣の謎を解く』白順社。

降旗節雄[2000]「宇野理論の構造と現代－体制問題の焦点としての現状分析」

降旗節雄・伊藤誠共編『マルクス理論の再構築－宇野経済学をどう活かすか』社会評論社。

松井暁[1990]「商業信用と利子生み資本」一橋研究編集委員会『一橋研究』第15巻第3号。

松井暁[1991]「信用と利子生み資本」日本評論社『一橋論叢』第105巻第6号。

松尾秀雄[1996]「交換の原理と共同体」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。

松尾秀雄[1999]『市場と共同体』ナカニシヤ出版。

松尾秀雄[2009]『共同体の経済学』ナカニシヤ出版。

松田正彦[1996]「情報と信用制度」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。

丸山圭三郎[1986]『フェティシズムと快楽』紀伊国屋書店。

望月清司[1977]「宇野経済学をささえた宇野史学」日本評論社『経済評論』第26巻第7号。

安田展敏[1984]「購買手段としての貨幣」山口重克・平林千牧編『マルクス経済学・方法と理論』時潮社。

山口系一[1999]「経済主体にとっての貨幣と信用」小幡道昭編『貨幣・信用論の新展開』社会評論社。

山口重克[1976]「貨幣・資本」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。

山口重克[1983]『資本論の読み方』有斐閣。

山口重克[1984]『金融機構の理論』東京大学出版会。

山口重克[1985]『経済原論講義』東京大学出版会。

山口重克[1987]『価値論の射程』東京大学出版会。

山口重克[1996]『価値論・方法論の諸問題』御茶の水書房。

山口重克[2000]『金融機構の理論の諸問題』御茶の水書房。

山口重克編[2004]『新版・市場経済－歴史・思想・現在』名古屋大学出版会。

山口重克[2006a]「電子マネーの貨幣論的考察」木立真直・辰馬信男編『流通の理論・歴史・現状分析』中央大学出版部。

山口重克[2006b]『類型論の諸問題』御茶の水書房。

山口重克[2008]『現実経済論の諸問題』御茶の水書房。

楊枝嗣朗[1986]「不換銀行券＝不換国家紙幣説の帰結－不換銀行券論争と現代信用理論(1)」佐賀大学経済学会『佐賀大学経済論集』第19巻第3号。

楊枝嗣朗[1987]「『信用論への蓄積論の復位』説批判－不換銀行券論争と現代信用理論(2・上)」佐賀大学経済学会『佐賀大学経済論集』第20巻第1号。

楊枝嗣朗[2008a]『貨幣論の再生－貨幣の抽象性と債務性(上)』佐賀大学経済学

- 会『佐賀大学経済論集』第40巻第6号。
- 楊枝嗣朗[2008b]『貨幣論の再生－貨幣の抽象性と債務性(下)』佐賀大学経済学会『佐賀大学経済論集』第41巻第1号。
- 横山章祐[2006]「価値形態論と商品貨幣説」『季刊 経済理論』第43巻第2号。
- 吉沢英成[1981]『貨幣と象徴』日本経済新聞社。
- 吉田暁[2008]「内生的貨幣供給論と信用創造」『季刊 経済理論』第45巻第2号。
- Aglietta, Michel・Orléan, André [1982・1984], “La violence de la monnaie”, Presses Universitaires de France(井上泰夫・斉藤日出治訳『貨幣の暴力－金融危機のレギュレーション・アプローチ』法政大学出版局, 1991年)。
- Braudel, Fernand [1985], “La Dynamique du Capitalisme”, Paris: Flammarion(金塚貞文訳『歴史入門』中央公論新社, 2009年)。
- Dodd, Nigel[1994], “The Sociology of Money: Economics, Reason and Contemporary Society”, Cambridge : Polity Press, 1994(二階堂達郎訳『貨幣の社会学』青土社, 1998年)。
- Harvey, David[2010], “A Companion to Marx’s Capital”, Verso Books(森田成也・中村好孝訳『〈資本論〉入門』作品社, 2011年)。
- Harvey, David[2014], “Seventeen Contradictions and the End of Capitalism”, London: Profile Books(大屋定晴・中村好孝ほか訳『資本主義の終焉』作品社, 2017年)。
- Hicks, John R.[1969], “A Theory of Economic History”, Oxford University Press(新保博・渡辺文夫訳『経済史の理論』講談社, 1995年)。
- Hilferding, Rudolf [1955], “Das Finanzkapital”, Dietz Verlag, Berlin(林要訳『金融資本論』〔上〕・〔下〕大月書店, 1961年)。
- Innes, Alfred M[1913], “What is Money?”, The Banking Law Journal 30(5), May, pp.377-408.
- Innes, Alfred M[1914], “The Credit Theory of Money”, The Banking Law Journal 31(2), January, pp.151-168.
- Lapavistas, Costas[2006], 泉正樹・吉村信之訳「権力と信頼－貨幣と信用の構成要素として－」SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』(マルクス経済学の現代的課題：第II集現代資本主義の変容と経済学, 第3巻)御茶の水書房。
- Locke, John[1689], “Two Treatise of Government”, edited by M. Goldie, Everyman, 1993(加藤節訳『完訳 統治二論』岩波書店, 2010年)。
- Macpherson, Crawford B[1964], “The Political Theory of Possessive Individualism : Hobbes to Locke”, London : Oxford University Press(藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版, 1980年)。
- Martin, Felix[2013], “Money : The Unauthorised Biography”, Failu Ltd(遠藤真美訳『21世紀の貨幣論』東洋経済新報社, 2014年)。

Marx, Karl[1859], *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Erstes Heft, Volksausgabe, besorgt von Marx-Engels-Lenin-Institut, Moskau, 1934(武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳『経済学批判』岩波文庫, 1956 年).

Marx, Karl[1858-1861], *Ökonomische Manuskripte und Schriften 1858-1861*, in Marx-Engels Gesamtausgabe, II-2, Dietz Verlag, Berlin, 1980(資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集③』大月書店, 1984 年).

Marx, Karl[1890], *Das Kapital*, Erster Band, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, Institut für Marxismus – Leninismus beim ZK der SED. Dietz Verlag, Berlin, 1962(岡崎次郎訳『資本論(マルクス=エンゲルス全集版第 1 巻第 1 分冊)』大月書店, 1972 年).

Marx, Karl[1894], *Das Kapital*, Dritter Band, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 25, Institut für Marxismus – Leninismus beim ZK der SED. Dietz Verlag, Berlin, 1964(岡崎次郎訳『資本論(マルクス=エンゲルス全集版第 3 巻第 2 分冊)』大月書店, 1972 年).

Menger, Carl [1923], “Grundsätze der Volkswirtschaftslehre”, 2. Aufl., mit einem Geleitwort von Richard Schüller, aus dem Nachlaß herausgegeben von Karl Menger, Wien und Leipzig(『一般理論経済学－遺稿による「経済学原理」第 2 版』第 2 巻, 八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳, みすず書房, 1984 年). MP: Deleuze, Gilles. et Guattari, Félix.[1980], *Milles plateaux*, Paris, Minuit (G. ドゥルーズ・F. ガタリ宇野邦一・小沢秋広・田中敏彦・豊崎光一・宮林寛・守中高明訳『千のプラトー(下)』河出書房新社, 2010 年).

North, Douglass C[1981], “Structure and Change in Economic History”, Cambridge : Cambridge University Press(大野一訳『経済史の構造と変化』日経 BP 社, 2013 年).

Polanyi, Karl[1957a], “The Semantics of Money-Uses”, reprinted in G. Dalton (ed.), *Primitive, Archaic and Modern Economies*, 175-203, Boston, MA : Beacon Press, 1968(玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』日本経済新聞社, 1975 年).

Polanyi, Karl[1957b], “Aristotle Discovers the Economy”, Polanyi, K., C. M. Arensberg & H. W. Pearson, eds., *Trade and Market in the Early Empires*, The Free Press, Glencoe(玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』日本経済新聞社, 1975 年).

Polanyi, Karl[1957c], “The Great Transformation”, the political and economic origins of our time, Foreword by Joseph E. Stiglitz, With a New Introduction by Fred Block, Boston: Beacon Press, 2001(野口建彦・栖原学訳『[新訳]大転換』東洋経済新報社, 2009 年).

Polanyi, Karl [1977], “The Livelihood of Man”, Academic Press, N.Y(玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済 I－市場経済の虚構性』岩波書店, 1998 年／玉野井芳郎・中野忠訳『人間の経済 II－交易・貨幣および市場の出現』岩波書店, 1998

年).

Wood, Ellen M[1995], “Democracy Against Capitalism : Renewing Historical Materialism”, Cambridge : Cambridge University Press(森川辰文訳・石堂清倫監訳『民主主義対資本主義』論創社, 1999 年).

Wood, Ellen M[1999], “The Origin of Capitalism”, Monthly Review Press(平子友長・中村好孝訳『資本主義の起源』こぶし書房, 2001 年).

Wood, Ellen M[2003], “Empire of Capital”, London : Verso(中山元訳『資本の帝国』紀伊国屋書店, 2004 年).